

都市公園種別開設面積

(令和5年3月31日)

(面積単位:ha)

種別	住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園				広域国営	緑地・緑道				公園箇所数	公園開設面積
	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	動植物	歴史	墓園		緩衝緑地	都市緑地	緑道	広場		
市計	341.62	202.59	156.25	325.34	64.69	496.49	12.14	21.16	74.69	0.00	28.38	975.41	10.50	1.2	2,913	2,884.79
町村計	67.07	60.75	76.14	58.60	79.04	101.58	0.00	1.09	0.00	647.40	5.44	130.83	1.35	0.00	383	1,337.20
合計	408.69	263.34	232.39	383.94	143.73	598.07	12.14	22.25	74.69	647.40	33.82	1,106.24	11.85	1.20	3,296	4,221.99

下水道処理人口普及率

令和6年3月31日現在 (4月1日公示分含まない)

市 町 村 名	行政区域人口 A (人)	処理区域人口 B (人)	水洗化人口 C (人)	普及率 B/A (%)	処理率 C/A (%)	水洗化率 C/B (%)	備 考
仙 台 市	1,061,450	1,048,110	1,045,279	98.7	98.5	99.7	
石 巻 市	133,724	96,695	76,163	72.3	57.0	78.8	
塩 竈 市	51,891	51,587	50,081	99.4	96.5	97.1	
気 仙 沼 市	57,047	10,857	8,997	19.0	15.8	82.9	
白 石 市	30,914	21,303	19,520	68.9	63.1	91.6	
名 取 市	79,665	74,440	73,563	93.4	92.3	98.8	
角 田 市	26,748	15,660	13,730	58.5	51.3	87.7	
多 賀 城 市	61,782	61,722	61,114	99.9	98.9	99.0	
岩 沼 市	43,387	40,690	39,898	93.8	92.0	98.1	
登 米 市	72,754	34,216	27,786	47.0	38.2	81.2	
栗 原 市	61,318	30,539	22,830	49.8	37.2	74.8	
東 松 島 市	38,168	32,125	29,399	84.2	77.0	91.5	
大 崎 市	123,083	54,573	45,111	44.3	36.7	82.7	
富 谷 市	52,378	50,843	50,774	97.1	96.9	99.9	
蔵 王 町	10,996	5,610	5,109	51.0	46.5	91.1	
七 ヶ 宿 町	1,223	1,117	1,035	91.3	84.6	92.7	
大 河 原 町	23,414	22,197	21,495	94.8	91.8	96.8	
村 田 町	9,987	6,395	5,599	64.0	56.1	87.6	
柴 田 町	36,462	30,312	28,098	83.1	77.1	92.7	
川 崎 町	8,020	5,288	5,076	65.9	63.3	96.0	
丸 森 町	11,780	4,608	3,716	39.1	31.5	80.6	
亘 理 町	32,926	26,618	24,631	80.8	74.8	92.5	
山 元 町	11,516	6,884	6,794	59.8	59.0	98.7	
松 島 町	13,019	9,468	8,933	72.7	68.6	94.3	
七 ヶ 浜 町	17,748	17,728	17,400	99.9	98.0	98.1	
利 府 町	35,804	34,235	33,443	95.6	93.4	97.7	
大 和 町	27,908	24,772	23,543	88.8	84.4	95.0	
大 郷 町	7,530	3,598	3,119	47.8	41.4	86.7	
大 衡 村	5,538	3,365	3,185	60.8	57.5	94.7	
色 麻 町	6,223	3,592	2,648	57.7	42.6	73.7	
加 美 町	21,232	15,512	11,976	73.1	56.4	77.2	
涌 谷 町	14,480	6,643	4,699	45.9	32.5	70.7	
美 里 町	23,034	11,056	8,722	48.0	37.9	78.9	
女 川 町	5,844	5,112	4,671	87.5	79.9	91.4	
南 三 陸 町	11,665	750	663	6.4	5.7	88.4	
市 部 計	1,894,309	1,623,360	1,564,245	85.7	82.6	96.4	
町 村 部 計	336,349	244,860	224,555	72.8	66.8	91.7	
宮城県計(仙台市含む)	2,230,658	1,868,220	1,788,800	83.8	80.2	95.7	
宮城県計(仙台市除く)	1,169,208	820,110	743,521	70.1	63.6	90.7	
仙 塩 流 域	313,291	311,195	307,722	99.3	98.2	98.9	
阿 武 隈 川 下 流 流 域	364,159	305,667	292,977	83.9	80.5	95.8	
鳴 瀬 川 流 域	46,509	26,531	22,374	57.0	48.1	84.3	
吉 田 川 流 域	88,674	79,433	77,476	89.6	87.4	97.5	
北 上 川 下 流 流 域	122,779	93,379	77,030	76.1	62.7	82.5	
迫 川 流 域	58,321	28,399	20,905	48.7	35.8	73.6	
北 上 川 下 流 東 部 流 域	46,424	36,650	30,183	78.9	65.0	82.4	
流 域 計	1,040,157	881,254	828,667	84.7	79.7	94.0	
単 独 公 共 計	1,190,501	986,966	960,133	82.9	80.6	97.3	
単独公共計(仙台市除く)	329,852	139,468	115,011	42.3	34.9	82.5	

※ 4月1日公示分を含まない。

一般社団法人宮城県LPガス協会連絡先一覧表

令和4年7月1日 現在

本部	980-0014 仙台市青葉区本町三丁目5番22号 宮城県管工事会館 5階
	電話：022-262-0321～2 FAX：022-215-4158
LPガスお客様相談所	(一社)宮城県LPガス協会内 電話：022-225-0929

NO.	協議会名	市 郡 別	所在市区町村	協議会長会社	電話番号	F A X
1	仙南第一LPガス協議会	白石市 刈田郡 角田市 伊具郡	白石市 蔵王町 七ヶ宿町 角田市 丸森町	上西産業(株)	0224-26-3621	0224-26-2123
2	仙南第二LPガス協議会	柴田郡	大河原町 柴田町 村田町 川崎町	(株)鶴見屋商店 大河原営業所	0224-52-2734	0224-52-2736
3	仙南第三LPガス協議会	亶理郡 岩沼市 名取市	亶理町 山元町 岩沼市 名取市	栄栄商店	0223-35-2405	0223-35-2405
4	宮城仙台地区LPガス協議会	仙台市	青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区	村上企業(株)	022-233-7980	022-233-7984
5	くろしおLPガス協議会	黒川郡 富谷市 塩竈市 宮城郡 多賀城市	大和町 大郷町 大衡村 富谷市 塩竈市 松島町 七ヶ浜町 利府町 多賀城市	(有)斎藤商店	022-357-3328	022-357-4440
6	石巻地区LPガス協議会	石巻市 東松島市 牡鹿郡	石巻市 東松島市 女川町	(株)二葉燃料	0225-22-2828	0225-22-2865
7	大崎地区LPガス協議会	大崎市 遠田郡 加美郡	大崎市 美里町 涌谷町 加美町 色麻町	(有)大友燃料店	0229-32-2007	0229-32-2026
8	栗原・登米地区LPガス協議会	栗原市 登米市	栗原市 登米市	熊谷燃料住設(株)	0220-22-2415	0220-22-6732
9	三陸地区LPガス協議会	気仙沼市 本吉郡	気仙沼市 南三陸町	(株)丸和	0226-22-3011	0226-22-3009

宮城県LPガス保安センター協同組合連絡先一覧表

NO.	名称	所在地	電話番号	F A X
1	宮城県LPガス保安センター協同組合 本部	981-1104 仙台市太白区中田5丁目3番21号 南仙台広瀬ビル	022-241-3635	022-241-3962
2	第1支所	981-1104 仙台市太白区中田5丁目3番21号 南仙台広瀬ビル	022-241-3635	022-241-3962
3	第2支所	989-4415 大崎市田尻字御蔵16番4号	0229-39-0401	0229-39-7112

危険物規制対象施設数

令和6年3月31日現在

施設区分 消防本部名	計	製造所	小計	貯蔵所							小計	取扱所				事業所数
				屋内	屋外	屋内	地下	簡易	移動	屋外		給油	販売	移送	一般	
				貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所	貯蔵所		取扱所	取扱所	取扱所	取扱所	
仙台市	1,980	8	1,419	262	160	80	513	6	386	12	553	324	4	2	223	810
名取市	281	1	211	22	24	1	52	0	102	10	69	42	0	0	27	117
登米市	324	0	212	21	28	5	71	0	87	0	112	59	0	0	53	198
栗原市	318	0	223	47	39	2	66	0	63	6	95	44	0	0	51	274
黒川地区	473	6	297	79	52	2	74	1	76	13	170	75	0	0	95	235
石巻地区	780	0	552	56	109	17	156	0	203	11	228	119	0	0	109	362
塩釜地区	1,116	2	918	49	171	11	91	2	567	27	196	81	6	8	101	272
あぶくま	360	1	238	56	63	1	60	1	46	11	121	60	0	0	61	186
仙南地域	816	10	569	127	90	7	206	2	122	15	237	116	0	0	121	433
大崎地域	818	4	553	88	68	6	223	0	161	7	261	123	0	0	138	509
気仙沼・本吉地域	281	0	182	22	23	5	52	0	68	12	99	44	0	1	54	113
宮城県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	
合計	7,549	32	5,374	829	827	137	1,564	12	1,881	124	2,143	1,087	10	13	1,033	3,509

高圧ガス関係事業所数

(令和6年3月31日現在)

管内			計
事業所区分			
製造事業所	第一種	一般高圧ガス	93
		液化石油ガス	49
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	2
		冷凍	78
		計	222
	第二種	一般高圧ガス	210
		液化石油ガス	5
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	
		冷凍	1086
		計	1301
	コンビ則		3
	計		1526
販売事業所	高圧 ガス 保安法		507
		液化石油ガス	231
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	12
	液化 石油 ガス法	販売事業者数	334
		特定供給設備	28
貯蔵所	第一種	一般高圧ガス	42
		液化石油ガス	40
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	2
		計	84
	第二種	一般高圧ガス	132
		液化石油ガス	16
		一般高圧ガス及び液化石油ガス	3
		計	151
	計		235
特定消費 事業所	一般高圧ガス		56
	液化石油ガス		36
	一般高圧ガス及び液化石油ガス		2
	計		94
容器検査所			12

※法定移譲した仙台市を除く

火薬類関係事業所数

令和6年3月31日現在

	製造業者（煙火類）			販 売 業 者									火 薬 庫									庫 外 貯 蔵 所			
	打上仕掛	玩具	打上・仕掛玩具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	1級	2級	3級	実包	煙火	玩具	導火線	水蓄	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
県合計	3			1	5	2	6	5		3	12	34	15		2	2	9	1			29	16			12

※1 販売業者のA、B、C、D、E、F、G、H欄は、それぞれ、以下の内容をさす。

- A 火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
- B 火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
- C 火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
- D 実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
- E 船舶用火工品を販売するもの
- F 建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
- G 煙火を販売するもの
- H 競技用紙雷管を販売するもの

※2 1級～3級火薬庫の定義は以下のとおりである。

- 1級 最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
- 2級 土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
- 3級 少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。

※3 指定都市については平成29年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

宮城県毒劇物協会備蓄品一覧

平成 30 年 9 月現在

◦中和剤（酸） 3 5 %硫酸	2 0 k g ポリ缶× 6
◦中和剤（アルカリ） 2 5 %苛性ソーダ	2 0 k g ポリ缶× 6
◦吸着剤（乾燥砂）	2 0 k g 袋× 6
◦吸着剤（ケミカルソーベント）	2 0 k g 箱× 6
◦防毒マスク	6 個（吸収缶 酸性・ハロゲン各 6）
◦防毒衣	6 個
◦保護具（手袋）	6 個（長手袋 3 2 c m 耐酸性）
◦保護具（長靴）	6 個（2 7 c m 耐酸性）
◦保護具その他 ゴーグル	6 個
ヘルメット	6 個
スコップ	6 個

毒物劇物製造業登録施設一覧

令和6年4月末現在

施設名称	所在地
東北電力株式会社 燃料部	仙台市青葉区本町一丁目7番1号
サンケミファ株式会社落合事業所	仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1
ENEOS株式会社仙台製油所	仙台市宮城野区港5-1-1
木田株式会社仙台港流通センター	仙台市宮城野区港4-121-5
東曹産業株式会社仙台工場	仙台市宮城野区港4丁目12番17号
第一物産株式会社仙台支店	仙台市若林区鶴代町二番60-1
サンエス化学工業株式会社	仙台市若林区鶴代町2番22-5号
三丸化学株式会社	柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘12番地の1
DIC北日本ポリマ株式会社	刈田郡蔵王町宮字新大除56番地
東邦メッキ株式会社村田工場	柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘31-2
エムシークロップ&ライフ化成株式会社船岡工場	柴田郡柴田町大字船岡字滝沢1番地の6
北日本興産株式会社	岩沼市下野郷字出雲屋敷48
カメイ物流サービス株式会社エネルギー物流部塩釜 貞山油槽所	塩竈市貞山通2丁目9-1
ソーダニッカ株式会社仙台・七ヶ浜ケミカルセンタ ー	七ヶ浜町東宮浜字笠岩16-24
日本アルコール販売株式会社仙台支店	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字笠岩16番25号
日本アルコール物流株式会社仙台営業所	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字笠岩16番25号
ソーダニッカビジネスサポート株式会社 七ヶ浜営 業所	七ヶ浜町東宮浜字笠岩16-24
ナーリン株式会社	黒川郡大郷町川内字南別所2番7
大和薬品株式会社	黒川郡大和町松坂平8丁目3番2号
三徳化学工業株式会社宮城工場	黒川郡大和町テクノヒルズ54番地
ラサ工業株式会社三本木工場	大崎市三本木音無字山崎26-2
クミアイ化学工業株式会社小牛田工場	遠田郡美里町南小牛田字山の神100番地
有限会社ピー・シー・センター	遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地8番地
細倉金属鋳業株式会社	栗原市鶯沢南郷荒町48番地
株式会社ササエイ薬局	栗原市若柳字川北元町裏17-1
ジェー・オー・ケミカル株式会社	石巻市三河町8番地の3
ジェー・オー・ケミカル株式会社ケミカルセンタ ー	石巻市三河町15番地
Dexerials Precision Com ponents株式会社	登米市中田町宝江字加賀野境30番地
青葉化成株式会社	仙台市泉区大沢3丁目2-5

自主防災組織の現状

(令和6年4月1日現在)

団体名称	組織数				規約策定 組織数	構成員数
	町内会	小学校	その他	計		
仙台市	1,349	0	14	1,363	0	776,863
石巻市	229	0	0	229	229	69,181
塩竈市	83	0	0	83	83	7,256
気仙沼市	151	0	48	199	151	4,719
白石市	102	0	89	191	191	28,650
名取市	124	4	54	182	182	39,589
角田市	79	0	1	80	0	25,185
多賀城市	46	0	9	55	46	62,061
岩沼市	58	0	0	58	56	38,105
登米市	300	0	0	300	300	72,754
栗原市	252	0	0	252	252	61,318
東松島市	79	0	0	79	79	38,168
大崎市	354	3	1	358	358	123,083
富谷市	39	0	15	54	50	19,948
蔵王町	20	0	27	47	20	3,951
七ヶ宿町	0	0	9	9	0	446
大河原町	40	0	0	40	40	10,031
村田町	21	0	25	46	46	5,323
柴田町	39	0	36	75	75	36,560
川崎町	13	0	0	13	13	4,560
丸森町	96	0	0	96	0	11,780
亘理町	68	0	51	119	0	32,926
山元町	24	0	0	24	24	11,430
松島町	0	0	52	52	52	9,996
七ヶ浜町	21	0	1	22	22	6,927
利府町	26	0	0	26	26	35,804
大和町	59	0	0	59	59	27,908
大郷町	22	0	22	44	44	7,530
大衡村	14	0	1	15	14	334
色麻町	24	0	25	49	49	1,992
加美町	79	0	0	79	0	1,580
涌谷町	0	0	40	40	0	5,990
美里町	58	0	0	58	58	9,360
女川町	3	0	0	3	0	542
南三陸町	44	0	32	76	76	3,107
宮城県計	3,916	7	552	4,475	2,595	1,594,957

民間防火クラブ等

令和6年4月1日現在

消防本部 (局)	市町村名	少年消防クラブ		幼年消防クラブ		女性(婦人)防火クラブ	
		クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数
仙台市	青葉区	4	242	11	1,205	80	25,459
	宮城野区	5	409	7	490	77	9,147
	若林区	1	18	7	359	124	17,485
	太白区	2	651	10	577	119	16,178
	泉区	1	8	10	721	35	22,066
	小計	13	1,328	45	3,352	435	90,335
名取市	名取市			15	960	54	12,233
登米市	登米市	10	1,988	23	986	31	16,750
栗原市	栗原市			11	600	1	4,624
黒川	富谷市			14	1,423	15	2,872
	大和町	1	15	7	802	15	4,112
	大郷町	2	24	1	168	22	2,940
	大衡村			1	128	1	1,351
	小計	3	39	23	2,521	53	11,275
石巻	石巻市	31	1,003	36	2,094	5	223
	東松島市	1	23	11	895	1	202
	女川町	1	40	2	90		
	小計	33	1,066	49	3,079	6	425
塩釜	塩竈市	7	407	13	865		
	多賀城市	6	555	19	1,748	9	28,304
	松島町	3	100	4	189	11	5,704
	七ヶ浜町	3	179	6	337	12	6,927
	利府町	6	354	10	919	18	10,005
	小計	25	1,595	52	4,058	50	50,940
あぶくま	岩沼市			4	607	9	1,502
	亘理町			7	315	39	6,564
	山元町			3	151	17	2,326
	小計			14	1,073	65	10,392
仙南	白石市			6	173	89	5,726
	角田市			3	301	93	11,519
	蔵王町			1	85	27	2,673
	七ヶ宿町			1	31		
	大河原町			5	525	43	10,528
	村田町			2	170	25	2,071
	柴田町			7	452	36	9,647
	川崎町					20	1,857
	丸森町			4	198	8	3,438
	小計			29	1,935	341	47,459
大崎	大崎市			21	529	95	16,199
	色麻町					25	1,764
	加美町			6	130	70	2,527
	涌谷町	1	85	5	236	47	3,340
	美里町			1	120	9	7,636
	小計	1	85	33	1,015	246	31,466
気仙沼・本吉	気仙沼市	14	352	20	772	48	4,719
	南三陸町	8	646	6	243	34	2,539
	小計	22	998	26	1,015	82	7,258
合 計		107	7,099	320	20,594	1,364	283,157

災害ボランティアセンターに係る関係機関等の役割(平常時)

機 関 名		役 割
		平 常 時
市 町 村 災害ボラ ンティア センター	市町村社協	・行政及び災害時支援団体等との連携強化 ・要援護者への災害時の支援体制整備に関する行政等との連携と協力 ・社会福祉施設及び日赤分区との連携強化 ・地域住民に対する災害ボランティア研修の実施 ・市町村災害ボランティアセンター立ち上げの準備（場所の確保，必要機具の調達方法の確保）と訓練 ・災害ボランティアセンター運営研修会等への参加 ・災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成講座等への参加 ・災害時に想定されるボランティア業務の整理及び情報発信のための環境整備
	市町村	・市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ準備及び平時の取組みに対する支援 ・災害ボランティアの受入体制と活動体制の整備に関する調整と支援 ・災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れた必要な調整・支援
県 災 害 ボラン ティアセ ンター	県社協	・行政及び災害時支援団体等との連携強化 ・県災害ボランティアセンター立ち上げの準備と訓練 ・災害ボランティアセンター運営研修会等の開催 ・災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成講座等の開催 ・災害ボランティアセンターの運営マニュアル及び諸様式の作成 ・災害時に想定されるボランティア業務の整理及び情報発信のための環境整備
	県	・災害ボランティアの受入体制と活動体制の整備に関する調整と支援 ・県災害ボランティアセンターの立ち上げの準備及び平時の取組みに対する支援 ・災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れた必要な調整・支援 ・災害ボランティアセンターの設置・運営に備えた，広域でのサポート体制の構築

赤十字防災ボランティア活動推進要綱

平成4年6月10日制定

(目的)

第1 この要綱は、赤十字防災ボランティア活動の推進に関する必要な事項を定め、安全で有効な活動を期することを目的とする。

(防災ボランティアの定義)

第2 本要綱において「防災ボランティア」とは、災害時に日本赤十字社の調整の下に被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力、労力、時間等を、自主的に無報酬で提供するすべての個人及び団体をいう。防災ボランティアには、次の3種類がある。

① 赤十字奉仕団員

② 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体

③ 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

(防災ボランティアの活動内容)

第3 防災ボランティアは、赤十字社が行う災害救護活動に参加・協力する。また、赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能・特色を活かした活動についても積極的に行う。

(関係機関との連絡体制の確保)

第4 防災ボランティア活動を有効的に推進するためには、活動場所、活動内容、受入れ等について詳細な情報を必要とするので、本社及び支部は常に関係機関との緊密な連絡体制の維持に努める。

(赤十字奉仕団員等への勧奨)

第5 本社及び支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等に対し、研修・訓練等を通じ、防災ボランティア活動への組織的な活動を促し、防災ボランティア活動の中心的な役割を担えるような体制を整える。

(赤十字奉仕団員以外の個人又は団体に対する訓練・研修)

第6 上記第2の②に規定されている個人又は団体に属する訓練・研修について、本社及び支部は適宜研修会等を開催し、又は講師を派遣する等、できる限りの便宜を図る。

(防災ボランティアの登録)

第7 防災ボランティアについては、本社及び支部において、別に定めるところにより予め登録する。この場合、各人の特殊技能等による機能別照会についても考慮しておくこととする。

(災害発生時の防災ボランティア受入れ)

第8 上記第2の③に規定されているような、災害発生時に防災ボランティアとしての活動を申し出る者については、活動に先立って、登録のうえ、その業務内容等に関する研修、訓練等を行うこととし、特に安全性については十分に配慮する。

(防災ボランティア・リーダーの養成)

第9 本社は、災害時に防災ボランティアの活動を円滑かつ安全に行うため、これらの連絡・調整にあたる防災ボランティア・リーダーを養成する。対象者は、別途定める資格要件に基づき、本社及び各支部が選定する。各支部は、地域の特性等について十分考慮のうえ、必要な人数のリーダーを確保する。

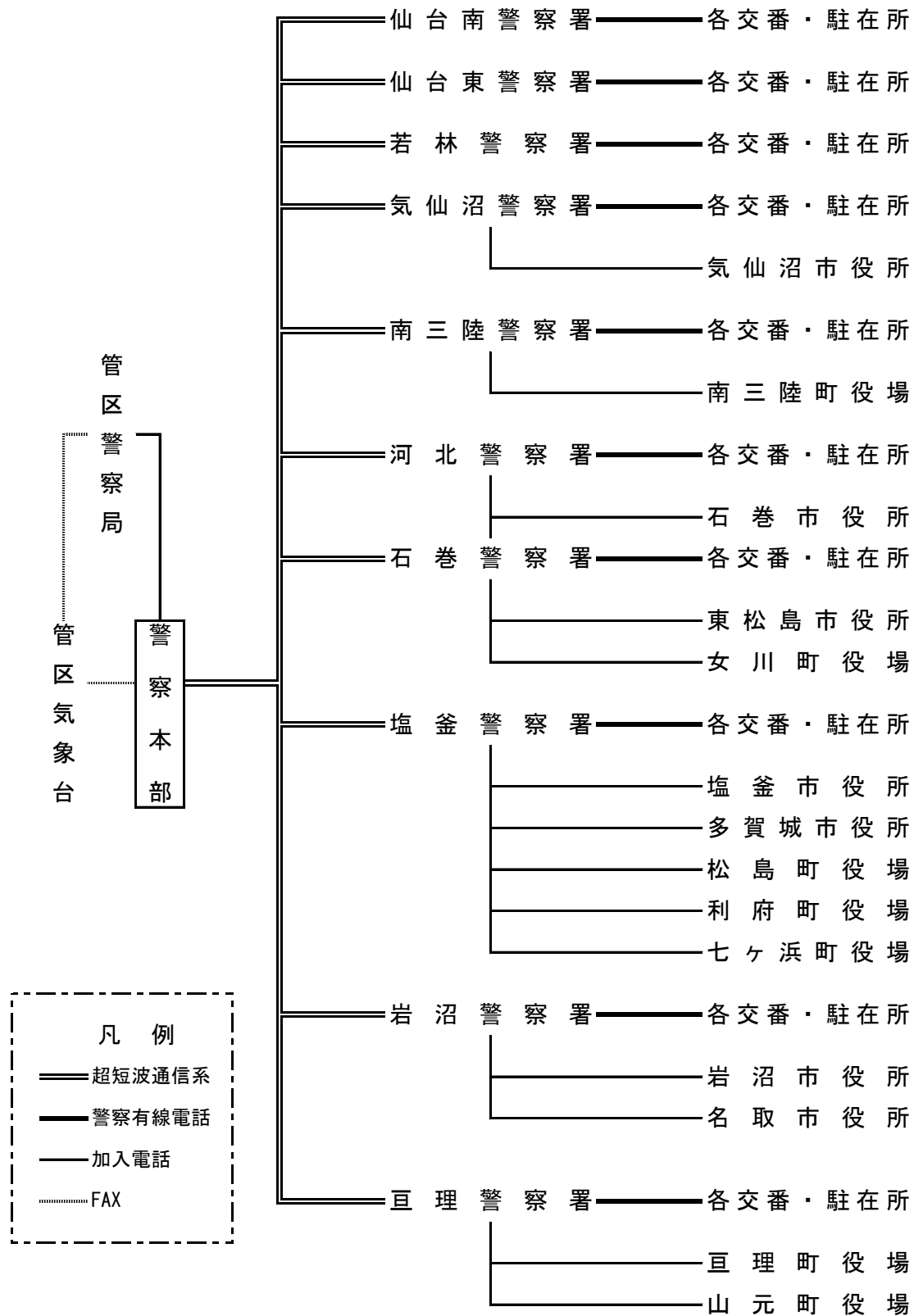
(防災ボランティア地区リーダーの養成)

第10 各支部はリーダーを補佐する地区リーダーを養成し、各都道府県支部の各地区・分区に最低1名を確保するよう努める。

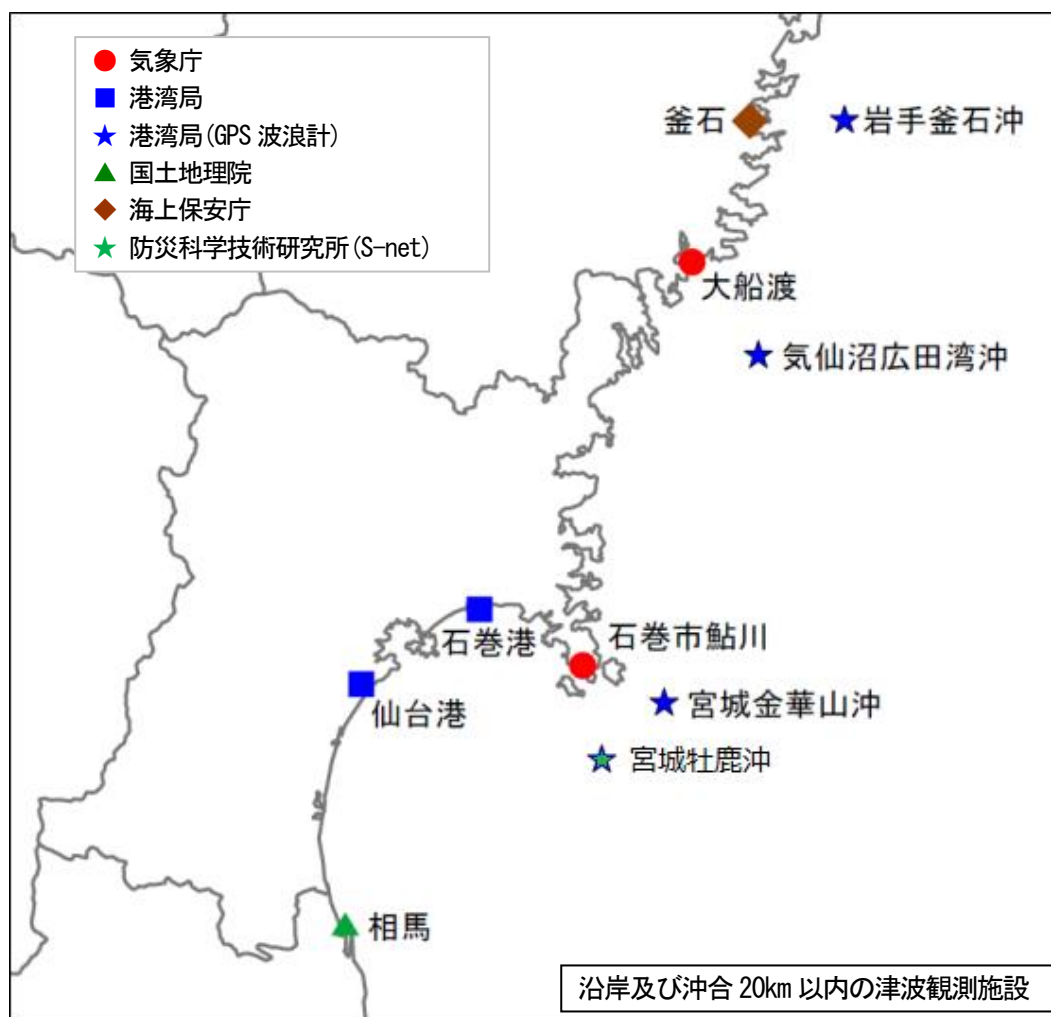
(装備)

第11 防災ボランティアが活動の際着用する服装、装備や資器材等については、本社及び支部において予め整備する。

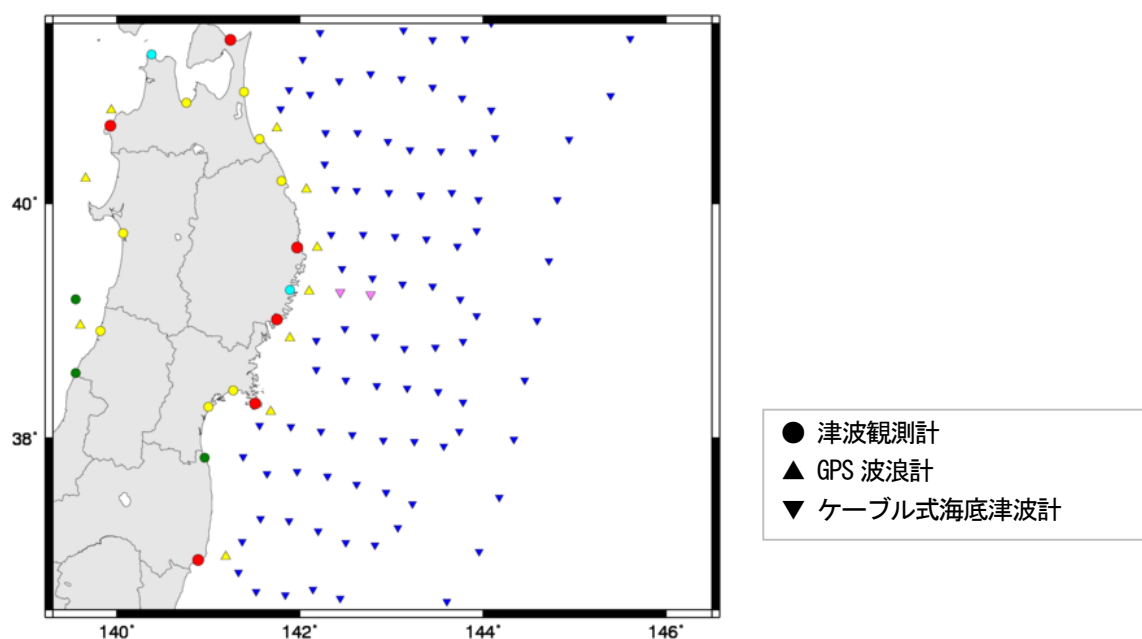
宮城県警察本部の伝達系統（津波警報等）



県内の津波観測施設



東北地方の津波観測施設



（県・復興・危機管理部防災推進課）

計測震度計等設置場所一覧表

宮城県震度情報ネットワークシステムで情報収集を行っている震度観測点												令和6年4月1日現在
項 目				表示名称		県設置	分岐	設 置 場 所			用地の占有状況	
No.	圏域	市 町 村 名		震度表示板	気象台発表			震度観測点コード	所 在 地	所在地施設名称等		
1	大河原	白石市		白石市	白石市亘理町		○	2210620	防科研 白石市字亘理町37-4	白石市図書館	(防災科学技術研究所分岐)	
2	大河原	角田市		角田市	角田市角田		○	2210820	防科研 角田市角田字大坊10	角田市役所	(防災科学技術研究所分岐)	
3	大河原	蔵王町		蔵王町	蔵王町円田	○		2211130	県 蔵王町大字円田字西浦北10	蔵王町役場	所在地施設内の敷地を占有	
4	大河原	七ヶ宿町		七ヶ宿町	七ヶ宿町関	○		2211230	県 七ヶ宿町字関126	七ヶ宿町役場	所在地施設内の敷地を占有	
5	大河原	大河原町		大河原町	大河原町新南	○		2211331	県 大河原町字新南19	大河原町役場	所在地施設内の敷地を占有	
6	大河原	村田町		村田町	村田町村田	○		2211430	県 村田町大字村田字迫6	村田町役場	所在地施設内の敷地を占有	
7	大河原	柴田町		柴田町	柴田町船岡		○	2211500	気象庁 柴田町船岡西1-6-26	資料展示館思源閣	(気象庁分岐)	
8	大河原	川崎町		川崎町	宮城川崎町前川	○		2211630	県 川崎町大字前川字裏丁175-1	川崎町役場	所在地施設内の敷地を占有	
9	大河原	丸森町		丸森町	丸森町鳥屋	○		2211730	県 丸森町字鳥屋120	丸森町役場	所在地施設内の敷地を占有	
10	仙 台	仙 台 市	(青葉区)	青葉区雨宮	仙台青葉区雨宮	○		2220040	県 仙台市青葉区堤通雨宮町2-15	仙台市消防局青葉消防署	所在地施設内の敷地を占有	
				青葉区落合	仙台青葉区落合	○		2220041	県 仙台市青葉区落合2-15-1	仙台市消防局宮城消防署	所在地施設内の敷地を占有	
			(宮城野区)	宮城野区	仙台宮城野区苦竹		○	2220120	防科研 仙台市宮城野区苦竹3-6-1	仙台市消防局宮城野消防署	(防災科学技術研究所分岐)	
			(若林区)	若林遠見塚	仙台若林区遠見塚	○		2220240	県 仙台市若林区遠見塚2-25-20	仙台市消防局若林消防署	所在地施設内の敷地を占有	
			(太白区)	太白区山田	仙台太白区山田	○		2220340	県 仙台市太白区山田北前町15-1	仙台市消防局太白消防署	所在地施設内の敷地を占有	
			(泉区)	泉区将監	仙台泉区将監	○		2220440	県 仙台市泉区将監4-4-1	仙台市消防局泉消防署	所在地施設内の敷地を占有	
11	仙 台	塩 竈 市		塩竈市	塩竈市今宮町		○	2220621	防科研 塩竈市今宮町49-129	塩竈ガス体育館	(防災科学技術研究所分岐)	
12	仙 台	名 取 市		名取市	名取市増田	○		2210730	県 名取市増田5-18-32	名取市消防本部	所在地施設内の敷地を占有	
13	仙 台	多賀城市		多賀城市	多賀城市中央	○		2220731	県 多賀城市中央2-25-3	多賀城市市民活動サポートセンター	所在地施設内の敷地を占有	
14	仙 台	岩 沼 市		岩沼市	岩沼市桜		○	2211020	防科研 岩沼市桜1-5-38	岩沼市図書館	(防災科学技術研究所分岐)	
15	仙 台	富 谷 市		富谷市	富谷市富谷	○		2221730	県 富谷市富谷字坂松田30	富谷市役所	所在地施設内の敷地を占有	
16	仙 台	亘 理 町		亘理町	亘理町悠里	○		2211831	県 亘理町字悠里 1	亘理町役場	所在地施設内の敷地を占有	
17	仙 台	山 元 町		山元町	山元町浅生原	○		2211931	県 山元町浅生原字日向13-5	山元町歴史民俗資料館	所在地施設内の敷地を占有	
18	仙 台	松 島 町		松島町	松島町高城		○	2220901	気象庁 松島町高城字町71	松島町勤労青少年ホーム	(気象庁分岐)	
19	仙 台	七ヶ浜町		七ヶ浜町	七ヶ浜町東宮浜	○		2221031	県 七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1	七ヶ浜町役場	所在地施設内の敷地を占有	
20	仙 台	利 府 町		利府町	利府町利府	○		2221130	県 利府町利府字新並松 4	利府町役場	所在地施設内の敷地を占有	
21	仙 台	大 和 町		大和町	大和町吉岡		○	2221220	防科研 大和町吉岡字町裏32	吉岡小学校	(防災科学技術研究所分岐)	
22	仙 台	大 郷 町		大郷町	大郷町粕川	○		2221330	県 大郷町粕川字西長崎5-8	大郷町役場	所在地施設内の敷地を占有	
23	仙 台	大 衡 村		大衡村	大衡村大衡	○		2221531	県 大衡村大衡字平林62	大衡村役場	所在地施設内の敷地を占有	
24	大 崎	大 崎 市	(古川)	大・古川	大崎市古川三日町		○	2205700	気象庁 大崎市古川三日町1-63-3	大崎市三日町公園	(気象庁分岐)	
			(田尻)	大・田尻	大崎市田尻	○		2205735	県 大崎市田尻沼部富岡166	大崎市田尻老人福祉センター	所在地施設内の敷地を占有	
			(三本木)	大・三本木	大崎市三本木	○		2205731	県 大崎市三本木字大豆坂24-3	大崎市三本木総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(松山)	大・松山	大崎市松山	○		2205730	県 大崎市松山千石字広田30	大崎市松山総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(鹿島台)	大・松山	大崎市鹿島台	○		2205732	県 大崎市鹿島台平渡字上戸下26-2	大崎市鹿島台総合支所（駐車場）	所在地施設内の敷地を占有	
			(岩出山)	大・岩出山	大崎市岩出山	○		2205733	県 大崎市岩出山字船場21	大崎市岩出山総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(鳴子)	大・鳴子	大崎市鳴子		○	2205723	防科研 大崎市鳴子温泉字末沢59番地1	旧鳴子幼稚園	(防災科学技術研究所分岐)	
25	大 崎	色 麻 町		色麻町	色麻町四竈	○		2201031	県 色麻町四竈字北谷地41	色麻町役場	所在地施設内の敷地を占有	
26	大 崎	加 美 町	(中新田)	加・中新田	宮城加美町中新田	○		2200730	県 加美町字西田3-5	加美町役場	所在地施設内の敷地を占有	
			(小野田)	加・小野田	宮城加美町小野田	○		2200731	県 加美町字長壇75-2	加美町役場小野田支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(宮崎)	加・宮崎	宮城加美町宮崎	○		2200732	県 加美町宮崎字屋敷1-52-4	加美町役場宮崎支所	所在地施設内の敷地を占有	
27	大 崎	涌 谷 町		涌谷町	涌谷町新町裏		○	2201600	気象庁 涌谷町字新町裏136	涌谷町役場	(気象庁分岐)	
28	大 崎	美 里 町	(小牛田)	美・小牛田	宮城美里町北浦	○		2205630	県 美里町北浦字駒米13	美里町役場	所在地施設内の敷地を占有	
			(南郷)	美・南郷	宮城美里町木間塚	○		2205631	県 美里町木間塚字中央1	美里町南郷総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
29	栗 原	栗 原 市	(築館)	栗・築館	栗原市築館		○	2205221	防科研 栗原市築館伊豆2丁目92-3	栗原市築館総合支所敷地	(防災科学技術研究所分岐)	
			(若柳)	栗・若柳	栗原市若柳	○		2205243	県 栗原市若柳字川南戸ノ西4	栗原市若柳総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(栗駒)	栗・栗駒	栗原市栗駒		○	2205200	気象庁 栗原市栗駒若ヶ崎松木田79	みちのく伝創館	(気象庁分岐)	
			(高清水)	栗・高清水	栗原市高清水	○		2205241	県 栗原市高清水中町39	栗原市高清水総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(一迫)	栗・一迫	栗原市一迫	○		2205244	県 栗原市一迫真坂字清水田河前5番地	栗原市一迫総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(瀬峰)	栗・瀬峰	栗原市瀬峰	○		2205239	県 栗原市瀬峰長者原37-2	栗原市瀬峰総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(鶯沢)	栗・鶯沢	栗原市鶯沢	○		2205234	県 栗原市鶯沢南郷辻前74-1	栗原市鶯沢総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(金成)	栗・金成	栗原市金成	○		2205242	県 栗原市金成小迫高見山35-3	栗原市立金成小中学校	所在地施設内の敷地を占有	
			(志波姫)	栗・志波姫	栗原市志波姫	○		2205240	県 栗原市志波姫沼崎南沖452	栗原市志波姫総合支所	所在地施設内の敷地を占有	
			(花山)	栗・花山	栗原市花山	○		2205237	県 栗原市花山字本沢北ノ前77	栗原市花山総合支所	所在地施設内の敷地を占有	

計測震度計等設置場所一覧表

宮城県震度情報ネットワークシステムで情報収集を行っている震度観測点

令和6年4月1日現在

項 目				表示名称		県設置	分岐	設 置 場 所			用地の占有状況
No.	圏域	市 町 村 名		震度表示板	気象台発表			震度観測点コード	所 在 地	所在地施設名称等	
30	登 米	登 米 市	(迫)	登・迫	登米市迫町	○		2205336	県 登米市迫町佐沼字中江2-6-1	迫保健センター	所在地施設内の敷地を占有
			(登米)	登・登米	登米市登米町	○		2205331	県 登米市登米町寺池日子待井391	登米公民館	所在地施設内の敷地を占有
			(東和)	登・東和	登米市東和町		○	2205320	防科研 登米市東和町米谷字細野42-2	東和中学校	(防災科学技術研究所分岐)
			(中田)	登・中田	登米市中田町		○	2205300	気象庁 登米市中田町宝江黒沼大海崎 6		(気象庁分岐)
			(豊里)	登・豊里	登米市豊里町		○	2205322	防科研 登米市豊里町小口前80	豊里公民館	(防災科学技術研究所分岐)
			(米山)	登・米山	登米市米山町	○		2205332	県 登米市米山町西野字の場181	登米市米山総合支所	所在地施設内の敷地を占有
			(石越)	登・石越	登米市石越町	○		2205337	県 登米市石越町南郷字愛宕81	登米市石越総合支所	所在地施設内の敷地を占有
			(南方)	登・南川	登米市南方町	○		2205334	県 登米市南方町新高石浦130	登米市南方総合支所	所在地施設内の敷地を占有
			(津山)	登・津山	登米市津山町	○		2205338	県 登米市津山町柳津字本町218	登米市津山総合支所	所在地施設内の敷地を占有
31	石 巻	石 巻 市	(石巻)	石・門脇	石巻市大街道南		○	2220523	防科研 石巻市大街道南1-46-17	石巻市立大街道小学校	(防災科学技術研究所分岐)
			(河北)	石・相野谷	石巻市相野谷	○		2220530	県 石巻市相野谷字旧会所前12-1	石巻市河北総合支所	所在地施設内の敷地を占有
			(雄勝)	石・雄勝町	石巻市雄勝町	○		2220536	県 宮城県石巻市雄勝町大浜小滝浜 2 番地 2	石巻市立雄勝小中学校	所在地施設内の敷地を占有
			(河南)	石・前谷地	石巻市前谷地	○		2220532	県 石巻市前谷地字黒沢前7	石巻市河南総合支所	所在地施設内の敷地を占有
			(桃生)	石・桃生町	石巻市桃生町	○		2220534	県 石巻市桃生町中津山字江下57	石巻市立中津山第二小学校	所在地施設内の敷地を占有
			(北上)	石・北上町	石巻市北上町		○	2220524	防科研 石巻市北上町十三浜字小田93番地1	北上中学校敷地	(防災科学技術研究所分岐)
			(牡鹿)	石・鮎川浜	石巻市鮎川浜		○	2220522	防科研 石巻市鮎川浜鬼形山1-13	石巻市牡鹿総合支所（駐車場）	(防災科学技術研究所分岐)
32	石 巻	東松島市	(矢本)	東・矢本	東松島市矢本	○		2220830	県 東松島市矢本字上河戸36-1	東松島市役所	所在地施設内の敷地を占有
			(鳴瀬)	東・小野	東松島市小野	○		2220831	県 東松島市小野字新宮前5	東松島市鳴瀬総合支所	所在地施設内の敷地を占有
33	石 巻	女 川 町		女川町	女川町女川	○		2221634	県 女川町女川1-1-1	女川町役場	所在地施設内の敷地を占有
34	気仙沼	気仙沼市	(気仙沼)	気・気仙沼	気仙沼市赤岩		○	2200200	気象庁 気仙沼市赤岩五駄鱈43-2	気仙沼・本吉広域防災センター	(気象庁分岐)
			(唐桑)	気・唐桑	気仙沼市唐桑町	○		2200230	県 気仙沼市唐桑町馬場181-1	気仙沼市唐桑総合支所	所在地施設内の敷地を占有
			(本吉)	気・本吉	気仙沼市本吉町津谷	○		2200231	県 気仙沼市本吉町津谷館岡10	気仙沼市本吉総合支所	所在地施設内の敷地を占有
35	気仙沼	南三陸町	(志津川)	南・志津川	南三陸町志津川		○	2205512	気象庁 南三陸町志津川袖浜29-7	旧南三陸町被災者生活支援センター	(気象庁分岐)
			(歌津)	南・歌津	南三陸町歌津		○	2205521	防科研 南三陸町歌津伊里前123	歌津中学校	(防災科学技術研究所分岐)
合計						54	22	76箇所			

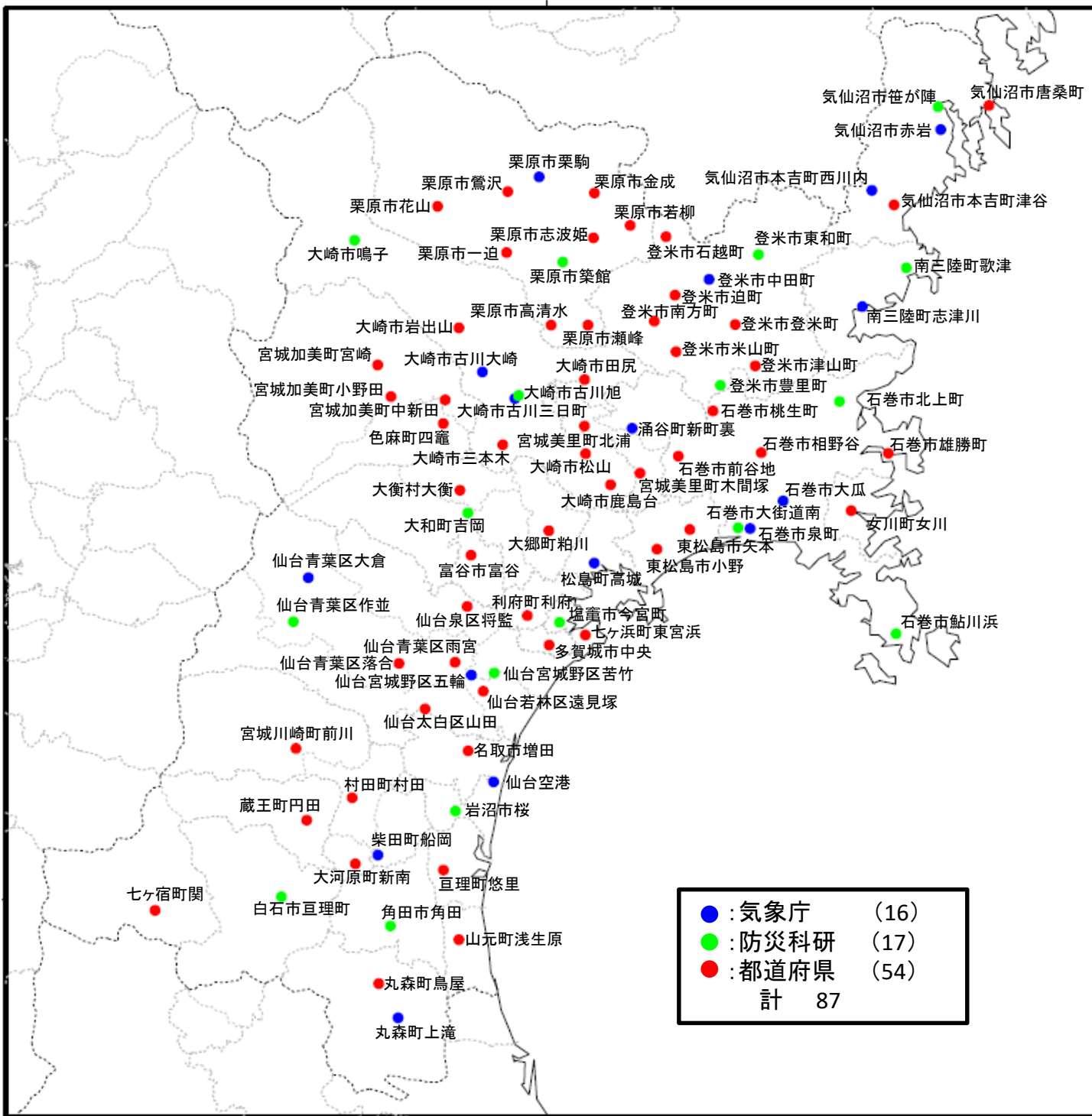
その他の震度観測点

項 目				表示名称				設 置 場 所			
No.	所管	市 町 村 名		震度表示板	気象台発表		直轄	震度観測点コード	所 在 地		
	防災科研	気仙沼市	笹が陣	—	気仙沼市笹が陣		○		気仙沼市笹が陣3-1		
		仙台市	青葉区作並	—	仙台青葉区作並		○		仙台市青葉区作並字北子原5-9		
		大崎市	古川旭	—	大崎市古川旭		○		大崎市古川旭5-339		
合計							3	3箇所			
	気象庁	名取市	仙台空港	—	仙台空港		○		名取市下増田字南原		
		気仙沼市	本吉町西川内	—	気仙沼市本吉町西川内		○		気仙沼市本吉町西川内87-1		
		丸森町	丸森町上滝	—	丸森町上滝		○		伊具郡丸森町字上滝東23-1		
		大崎市	古川大崎	—	大崎市古川大崎		○		大崎市古川大崎字富国263-1	宮城県古川農業試験場	
		仙台市	青葉区大倉	—	仙台青葉区大倉		○		仙台市青葉区大倉字高見沢26		
		仙台市	宮城野区五輪	—	仙台宮城野区五輪		○		仙台市宮城野区五輪1-3-15	仙台管区気象台	
		石巻市	泉町	—	石巻市泉町		○		石巻市泉町4-1-18	石巻特別地域気象観測所	
		石巻市	大瓜	—	石巻市大瓜		○		石巻市大瓜字鷺ノ巣42-2		
合計							8	8箇所			
総計								87箇所			

宮城県内震度観測点配置図

20km

令和6年9月1日現在



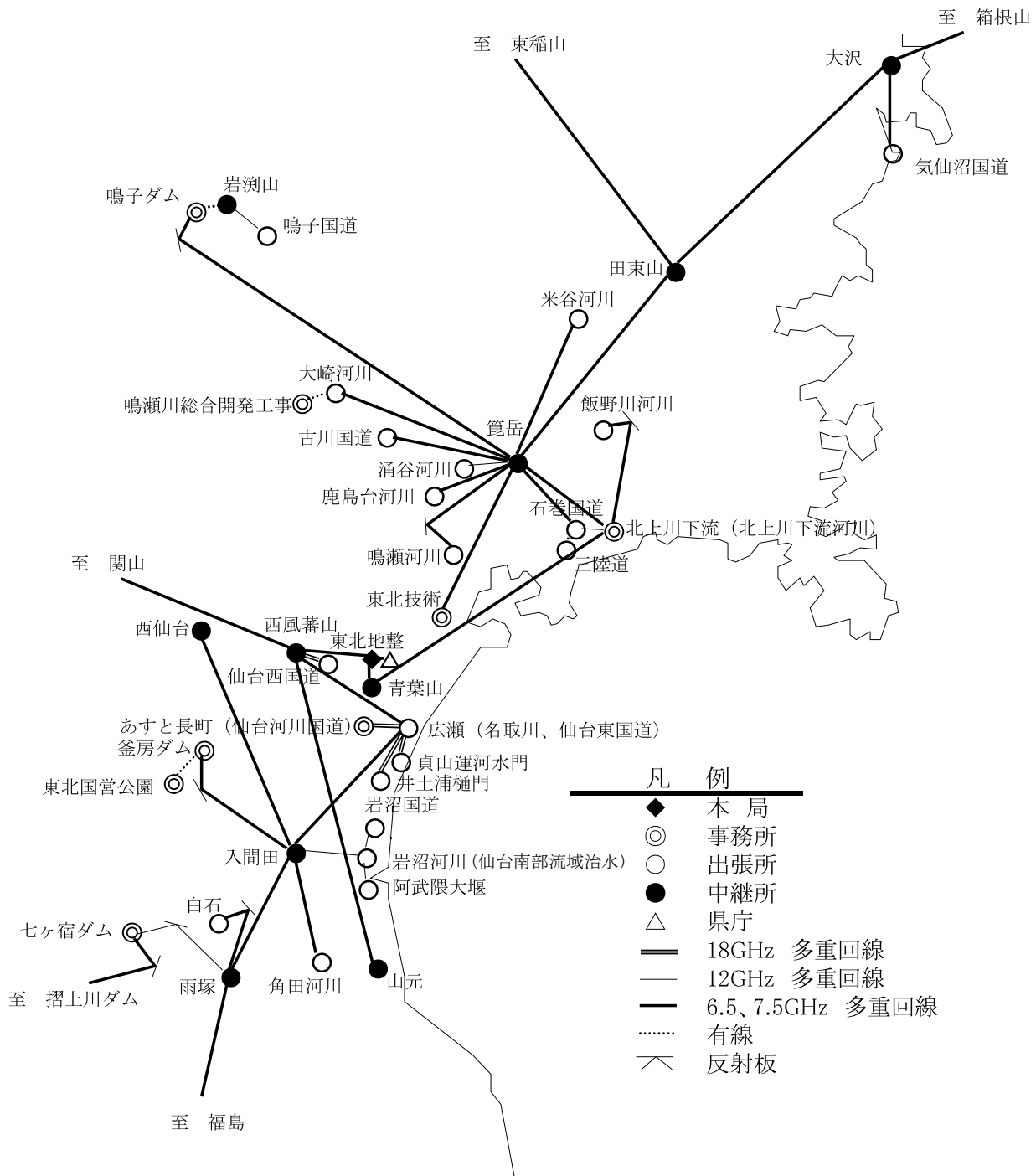
市町村等における無線通信施設一覧

(令和3年4月1日現在)

区分	消防・救急業務用無線(デジタル方式)														
	固定局		その他の 電波の 数の 局の	基地局					航空 局数	移動局				その他の無線局数	無線局数計
	多重	その他		局数	電波の数					陸上移動局数	携帯局数	航空機局数	船舶局数		
					統制波	主運用波	活動波	防災相互波							
団体名															
宮城県合計	20	9	2	42	33	11	44	1	2	1,600	315	2	0	0	1,990
仙台市	6	0	0	6	3	1	12	1	2	546	285	2	0	0	847
名取市	0	9	2	2	3	1	3	0	0	47	0	0	0	0	58
登米市	0	0	0	2	3	1	3	0	0	36	30	0	0	0	68
栗原市	2	0	0	4	3	1	3	0	0	69	0	0	0	0	75
黒川地区行政事務組合	0	0	0	4	3	1	3	0	0	94	0	0	0	0	98
石巻地区広域行政事務組合	0	0	0	6	3	1	4	0	0	257	0	0	0	0	263
塩釜地区消防事務組合	2	0	0	1	3	1	3	0	0	77	0	0	0	0	80
あぶくま消防本部	1	0	0	2	3	1	3	0	0	77	0	0	0	0	80
仙南地域広域行政事務組合	2	0	0	6	3	1	2	0	0	205	0	0	0	0	213
大崎地域広域行政事務組合	0	0	0	6	3	1	4	0	0	113	0	0	0	0	119
気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合	7	0	0	3	3	1	4	0	0	79	0	0	0	0	89

(県・復興・危機管理部消防課)

東北地方整備局宮城県内通信系統図



宮 城 県 災 害 対 策 本 部 条 例

(昭和 3 7 年 1 2 月 2 3 日宮城県条例第 3 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条第 8 項の規定に基づき、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員その他の職員は本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(地方支部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に地方支部を置くことができる。

2 地方支部の組織及び所掌事務は、本部長が定める。

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 現地災害対策本部員その他の職員は、現地災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務に従事する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 3 1 号）

この条例は、公布の日（平成 9 年 1 0 月 1 3 日）から施行する。

附 則（平成 2 4 年条例第 6 5 号）

この条例は、公布の日（平成 2 4 年 1 0 月 1 8 日）から施行する。

宮 城 県 災 害 対 策 本 部 要 綱

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宮城県災害対策本部条例（昭和37年宮城県条例第32号）第 6 条の規定により、宮城県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 本 部

(設置及び廃止)

第 2 条 本部は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認めたときに設置する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、自動的に設置する。

(1) 県内で震度 6 弱以上（実測値）の地震が観測されたとき。

(2) 次に掲げる特別警報（気象業務法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 1 号）第 5 条に規定する特別警報のうち、地震動特別警報を除く）が県内に発表されたとき。

イ 暴風特別警報

ロ 暴風雪特別警報

ハ 大雨特別警報

ニ 大雪特別警報

ホ 火山現象特別警報（噴火警報（居住地域））

ヘ 津波特別警報（大津波警報）

ト 高潮特別警報

チ 波浪特別警報

(3) 市町村が災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 6 0 条第 3 項に基づく緊急安全確保を発令したとき

2 本部の部長又は地方支部の支部及び地域部の長に充てられる者は、本部を設置する必要があると認めたときは、知事に本部の設置を要請することができる。

3 本部は、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めたときに廃止する。

4 本部の設置及び廃止については、本部事務局から各部、支部及び地域部に伝達する。ただし、第 1 項ただし書の場合の本部の設置については、この限りでない。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事をもって充てる。

2 副本部長が職務を代理する場合の順序は、副知事の担当事務に関する規程（平成 1 8 年宮城県訓令甲第 2 2 号）において、復興及び危機管理に関することを担当すると定める副知事を第一順位とする。

3 前項の場合において副本部長にも事故があるときは、復興・危機管理部長がその職務を代理する。

4 前項の場合において復興・危機管理部長にも事故があるときは、知事の職務を代理する上席の職員に関する規則（平成十五年宮城県規則第七十八号）で定めた職員が、その職務を代理する。

5 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 教育委員会教育長

(2) 公営企業管理者

(3) 部制条例（昭和35年宮城県条例第41号）に定める部の長

- (4) 会計管理者
- (5) 出納局長
- (6) 企業局長
- (7) 警察本部長
- (8) 復興・危機管理部危機管理監
- (9) その他災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた者
（本部会議）

第4条 本部に、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議決定する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 本部長は、会議録を作成し、これを保持しなければならない。
なお、会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 開催の日時、場所
 - (2) 出席者
 - (3) 議事要旨（組織及び分掌事務）

第5条 本部に、別表1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は別表1に掲げる事務については担当する部を変更し、又は別表1に掲げていない事務については新たに担当する部を決定し、当該事務の遂行を部長に命ずることができる。
- 3 部に、宮城県災害対策本部条例第3条第3項に定める部長のほか、副本部長及び班長を置き、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
（本部事務局）

第6条 本部に、本部事務局を置く。

- 2 本部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（本部連絡員）

第7条 部に、本部連絡員を置き、部長が部内の総括及び連絡調整に関する事務を所掌する班に所属する総括課長補佐の職にある職員のうちから指名する。

- 2 本部連絡員は、上司の命を受け、所属部と本部事務局との連絡調整並びに所属部に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。
（情報連絡員）

第8条 班に、情報連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

- 2 情報連絡員は、上司の命を受け、所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報等の連絡事務に従事する。
（被災市町村への職員派遣）

第9条 本部長は、災害対策本部と被災市町村との連絡調整を図るため特に必要と認めたときは、各部副本部長等を指名し、被災市町村に派遣する。

第3章 支部及び地域部

(支部及び地域部の設置及び所管区域)

第10条 災害対策の効果的な実施を図るため、本部に別表2に掲げる支部及び地域部（以下「支部等」という。）を置き、その所管区域は同表に掲げる区域とする。

2 前項に規定するもののほか、災害対策に関し、国会、政府その他の関係機関との連絡調整及び情報収集に当てるため、宮城県東京事務所に東京支部を置く。

3 本部長は、災害が一部の地域に限られる場合において、当該地域所管以外の支部等を設置しないことがある。

4 支部等の設置及び廃止については、本部事務局から第15条1項に規定する支部事務局及び地域部事務局に伝達する。ただし、第2条第1項ただし書の場合の支部等の設置については、この限りでない。

(支部等の構成機関)

第11条 支部等は、当該支部等の所管区域を所管する別表3に掲げる県の機関（所管区域が県全域である地方機関及び所管区域のない地方機関にあっては、当該支部等の所管区域に所在するもの）で構成する。

(支部等の構成員)

第12条 支部長、副支部長及び支部員並びに地域部長、副地域部長及び地域部員は、別表3に掲げる者及び支部長又は地域部長が必要と認めた者をもって充てる。

2 東京支部は、東京事務所長を支部長、同所副所長を副支部長とする。

3 支部長及び地域部長（以下「支部長等」という。）は、本部長の命を受け、支部又は地域部の事務を掌理する。

4 副支部長は支部長を、副地域部長は地域部長を補佐し、支部長又は地域部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(支部会議及び地域部会議)

第13条 支部に支部会議を、地域部に地域部会議を置く。

2 支部会議は、支部長、副支部長及び支部員をもって構成し、また、地域部会議は地域部長、副地域部長及び地域部員をもって構成し、災害予防及び災害応急対策に関する重要な事項を協議決定する。

3 支部会議及び地域部会議は、支部長等が招集し、主宰する。

(支部等の組織及び分掌事務)

第14条 支部等の組織及び分掌事務は、別表3及び別表4に掲げる基準に従い、地域の実情に応じ、支部長等があらかじめ定めておかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、支部長等は、あらかじめ定めた事務については別表3に掲げる構成機関から担当する班を変更し、又は定めの無い事務については新たに担当する班を決定し、当該事務の遂行を班長に命ずることができる。

(支部事務局及び地域部事務局)

第15条 支部に支部事務局を、地域部に地域部事務局を置く。

2 支部事務局及び地域部事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、本部事務局に準じ支部長等が定める。

(支部連絡員及び地域部連絡員)

第16条 支部の班に支部連絡員を、地域部の班に地域部連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

2 支部連絡員又は地域部連絡員は、上司の命を受け、所属班と支部事務局又は地域部事務局との

連絡調整並びに所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報の収集伝達及び資料の整理等の事務に従事する。

(支部情報連絡員及び地域部情報連絡員)

第17条 支部等の班に、情報連絡員を置き、班長が所属職員のうちから指名する。

2 情報連絡員は、上司の命を受け、所属班に係る被害又は災害対策活動に関する情報等の連絡事務に従事する。

第4章 現地災害対策本部

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第18条 本部長は、特に必要があると認めるときは、局地災害の応急対策を強力に推進するために、当該地域を所管する支部等又は当該災害現場等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

(現地本部長等)

第19条 現地本部長は、副本部長のうちから、現地本部員その他の職員は、災害対策本部事務局及び各部等のうちから本部長が指名する。

(現地本部の組織等)

第20条 前2条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

第5章 災害対策体制

(非常配備体制)

第21条 本部長は、本部を設置した場合、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため災害応急対策に従事することができる全職員に非常配備を指令する。ただし、休日、勤務時間外における初動期の非常配備については、各部で定める配備編成計画に基づく。

2 部長、支部長等に充てられる者は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを班員に周知徹底しなければならない。

(1) 班内の所掌事務、配備職員及びその責任者

(2) 配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制

3 分掌事務を実施するため職員に不足を生じる場合、部長、支部長等は本部長に対し、その補充を要請することができる。

(非常配備における応援態勢等)

第22条 休日、勤務時間外において交代及び応援要員として指定された配備職員は、所属班長の指示により直ちに登庁できる態勢をとる。

2 本部設置前等における警戒配備については、別に定める。

(非常配備の特例)

第23条 本部長は、次の各号のほか、災害の態様等に応じ、支部等に対して、非常配備体制とは異なる配備体制を指令することができる。

(1) 所管区域で震度6弱以上を観測した支部等が4支部等に満たない場合（仙台市で震度6弱以上を観測した場合を除く。）、震度6弱未満を観測した支部等について、前条第2項に定める体制を指令する

- (2) 特別警報の発表に伴って本部を設置した場合、特別警報発表地域（大津波警報については沿岸15市町、噴火警報（居住地域）については栗原市、大崎市、加美町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）以外を所管する支部等について、前条第2項に定める体制を指令する
- 2 支部長等は、配備された職員がその分掌事務を完了したとき又は災害の態様等により直ちにその事務を実施する必要がないと認めるときは、非常配備から前条第2項に定める体制への縮小を指示することができる。
- その場合、支部長等は、事前にその旨を本部長に報告しなければならない。

第6章 雑 則

(被害状況報告の取扱い)

第24条 災害に関する被害状況報告は、別表5により行う。

- 2 各部長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について本部事務局長に報告する。
- 3 本部事務局長は、各部長からの被害状況報告をとりまとめ、本部長に報告するとともに各部長に報告する。
- 4 支部等の各班長は、それぞれの分掌事務に関する被害状況について、本部関係班長に報告した後速やかに支部長等に対して報告する。

(腕章及び標識)

第25条 本部長、副本部長、本部員その他の本部職員は、被災現場において災害対策活動に従事するときは、別図の規格による腕章を付ける。

- 2 災害対策活動に使用する本部の車両は、別図の規格による標識を付ける。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 各部及び班の分掌事務

班 名	班 長	分 掌 事 務 等
■総務部		部長：総務部長 副部長：総務部副部長
秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 礼状対応の調整に関すること。
人事班	人事課長	1 職員・家族等の安否確認の取りまとめに関すること。 2 市町村への県職員の派遣に関すること(市町村との調整等を除く)。 3 県への他都道府県からの応援職員の受入調整に関すること。 4 部内の総括及び連絡調整に関すること。 5 部内の所管施設対策に関すること。 6 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。
行政管理班	行政管理室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
行政経営企画班	行政経営企画課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
職員厚生班	職員厚生課長	1 職員の福利厚生対策に関すること。 2 帰宅困難者(職員)に対する備蓄食料及び飲料水の配布調整に関すること。
県政情報・文書班	県政情報・文書課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
私学・公益法人班	私学・公益法人課長	1 私立学校の災害対策に関すること。 2 宮城大学の災害対策に関すること。
広報班	広報課長	1 県広報媒体による広報の調整に関すること。 2 報道機関との調整に関すること。 3 県ホームページの運用に関すること。 4 県民からの相談に関すること。
財政班	財政課長	財政措置に関すること(激甚災害指定要請・復興支援要請に係る財政措置に関することを含む)。
税務班	税務課長	1 税の措置に関すること。 2 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援(助言及び相談を含む)に関すること。
地方税徴収対策班	地方税徴収対策室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
市町村班	市町村課長	1 市町村その他公共団体の行財政に関すること。 2 市町村が行うり災証明発行事務の助言及び相談並びに発行状況の取りまとめに関すること(市町村が実施する住家被害認定調査及び被害認定に関することを除く)。 3 市町村への人的支援(災害時における宮城県市町村相互応援協定を含む)の派遣調整に関すること。 4 市町村への全国避難者情報システムの取りまとめ及び情報提供に関すること。
管財班	管財課長	1 県庁舎等及び合同庁舎の施設対策に関すること。 2 帰宅困難者(職員を除く)対策に関すること。
人事委員会班	人事委員会事務局総務課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
労働委員会班	労働委員会事務局審査調整課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
監査委員班	監査委員事務局総務課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。

(県・復興・危機管理部防災推進課)

総務事務管理班	総務事務管理課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
■復興・危機管理部		部長：復興・危機管理部長 副部長：復興・危機管理部危機管理監、復興・危機管理部副部長
復興・危機管理総務班	復興・危機管理総務課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 県及び市町村への人的応援に関する他県等との調整に関すること。 3 政府及び国会の調査団等の総合調整に関すること。
復興支援・伝承班	復興支援・伝承課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 災害救助の総括に関すること。 3 救助実施市との調整に関すること（資源配分に係る調整を含む）。 4 災害情報の集約に関すること。 5 応急仮設住宅に関すること。 6 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 7 被災者生活再建支援金に関すること。 8 災害復興寄附金・義援金に関すること。
防災推進班	防災推進課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 市町村災害対策本部の運営指導に関すること。 3 通信情報対策に関すること。 4 激甚災害指定要請に係る検討調整に関すること。 5 自衛隊災害派遣要請に関すること。 6 広域防災拠点（暫定）の開設、運営等に関すること。 7 圏域防災拠点の開設等に関すること。 8 本部事務局の物資業務に関すること。 9 電力、通信復旧の調整に関すること。 10 広域防災拠点暫定整備地（宮城野原）の支援部隊への情報提供に関すること。
消防班	消防課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 危険物災害対策に関すること。 3 高圧ガス及び火薬類の保安対策に関すること。 4 防災ヘリコプターに関すること。 5 緊急消防援助隊の調整に関すること。
原子力安全対策班	原子力安全対策課長	1 災害対策本部事務局運営に関すること。 2 原子力発電所周辺地域の安全対策に関すること。
■企画部		部長：企画部長 副部長：企画部副部長、デジタル政策推進監兼副部長
企画総務班	企画総務課長	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 政府及び国会に対する要望の総合調整に関すること。 3 鉄道・地下鉄、バス、離島航路の被害情報収集伝達に関すること。 4 全国知事会との連絡調整に関すること（本部事務局の物資関係業務

		に関することを含む)。 5 部内の所管施設対策に関すること。 6 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 7 災害応援従事職員の派遣に関すること。 8 部内の応援職員の受入調整に関すること。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。 所管するネットワーク及びシステムの被害対策に関すること。 企業の災害復旧の相談に関すること。 広域一時滞在に関すること。 社会体育施設対策に関すること。 1 地域交通網の確保対策に関すること。 2 交通安全対策に関すること。 3 緊急通行車両(公用車)証明書等の発行事務に関すること。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
総合政策班	総合政策課長	
デジタルみやぎ推進班	デジタルみやぎ推進課長	
産業デジタル推進班	産業デジタル推進課長	
地域振興班	地域振興課長	
スポーツ振興班	スポーツ振興課長	
地域交通政策班	地域交通政策課長	
統計班	統計課長	
■環境生活部		部長：環境生活部長 副部長：環境生活部副部長
環境生活総務班	環境生活総務課長	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の所管施設対策に関すること。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること 4 災害応援従事職員の派遣に関すること。 5 部内の応援職員の受入調整に関すること。 電力、都市ガス関係の被害情報収集伝達に関すること。 燃料電池自動車の災害時運用に関すること。 環境公害対策に関すること。 所管施設の被害情報収集、災害対策に関すること。 1 埋葬・火葬対策に関すること。 2 食品衛生対策に関すること。 3 動物保護対策に関すること。 4 生活衛生対策に関すること。 5 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に関すること。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。 廃棄物処理対策に関すること。 竹の内産廃処分場対策に関すること。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
環境政策班	環境政策課長	
次世代エネルギー班	次世代エネルギー室長	
環境対策班	環境対策課長	
自然保護班	自然保護課長	
食と暮らしの安全推進班	食と暮らしの安全推進課長	
循環型社会推進班	循環型社会推進課長	
廃棄物対策班	廃棄物対策課長	
竹の内産廃処分場対策班	竹の内産廃処分場対策室長	
新最終処分場整備対策班	新最終処分場整備対策室長	
放射性物質汚染廃棄物対策班	放射性物質汚染廃棄物対策室長	
消費生活・文化班	消費生活・文化課長	1 消費流通の緊急対策に関すること。 2 応急生活物資供給に関すること。 3 本部事務局の物資関係業務に関すること。
共同参画社会推進班	共同参画社会推進課長	1 男女共同参画の視点の確保に関すること。 2 民間非営利活動プラザに関すること。 3 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関すること。

■保健福祉部 保健福祉総務班	保健福祉総務課長	部長：保健福祉部長 副部長：保健福祉部副部長 1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の所管施設対策に関すること。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 4 本部事務局の公衆衛生活動支援に関すること。 5 災害応援従事職員の派遣に関すること。 6 部内の応援職員の受入調整に関すること。
社会福祉班	社会福祉課長	1 災害ボランティア（他の部局での所管業務に関するボランティアを除く一般ボランティアに限る）に関すること。 2 被保護者対策に関すること。 3 戦傷病者、戦没者遺族及び中国等帰国者対策に関すること。
医療政策班	医療政策課長	医療対策に関すること。
県立病院再編班	県立病院再編室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
医療人材対策班	医療人材対策室長	医療対策に関すること。
長寿社会政策班	長寿社会政策課長	高齢者福祉対策に関すること。
健康推進班	健康推進課長	保健対策に関すること。
疾病・感染症対策班	疾病・感染症対策課長	感染症対策に関すること。
子育て社会推進班	子育て社会推進課長	児童福祉対策に関すること。
子ども・家庭支援班	子ども・家庭支援課長	児童福祉対策に関すること。
障害福祉班	障害福祉課長	障害者福祉対策に関すること（精神保健福祉に関することを除く）。
精神保健推進班	精神保健推進室長	精神保健福祉対策に関すること。
薬務班	薬務課長	1 医薬品・医療機器等の調達・斡旋に関すること。 2 毒物劇物対策に関すること。
国保医療班	国保医療課長	国民健康保険事業対策及び後期高齢者医療対策に関すること。
■経済商工観光部 経済商工観光総務班	経済商工観光総務課長	部長：経済商工観光部長 副部長：経済商工観光部副部長、国際経済・観光局長 1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の施設管理に関すること。 3 所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 4 災害応援従事職員の派遣に関すること。 5 燃料(灯油・軽油等)の供給に関する国との調整に関すること。 6 部内の応援職員の受入調整に関すること。
富県宮城推進班	富県宮城推進室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
企業復興支援班	企業復興支援室長	企業の災害復旧の相談に関すること。
新産業振興班	新産業振興課長	企業の災害復旧の相談に関すること。
自動車産業振興班	自動車産業振興室長	企業の災害復旧の相談に関すること。
半導体産業振興班	半導体産業振興室長	企業の災害復旧の相談に関すること。
産業立地推進班	産業立地推進課長	工業関連被害報告に関すること。
商工金融班	商工金融課長	1 商業関係被害報告に関すること。

中小企業支援班	中小企業支援室長	2 中小企業金融対策に関すること。
産業人材対策班	産業人材対策課長	3 緊急物資輸送手段の確保に関すること(本部事務局の物資業務に関することを含む)。
雇用対策班	雇用対策課長	4 燃料(灯油・軽油等)の調達・供給に関すること。
観光戦略班	観光戦略課長	被災中小企業者の経営相談に関すること。
		認定職業訓練実施団体等との連絡調整に関すること。
		1 労働福祉施設の被害報告及び復旧相談指導に関すること。
		2 災害発生時における労使団体の調査に関すること。
		1 観光地の被害報告に関すること。
		2 観光地における措置の広報に関すること。
		3 国立、国定、県立等の各公園及び観光施設の災害対策に関すること。
		4 観光客の被災情報収集に関すること。
		5 旅館ホテル等の宿泊施設における避難受入に関すること。(災害時における宿泊施設の提供等に関する協定に係る市町村支援を含む。)
国際政策班	国際政策課長	1 災害時要配慮者(外国人)に関すること。
		2 外国人被災情報の収集及び提供に関すること。
		3 駐日在外公館、国際機関等との連絡調整に関すること。
国際ビジネス推進班	国際ビジネス推進室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
■農政部		部長：農政部長 副部長：農政部副部長
農業政策班	農業政策室長	部内の総括及び連絡調整に関すること。
農政総務班	農政総務課長	1 部内の施設管理に関すること。
		2 所管業務に関するボランティアの調整に関すること。
		3 災害応援従事職員の派遣に関すること。
		4 部内の応援職員の受入調整に関すること。
食産業振興班	食産業振興課長	1 食料(加工食品)供給の調整に関すること。
		2 本部事務局の物資業務に関すること。
農山漁村なりわい班	農山漁村なりわい課長	1 部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
		2 農村生活環境施設災害復旧に関すること。
農業振興班	農業振興課長	1 被害復旧に向けた営農及び農業技術相談指導に関すること。
		2 農地対策に関すること。
		3 農業者の金融対策に関すること。
みやぎ米推進班	みやぎ米推進課長	1 農産物の生産及び流通に関すること。
		2 食料(米穀・乾パン)供給対策に関すること。
		3 農業関連施設及び農作物の被害報告に関すること。
		4 植物防疫対策に関すること。
		5 農業公害対策に関すること。
		6 本部事務局の物資調整に関すること。
園芸振興班	園芸振興課長	1 食料(野菜・果実等)供給の調整に関すること。
		2 農業気象対策に関すること。

畜産班	畜産課長	1 畜産業対策に関すること。 2 家畜及び畜産物の生産及び流通対策に関すること。 3 食料（畜産物）供給の調整に関すること。 4 家畜、草地及び畜産用施設の被害報告に関すること。 5 本部事務局の物資業務に関すること。
家畜防疫対策班	家畜防疫対策室長	家畜防疫対策に関すること。
農村振興班	農村振興課長	1 農業農村整備事業に係る企画調査及び計画に関すること。 2 農業農村整備事業に係る事業調整及び事業管理計画に関すること。
農村整備班	農村整備課長	1 農業農村基盤整備に関すること。 2 農業水利施設の整備及び機能管理に関すること。 3 障害防止対策事業に関すること。
農村防災対策班	農村防災対策室長	1 農地防災並びに農地等の災害復旧及び鉱害復旧に関すること。 2 地すべり等防止対策（農地保全に係るものに限る）及び地すべり防止区域（農地保全のために指定されたものに限る）に関すること。 3 農地海岸の管理及び保全に関すること。
■水産林政部		部長：水産林政部長 副部長：水産林政部副部長
水産林政総務班	水産林政総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 部内の所管施設対策に関すること。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 4 災害応援従事職員の派遣に関すること。 5 部内の応援職員の受入調整に関すること。
水産林業政策班	水産林業政策室長	部内の総括及び連絡調整に関すること（水産林政総務班の所管に係るものを除く）。
水産業振興班	水産業振興課長	1 水産業技術対策に関すること。 2 漁船対策に関すること。 3 水産加工・流通関係被害対策に関すること。 4 水産業関係の被害報告に関すること。 5 本部事務局の物資業務に関すること。 6 食料（水産加工品）の供給対策に関すること。 7 水産業者の金融対策に関すること。
水産業基盤整備班	水産業基盤整備課長	1 漁場関係施設対策に関すること。 2 水産物被害対策に関すること。 3 漁場関係施設の被害報告に関すること。
漁港整備推進班	漁港整備推進室長	1 漁港関係施設対策に関すること。 2 海岸保全施設対策に関すること。 3 漁港関係施設の被害報告に関すること。
林業振興班	林業振興課長	1 林業技術対策に関すること。 2 林産施設対策に関すること。 3 林道対策に関すること。 4 木材の生産・流通対策に関すること。 5 林業関係及び林道の被害報告に関すること。

森林整備班	森林整備課長	6 特用林産物の生産及び流通対策に関する事。 7 燃料（木炭等）の調達・供給に関する事。 8 林業者の金融対策に関する事。 1 県有林対策に関する事。 2 造林対策に関する事。 3 治山対策に関する事。 4 林野火災に関する事。 5 森林関係の被害報告に関する事。
全国育樹祭推進班	全国育樹祭推進室長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。
■土木部		部長：土木部長 副部長：土木部副部長
防災砂防班	防災砂防課長	1 部内の総括及び連絡調整に関する事。 2 砂防対策に関する事。
土木総務班	土木総務課長	1 部内の施設管理に関する事。 2 所管業務に関するボランティアの調整に関する事。 3 災害応援従事職員の派遣に関する事。 4 部内の応援職員の受入調整に関する事。
事業管理班	事業管理課長	1 建設資機材の供給対策に関する事。 2 応急工事等の契約のための積算基準等に関する事。
用地班	用地課長	用地取得の総合調整に関する事。
道路班	道路課長	道路対策に関する事。
河川班	河川課長	1 水防、ダム及び海岸保全対策に関する事。 2 水量及び雨量の観測に関する事。
港湾班	港湾課長	港湾対策に関する事。
空港臨空地域班	空港臨空地域課長	1 空港対策に関する事。 2 仙台空港アクセス鉄道の施設被害に関する事。
都市計画班	都市計画課長	都市施設対策に関する事。
都市環境班	都市環境課長	1 公園緑地対策に関する事。 2 人命救助、応急復旧のための公園施設提供に関する事。 3 広域防災拠点暫定整備地（宮城野原）の提供に伴う鉄道事業者との調整に関する事。 4 下水道対策に関する事。 5 給水対策に関する事。
建築宅地班	建築宅地課長	1 建築物と宅地被害の応急危険度判定に関する事。 2 被災市街地における建築制限の区域の指定に関する事。 3 仮設建築物に対する制限の緩和の区域の指定に関する事。 4 民間賃貸住宅の空き室情報の収集に関する事。 5 住宅の応急修理制度の技術的支援に関する事。
住宅班	住宅課長	住宅の被災状況調査並びに確保対策に関する事
営繕班	営繕課長	県有施設建築物の災害予防、災害応急対策に関する事。
設備班	設備課長	部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関する事。

■出納部 出納総務班	出納総務課長	部長：出納局長 副部長：出納局副局長 1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の施設管理に関すること。 3 所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 4 災害応援従事職員の派遣に関すること。 5 部内の応援職員の受入調整に関すること。
		部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
		部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
		部長の命ずる災害予防、災害応急対策に関すること。
■企業部 公営事業班	公営事業課長	部長：企業局長 副部長：企業局副局長 1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の所管施設対策に関すること。 3 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 4 災害応援従事職員の派遣に関すること。 5 部内の応援職員の受入調整に関すること。
		水道経営班
		水道経営課長
		広域水道、工業用水道及び流域下水道等局管理施設の災害復旧に関すること。
■教育部 総務班	総務課長	部長：教育長 副部長：副教育長 1 災害広報対策に関すること。 2 教職員・家族等の安否確認の取りまとめに関すること。 3 部内の総括及び連絡調整に関すること。 4 部内の所管施設対策に関すること。 5 部内の所管業務に関するボランティアの調整に関すること。 6 災害応援従事職員の派遣に関すること。 7 部内の応援職員の受入調整に関すること。
		教育企画班
		教育企画室長
		福利班
		福利課長
		教職員班
		教職員課長
		義務教育班
		義務教育課長
		1 市町村立学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。 2 教材等の確保対策に関すること。
		特別支援教育班
		特別支援教育課長
特別支援教育班	特別支援教育課長	県立特別支援学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。
		高校教育班
		高校教育課長
		県立高等学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。
高校財務・就学支援班	高校財務・就学支援室長	県立高等学校の連絡調整及び平常運営確保に関すること。
		施設整備班
		施設整備課長
		1 県立学校教育施設対策に関すること。 2 市町村立学校教育施設対策に関すること。
保健体育安全班	保健体育安全課長	1 学校保健・安全及び給食対策に関すること。
		2 学用品等に関する義援物資の受入れに関すること。
生涯学習班	生涯学習課長	社会教育施設対策に関すること。

文化財班	文化財課長	文化財対策に関すること。
■警察部 警備班	警備課長	部長：警察本部長 副部長：警備部長 県警察の災害警備本部との連絡調整に関すること。

＜備 考＞

激甚災害指定要請及び災害調査団等に係る事務は、本表に定めるもののほか次のとおりとする。

- 1 政府調査団への対応については、関係部局が連携を取り対応に当たる。
- 2 複数の部局に係る要望等は、企画総務課が対応し、単独の部局に係る場合は、関係課が対応する。
- 3 指定文書等の受領・配布・保管は、復興・危機管理総務課が行う。
- 4 関係課は、激甚災害指定文書の写しを復興・危機管理総務課に送付する。

別表 2 支部及び地域部の名称及び所管区域

支部等の名称	所管区域
大 河 原 地 方 支 部	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙 台 地 方 支 部	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
北 部 地 方 支 部	大崎市、加美郡、遠田郡
栗 原 地 域 部	栗原市
東 部 地 方 支 部	石巻市、東松島市、牡鹿郡
登 米 地 域 部	登米市
気 仙 沼 地 方 支 部	気仙沼市、本吉郡

別表 3 宮城県災害対策本部支部及び地域部編成基準

(1) 支部

構成員	班名	班長	副班長	構成機関
支部長 (地方振興事務所長)				
副支部長 (地方振興事務所副所長)				
支部員 (支部各班に所属する地方機関の長)	総務班	地方振興事務所 総務部長	地方振興事務所総務部次長 (総括担当)	地方振興事務所、公務研修所、公文書館
	地方振興班	地方振興事務所 地方振興部長	地方振興事務所地方振興部 次長(総括担当)	地方振興事務所、計量検定所、高等技術専門校、宮城障害者職業能力開発校、松島公園管理事務所、産業技術総合センター
	税務班	県税事務所長	県税事務所次長(総括担当) ※ただし、中央県税事務所においては、県税事務所副所長	県税事務所
	保健福祉班	保健福祉事務所長	保健福祉事務所副所長	保健福祉事務所、保健所(支所)、環境放射線監視センター、子ども総合センター、児童相談所(支所)、女性相談センター、さわらび学園、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉センター、保健環境センター、動物愛護センター
	農林水産振興班	地方振興事務所 副所長(技術担当)	農業振興部長 畜産振興部長 農業農村整備部長 林業振興部長 水産漁港部長	地方振興事務所、家畜保健衛生所、農業改良普及センター、王城寺原補償工事事務所、病害虫防除所、農業大学校、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター、水産試験場
	土木班	土木事務所長	土木事務所副所長 (土木事務所次長(総括担当))	土木事務所、地方ダム総合事務所、港湾事務所
	教育班	教育事務所長	教育事務所次長 (総括担当)	教育事務所、総合教育センター、図書館、美術館、自然の家、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館
	企業班	地方機関の長 (企業局)	地方機関の次長(総括担当) (企業局)	広域水道事務所、下水道事務所

(2) 地域部

(県・復興・危機管理部防災推進課)

構成員	班名	班長	副班長	構成機関
地域部長 (地方振興事務所地域事務所長)				
副地域部長 (地方振興事務所地域事務所副所長)				
地域部員 (地域部各班に所属する地方機関の長及び地域事務所長(ただし、「地方振興事務所地域事務所長」を除く。))	総務班	地方振興事務所 地域事務所総務部長	地方振興事務所地域事務所 総務部次長(総括担当)	地方振興事務所地域事務所
	地方振興班	地方振興事務所地域 事務所地方振興部長	地方振興事務所地域事務所 地方振興部次長(総括担当)	地方振興事務所地域事務所
	税務班	県税事務所地域事務 所長	県税事務所地域事務所次長 (総括担当)	県税事務所地域事務所
	保健福祉班	保健福祉事務所地域 事務所長	保健福祉事務所地域事務所 地域保健専門監	保健福祉事務所地域事務所、 保健所(支所)、食肉衛生検査所
	農林水産振興班	地方振興事務所地域 事務所副所長(技術担当)	農業振興部長 畜産振興部長 農業農村整備部長 林業振興部長	地方振興事務所地域事務所、 家畜保健衛生所、農業改良普及センター
	土木班	土木事務所地域事務 所長	土木事務所地域事務所次長 (総括担当))	土木事務所地域事務所、地方 ダム総合事務所

別表 4

支部及び地域部の分掌事務基準

班 名	分 掌 事 務
総務班	1 支部等運営（支部等会議を含む）の総合調整に関すること。 2 災害情報の収集・報告等に関すること。 3 被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関すること。 （被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領） 4 高圧ガス等に関すること（登米地域部を除く）。 5 県民相談に関すること。 6 圏域防災拠点の運営等に関すること。
地方振興班	1 商工業・観光施設に係る被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 食料供給対策に関すること。 3 商工業対策に関すること。
税務班	1 税の措置に関すること。 2 要請を受けた住家被害認定調査に係る市町村への調査支援（助言及び相談を含む）に関すること。
保健福祉班	1 医療助産対策に関すること 2 防疫対策に関すること。 3 給水対策等に関すること。 4 廃棄物処理対策に関すること。 5 災害救助法に基づく救助事務に関すること。 6 その他保健・福祉・環境対策に関すること。
農林水産振興班	1 農林業対策に関すること。 2 農業農村基盤整備に関すること。 3 食料供給対策に関すること。 4 水産対策に関すること。 5 漁港対策に関すること。
土木班	1 水防対策に関すること。 2 住宅対策に関すること。 3 交通施設、障害物の除去対策に関すること。 4 港湾対策に関すること。 5 その他土木、建築関係対策に関すること。
教育班	1 文教対策に関すること。 2 文化財対策に関すること。
企業班	広域水道、工業用水道、流域下水道に関すること。

別表 5

被害状況報告要領 その1

1 共通様式

災害名	
報告日時	
所属	
報告者	

2 各部被害状況報告様式

(1) 総務部被害状況報告様式

生活関連被害

	臨時休校	始業遅れ	授業打ち切り
私立小学校			
私立中学校			
私立高等学校			
私立特別支援学校			
私立幼稚園			
私立専修学校			
私立各種学校			

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
私立学校施設			
総務部所管施設			

(2) 復興・危機管理部被害状況報告様式

主要施設被害

	被害の状況
石油コンビナート	
高圧ガス	
天然ガスパイプライン	
主要火薬取扱施設	
女川原子力発電所	

災害派遣要請等

	要請先	市町村数	備考
災害派遣要請等			

災害救助法適用市町村

	市町村名
災害救助法適用市町村	

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
復興・危機管理部所管施設			

(3) 企画部被害状況報告様式

生活関連被害

	運行状況	事故等の有無
新幹線		
在来線		
地下鉄		
バス		
航路		

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
企画部所管施設			

(4) 環境生活部被害状況報告様式

生活関係被害

	市町村数	被害数
電気		
ガス		

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
環境生活部所管施設			
一般廃棄物処理施設			

(5) 保健福祉部被害状況報告様式

主要施設被害

	被害の状況
災害拠点病院	

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
病院施設（県立を除く）			
保健・福祉施設			
保健福祉部所管施設			

(6) 経済商工観光部被害状況報告様式

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
観光関係			
商業関係			
工業関係			
経済商工観光部所管施設			

(7) 農政部被害状況報告様式

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
農業関係施設			
畜産施設			
農作物			
農地、農業用施設			
農村生活環境施設			
農政部所管施設			

その他の被害

	流失・陥没	冠水
田		
畑		

(8) 水産林政部被害状況報告様式

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
漁港施設			
水産関係			
被害船舶			
治山施設			
林道関係施設			
林地崩壊			
林産被害			
水産林政部所管施設			

(9) 土木部被害状況報告様式 その2

主要施設被害

	被害の状況
空港	
ダム	

生活関係被害

	運航状況	事故等の有無
航空		

	全面通行止	解除	継続
一般国道			
主要地方道			
一般県道			
市町村道			
高速道路			

	市町村数	戸数
水道（断水）		

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
道路施設			
河川施設			
海岸（河川）			
海岸（港湾）			
橋りょう			
砂防施設			
急傾斜等			
地すべり			
崖くずれ			
公園			
水道施設			
下水道施設			
港湾			
公営住宅			
ブロック塀等			
土木部所管施設			

(10) 企業部被害状況報告様式

主要施設被害

	被害の状況
広域水道	
工業用水道	
流域下水道	

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
企業局所管施設			

(11) 教育部被害状況報告様式

生活関連被害

	臨時休校	始業遅れ	授業打ち切り
小学校			
中学校			
義務教育学校			
高等学校			
幼稚園			
特別支援学校			

施設被害

	市町村数	箇所数	被害額（千円）
公立学校施設			
社会教育施設等			
教育庁所管施設			

別表 5-2

被害状況報告要領

1 被害報告等の基準

被害状況報告は、おおむね次に掲げる事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 一般基準

- イ 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ロ 災害により災害対策本部を設置したもの
- ハ 一の市町村における被害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- ニ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- ホ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

イ 地震

- (イ) 地震が発生し、県内で震度5弱以上を観測した場合
- (ロ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ロ 津波

- (イ) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (ロ) 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ハ 風水害

- (イ) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ハ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ニ 雪害

- (イ) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ロ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

ホ 火山災害

- (イ) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- (ロ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ヘ その他、特に報告の指示があったもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準及び(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告するものとする。

2 報告の要領

- (1) 報告は、本部事務局(以下「事務局」という。)において別に定める様式での報告を指示するものとし、その様式により報告する。

なお、報告された被害状況については、事務局で宮城県総合防災情報システム(MIDORI)に入力を行うものとする。

- (2) 事務局は、(1)の指示においては、次の事項を明示するものとする。

- イ 災害名称
- ロ 報告手段(FAX、電話、メール等)
- ハ 確定報の別
- ニ 報告時点
- ホ その他の必要な事項

- (3) 被害の報告は、緊急を要するもの、又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行うものとする。
- (4) 被害の報告は、特に事情がある場合を除き、市町村ごとの内訳書を添付し、数量等は、発生時からの累計をもって報告するものとする。
- (5) 特に様式が定められていない部については、部で把握している被害状況について任意の様式にて報告するものとする。

3 記入要領

(1) 共通事項

- イ 被害額の単位は千円単位とし、千円未満の端数は四捨五入する。
- ロ 当該災害による被害について、この要領に定められていない事項で、事務局へ報告の必要性があると判断したものについては、添付ファイルとして登録するものとする。

(2) 総務部被害報告

- イ 「電話」には、当該災害により不通となった回線数及び市町村数を記入すること。
- ロ 「ガス」には、当該災害により供給停止となった戸数及び市町村数を記入すること。
- ハ 「私立小学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する小学校の休校等の状況を記入すること。
- ニ 「私立中学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する中学校の休校等の状況を記入すること。
- ホ 「私立高等学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する高等学校の休校等の状況を記入すること。
- ヘ 「私立特別支援学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する特別支援学校の休校等の状況を記入すること。
- ト 「私立幼稚園」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する幼稚園の休校等の状況を記入すること。
- チ 「私立専門学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する専門学校の休校等の状況を記入すること。
- リ 「私立各種学校」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する各種学校の休校等の状況を記入すること。
- ヌ 「私立学校施設」には、当該災害によって生じた、学校法人が設置する学校施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ル 「総務部所管施設」には、当該災害によって生じた、総務部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(3) 復興・危機管理部被害報告

- イ 「石油コンビナート」には、当該災害によって生じた、石油コンビナート等特別防災区域の被害を記入すること。
- ロ 「高圧ガス」には、当該災害によって生じた高圧ガス製造所、貯蔵所及び取扱所の被害を記入すること。
- ハ 「天然ガスパイプライン」には、当該災害によって生じた、天然ガスパイプラインの被害を記入すること。
- ニ 「主要火薬取扱施設」には、当該災害によって生じた、火薬庫等主要な火薬取

扱施設の被害を記入すること。

ホ 「女川原子力発電所」には、当該災害によって生じた、女川原子力発電所の被害を記入すること。

ヘ 「災害派遣要請状況」には、当該災害に伴い行った各種派遣要請について記入すること。

ト 「復興・危機管理部所管施設」には、当該災害によって生じた、復興・危機管理部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(4) 企画部被害報告

イ 「新幹線」には、当該災害によって生じた、新幹線の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。

ロ 「在来線」には、当該災害によって生じた、在来線の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。

ハ 「地下鉄」には、当該災害によって生じた、地下鉄の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。

ニ 「バス」には、当該災害によって生じた、路線バスの不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。

ホ 「航路」には、当該災害によって生じた、航路の不通箇所、運行状況、事故等の有無を記入すること。

ヘ 「企画部所管施設」には、この要領には明記されていないが、当該災害によって生じた、企画部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(5) 環境生活部被害報告

イ 「電気」には、当該災害によって停電が発生した市町村数及び戸数を記入すること。

ロ 「環境生活部所管施設」には、この要領には特に明記されていないが、環境生活部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ハ 「一般廃棄物処理施設」には、当該災害によって生じた、一般廃棄物処理施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(6) 保健福祉部被害報告

イ 「災害拠点病院」には、当該災害によって生じた、災害拠点病院の被害を記入すること。

ロ 「病院施設」には、当該災害によって生じた、災害拠点病院以外の病院、診療所、助産所等の被害について市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ハ 「保健・福祉施設」には、当該災害によって生じた、保健・福祉施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

ニ 「保健福祉部所管施設」には、この要領には特に明記されていないが、当該災害によって生じた、保健福祉部で所管している施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(7) 経済商工観光部被害報告

イ 「観光関係」には、各種観光関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

- ロ 「商業関係」には、商店等商業関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ハ 「工業関係」には、工場等各種工業関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ニ 「経済商工観光部所管施設」には、経済商工観光部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (8) 農政部被害報告
- イ 「農業関係施設」には、農業用資機材、共同利用施設、養蚕施設等農業関係施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ロ 「畜産施設」には、畜舎等畜産関係施設のほか、牧草地、畜産品等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ハ 「農作物」には、農作物及び桑園等の当該災害による被害について、市町村数、被害面積 (ha) 及び被害額を記入すること。
 - ニ 「農地、農業用施設」には、農地の他、ため池、農業用水路、道路及びビニールハウス等農業用施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ホ 「農村生活環境施設」には、共同利用施設以外の農業用施設等の農村生活環境施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ヘ 「農政部所管施設」には、農政部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (9) 水産林政部被害報告
- イ 「漁港施設」には、外かく施設、水域施設等漁港施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ロ 「水産関係」には、水産物の他、水産製品、水産関係施設、養殖施設及び漁業用資機材等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ハ 「被害船舶」には、漁業用船舶の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ニ 「治山施設」には、治山施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ホ 「林道関係施設」には、林道施設等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ヘ 「林地崩壊」には、林地崩壊の他、立木の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - ト 「林産被害」には、林産施設の他、苗畑、種苗及び林産物の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
 - チ 「水産林政部所管施設」には、水産林政部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- (10) 土木部被害報告
- イ 「空港」には、仙台空港の当該災害による被害について記入すること。
 - ロ 「ダム」には、土木部で所管しているダムの当該災害による被害について記入すること。
 - ハ 「航空」には、当該災害による航空機の運航状況及び事故等の有無について記

- 入すること。
- ニ 「一般国道」には、当該災害による一般国道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- ホ 「主要地方道」には、当該災害による主要地方道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- ヘ 「一般県道」には、当該災害による一般県道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な通行止の状況も記入すること。
- ト 「市町村道」には、当該災害による市町村道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- チ 「高速道路」には、当該災害による高速自動車国道の通行止の状況について、通行止になった区間数を記入し、具体的な状況も記入すること。
- リ 「水道（断水）」には、当該災害により断水が発生した市町村数及び戸数を記入すること。
- ヌ 「道路施設」には、当該災害による法面崩壊等道路施設の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ル 「河川施設」には、水門等河川施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ヲ 「海岸（河川）」には、海岸水門・樋門・陸こう等河川海岸施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ワ 「海岸（港湾）」には、海岸水門・樋門・陸こう等港湾区域の海岸の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- カ 「橋りょう」には、橋りょうの当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ヨ 「砂防施設」には、砂防施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- タ 「急傾斜等」には、当該災害による急傾斜地での土砂崩れ等の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- レ 「地すべり」には、当該災害による地すべりに関する被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ソ 「崖くずれ」には、当該災害による崖くずれに関する被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ツ 「公園」には、公園施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ネ 「水道施設」には、上下水道施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ナ 「下水道」には、下水道施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ラ 「港湾」には、港湾施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ム 「公営住宅」には、公営住宅の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- ウ 「ブロック塀等」には、当該災害によるブロック塀の倒壊等の被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- キ 「土木部所管施設」には、土木部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(11) 企業部被害報告

- イ 「広域水道」には、広域水道施設の当該災害による被害を記入すること。
- ロ 「工業用水道」には、工業用水道施設の当該災害による被害を記入すること。
- ハ 「流域下水道」には、流域下水道施設の当該災害による被害を記入すること。
- ニ 「企業局所管施設」には、企業部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。

(12) 教育部被害報告

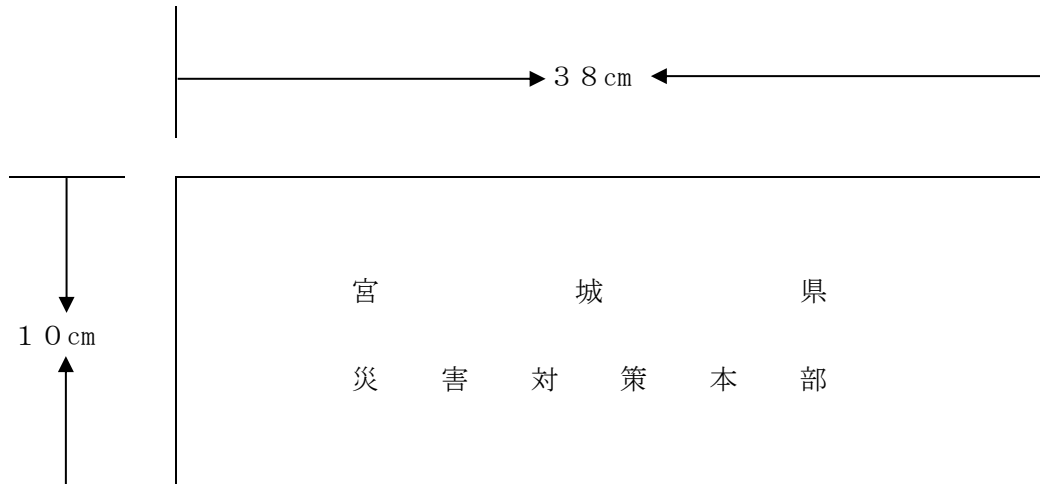
- イ 「公立小学校」には、公立小学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。
- ロ 「公立中学校」には、公立中学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。
- ハ 「公立義務教育学校」には、公立義務教育学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。
- ニ 「公立高等学校」には、公立高等学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。
- ホ 「公立幼稚園」には、公立幼稚園の当該災害による休校等の状況を記入すること。
- ヘ 「公立特別支援学校」には、公立特別支援学校の当該災害による休校等の状況を記入すること。
- ト 「公立学校施設」には、公立学校の建物等の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- チ 「社会教育施設等」には、社会教育に関わる施設の当該災害により被害について、市町村数、箇所数及び被害額を記入すること。
- リ 「教育庁所管施設」には、教育部で所管している施設の当該災害による被害について、市町村数、箇所数及び被害額について記入すること。

(13) 支部等被害報告

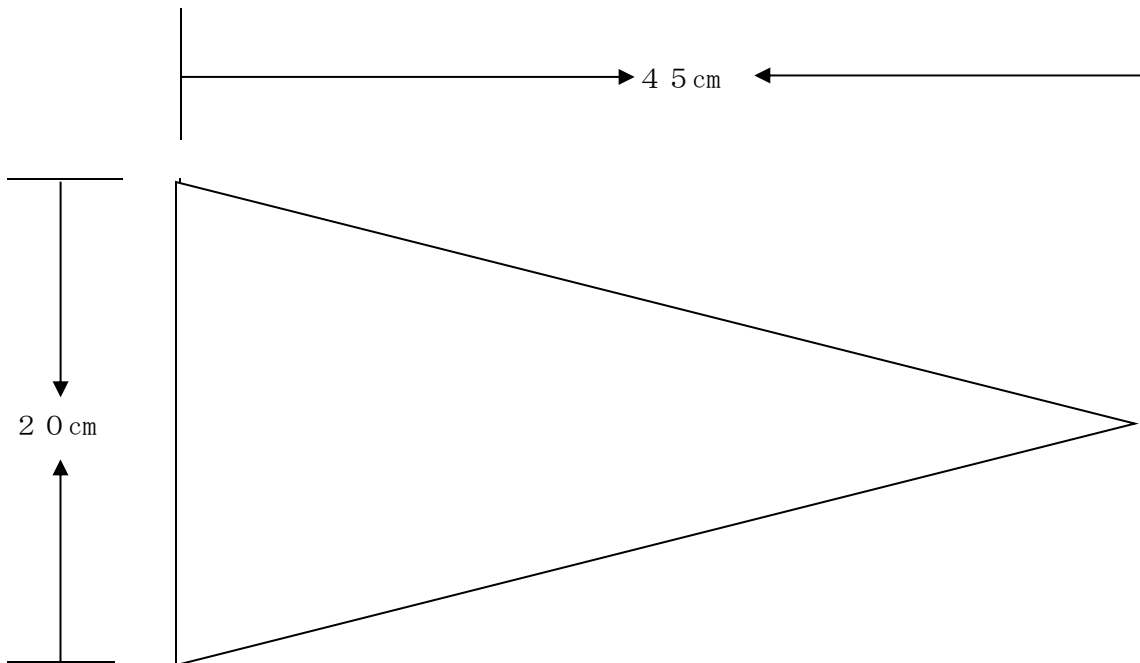
支部等事務局は、「市町村被害報告要領」に基づき市町村が報告する被害状況報告の内容を精査し、本部事務局へ報告すること。

別記

腕章



標旗



(注) 腕章：台地を黄色とし、文字は黒色とする。
標旗：台地を紺色とし、文字は白色とする。

災害対策警戒配備要領

1 趣 旨

この要領は、宮城県災害対策本部要綱（以下「要綱」という。）第22条第2項の規定に基づき、災害対策本部設置前等における警戒配備に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- イ 部（局） 部制条例（昭和35年宮城県条例第41号）に定める部のほか、出納局、企業局、教育庁を含む。
- ロ 課（所） 前号に定める部（局）における課室、地方振興事務所、地方振興事務所地域事務所及びその他地方機関をいう。
- ハ 本部連絡員 要綱第7条第1項に定める職員をいう。
- ニ 支部連絡員又は地域部連絡員 要綱第16条第1項に定める職員をいう。

3 警戒配備体制

(1) 警戒配備（0号配備）

- イ 部（局）長が異常気象その他の原因により災害に対する警戒が必要であると認めた場合（おおむね次の基準による。）は配備に付き、気象、水防等の情報収集及びその通報に当たるものとする。
- ロ 復興・危機管理部長は、必要に応じ警戒配備を特別警戒配備に切り替え警戒本部を設置することができる。
- ハ 部（局）長又は地方振興事務所長若しくは地方振興事務所地域事務所長は、警戒本部を設置する必要があると認めたときは、復興・危機管理部長に設置を要請することができるものとする。

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	本部・地方支部 ・地域部体制
警戒配備 （0号配備）	1 県内に大雨、洪水、高潮（以下「大雨等」という。）の警報が発表されたとき。 2 県内で震度4（実測値）の地震が観測されたとき。 3 県内に大雨等の注意報が発表され、かつ被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 4 その他特に部（局）長が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員及び特に関係ある課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。	

(2) 特別警戒配備

イ 警戒本部（1号配備）

- （イ）復興・危機管理部長が異常気象その他の原因により災害に対する警戒体制を強化する必要があると認めた場合（おおむね次の基準による。）は、警戒本部並びに警戒本部地方支部及び警戒本部地

域部を設置し、配備に付き、災害応急対策の実施に当たるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、警戒本部を自動設置し、自動配備に付くものとする。

- a 県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき。
- b 県内に津波注意報が発表されたとき。
- c 栗駒山、鳴子、蔵王山において噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。
- d 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の起因となった地震により、既に警戒本部、特別警戒本部又は災害対策本部を設置しているときは、その体制を継続する。

(ロ) 部（局）長又は地方振興事務所長若しくは地方振興事務所地域事務所長は、特別警戒本部を設置する必要があると認めたときは、副知事に設置を要請することができるものとする。

ロ 特別警戒本部（2号配備）

副知事が異常気象その他の原因により災害に対する警戒体制をより一層強化する必要があると認めた場合（おおむね次の基準による。）は、特別警戒本部並びに特別警戒本部地方支部及び特別警戒本部地域部を設置し、配備に付き、災害応急対策の実施に当たるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別警戒本部を自動設置し、自動配備に付くものとする。

- a 県内で震度5強（実測値）の地震が観測されたとき。
- b 県内に津波警報が発表されたとき。

ハ 地方支部及び地域部の所管区域

警戒本部地方支部及び警戒本部地域部並びに特別警戒本部地方支部及び特別警戒本部地域部（以下「警戒本部地方支部等」という。）の所管区域は宮城県災害対策本部要綱第10条で定める災害対策本部地方支部等の所管区域に準ずるものとする。

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	本部・地方支部 ・地域部体制
警戒本部 (1号配備)	1 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 2 県内で震度5弱（実測値）の地震が観測されたとき。 3 県内で震度4（実測値）の地震が観測され、被害が発生したとき。 4 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による。 5 栗駒山、鳴子、蔵王山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表されたとき。 6 県内で台風による被害の発生が	復興・危機管理部の所要人員、関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部 (本部長：復興・危機管理部長) 警戒本部地方支部 (支部長：地方振興事務所長) 警戒本部地域部 (地域部長：地方振興事務所地域事務所長)

	予想されるとき。 7 県内に大雨等の警報が発表され、かつ広範囲にわたる被害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。 8 その他特に復興・危機管理部長が必要と認めたとき。		
--	--	--	--

区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	本部・地方支部 ・地域部体制
特別警戒本部 (2号配備)	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 2 県内で震度5強(実測値)の地震が観測されたとき。 3 その他特に副知事が必要と認めたとき。	復興・危機管理部の所要人員、関係部(局)長及び関係課(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部 (本部長：副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長：地方振興事務 所長) 特別警戒本部地域部 (地域部長：地方振興事 務所地域事務所長)

(3) 配備計画

部(局)長又は地方振興事務所長若しくは地方振興事務所地域事務所長は、前2号の基準によりあらかじめ警戒配備及び特別警戒配備編成計画を作成するものとする。

(4) 地方支部及び地域部の所管区域における事象に応じた配備

所管区域において発生した事象に応じ、0号配備、1号配備又は2号配備の基準により次の各号のとおり配備する。

イ 地震による配備

(イ) 所管区域内で震度4(実測値)の地震を観測した場合

0号配備体制を執るものとする。

(ロ) 所管区域内で震度5弱(実測値)を観測した場合

1号配備体制を執るものとする。

(ハ) 所管区域内で震度5強(実測値)の地震を観測した場合

2号配備体制を執るものとする。

(ニ) その他

所管区域内で震度3以下(実測値)を観測した場合は、情報連絡が行える体制を執るものとする。

ロ 津波注意報又は津波警報の発表による配備

(イ) 所管区域内に津波注意報が発表された場合

1号配備体制を執るものとする。

(ロ) 所管区域内に津波警報が発表された場合

2号配備体制を執るものとする。

(ハ) その他

所管区域が津波注意報又は津波警報の対象ではない場合は、情報連絡が行える体制を執るものとする。

ハ 噴火速報又は噴火警報の発表による配備

所管区域内の火山に噴火予報の段階で噴火速報が発表されたとき又は噴火警報（火口周辺）が発表された場合は、1号配備体制を執るものとし、その他の地方支部又は地域部については、情報連絡が行える体制を執るものとする。

ニ 大雨等の警報の発表による配備

所管区域内に大雨等の警報が発表された場合は、0号配備体制を執るものとし、その他の地方支部又は地域部については、情報連絡が行える体制を執るものとする。

4 警戒本部等の組織

警戒本部等の組織は、次のとおりとする。

(1) 警戒本部（1号配備）

職 名	充 当 職	職 務
本 部 長	復興・危機管理部長	知事の命を受け、警戒本部の事務を統括する。
副 本 部 長	復興・危機管理部危機管理監	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	復興・危機管理部副部長	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
事務局職員	復興・危機管理部職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
本部連絡員	関係部（局）において指名された職員	事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係部（局）課配備職員	所属部（局）課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(2) 特別警戒本部（2号配備）

職 名	充 当 職	職 務
本 部 長	副 知 事	知事の命を受け、特別警戒本部の事務を統括する
副 本 部 長	復興・危機管理部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	復興・危機管理部危機管理監	本部長の命を受け、被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。
副 事 務 局 長	復興・危機管理部副部長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	復興・危機管理部職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する
部（局）長	関係部（局）長	本部長の命を受け、所掌事務を統括する。
本部連絡員	関係部（局）において指名された職員	事務局と所属部（局）との連絡調整事務を処理する。

その他の職員	関係部（局）課配備職員	所属部（局）課における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。
--------	-------------	---

(3) 警戒本部地方支部（1号配備）

職 名	充 当 職	職 務
支 部 長	地方振興事務所長	本部長の命を受け、地方支部の事務を統括する。
副 支 部 長	地方振興事務所副所長	支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	地方振興事務所総務部 総括次長	支部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
事 務 局 職 員	地方振興事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
支 部 連 絡 員	関係地方機関において 指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(4) 特別警戒本部地方支部（2号配備）

職 名	充 当 職	職 務
支 部 長	地方振興事務所長	本部長の命を受け、地方支部の事務を統括する。
副 支 部 長	地方振興事務所副所長	支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	地方振興事務所総務部 総括次長	支部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
副 事 務 局 長	地方振興事務所総務部 総括次長の次席にある者	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 職 員	地方振興事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
関係機関の長	関係地方機関の長	支部長の命を受け、所掌事務を統括する。
支 部 連 絡 員	関係地方機関において 指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(5) 警戒本部地域部（1号配備）

職 名	充 当 職	職 務
地 域 部 長	地方振興事務所地域事務所長	本部長の命を受け、地域部の事務を統括する。

副 地 域 部 長	地方振興事務所地域事務所副所長	地域部長を補佐し、地域部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	地方振興事務所地域事務所総務部総括次長	地域部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
事 務 局 職 員	地方振興事務所地域事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
地域部連絡員	関係地方機関において指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関の配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(6) 特別警戒本部地域部（2号配備）

職 名	充 当 職	職 務
地 域 部 長	地方振興事務所地域事務所長	本部長の命を受け、地域部の事務を統括する。
副 地 域 部 長	地方振興事務所地域事務所副所長	地域部長を補佐し、地域部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 長	地方振興事務所地域事務所総務部総括次長	地域部長の命を受け、災害情報の収集伝達等災害対策に関する事務を処理する。
副事務局長	地方振興事務所地域事務所総務部総括次長の次席にある者	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事 務 局 職 員	地方振興事務所地域事務所職員	上司の命を受け、災害対策に関する事務を処理する。
関係機関の長	関係地方機関等の長	地域部長の命を受け、所掌事務を統括する。
地域部連絡員	関係地方機関において指名された職員	事務局と所属地方機関との連絡調整事務を処理する。
その他の職員	関係地方機関の配備職員	所属地方機関における災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。

(7) 警戒本部地方支部等の特例

本部長は、災害の発生又はそのおそれが一部の地域に限られる場合において、当該地域を管轄する警戒本部地方支部等以外の警戒地方支部等を設置しないことができる。

5 警戒本部及び特別警戒本部の設置及び廃止の伝達及び指示

- (1) 警戒本部及び特別警戒本部（以下「警戒本部等」という。）並びに警戒本部地方支部等の設置については、警戒本部等事務局から警戒本部地方支部等事務局に伝達及び配備を指示し、関係地方機関には関係部（局）を通じ同旨を伝達するものとする。

なお、廃止についても同様に伝達するものとする。

- (2) 津波及び地震、大雨等による警戒本部等及び警戒本部地方支部等の設置については、警報の発表又は該当する震度の観測をもって警戒本部等及び警戒本部地方支部等を自動設置するので、伝達及び配備の指示は行わないものとする。

なお、廃止については、警戒本部等事務局から警戒本部地方支部等事務局に指示し、関係地方機関には関係部（局）を通じ同旨を伝達するものとする。

- (3) 警戒配備についての指示及び解除の伝達は、前 2 号に準じて行うものとする。

6 本部会議

(1) 警戒本部（1 号配備）

- イ 警戒本部に、警戒本部会議を置く。
- ロ 警戒本部会議は、本部長、副本部長、本部連絡員で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

(2) 特別警戒本部（2 号配備）

- イ 特別警戒本部に、特別警戒本部会議を置く。
- ロ 特別警戒本部会議は、本部長、副本部長、部（局）長、事務局長で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 特別警戒本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

7 支部会議及び地域部会議

(1) 警戒本部地方支部又は警戒本部地域部（1 号配備）

- イ 支部に支部会議、地域部に地域部会議を置く。
- ロ 支部会議は、支部長、副支部長、支部連絡員で構成し、また、地域部会議は、地域部長、副地域部長、地域部連絡員で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 支部会議は、支部長が、地域部会議は、地域部長が、招集し、主宰する。

(2) 特別警戒本部地方支部又は特別警戒本部地域部（2 号配備）

- イ 支部に支部会議、地域部に地域部会議を置く。
- ロ 支部会議は、支部長、副支部長、関係機関の長で構成し、また、地域部会議は、地域部長、副地域部長、関係機関の長で構成し、災害対策に関する事項を協議する。
- ハ 支部会議は、支部長が、地域部会議は、地域部長が、招集し、主宰する。

8 被害状況等の報告

- (1) 各部（局）長は、それぞれの所管に関する被害状況等を警戒本部等事務局長に報告するものとする。
- (2) 警戒本部地方支部等の関係地方機関の長は、それぞれの所管に関する被害状況等について、本庁の関係課長に報告した後速やかに警戒本部地方支部等事務局長に報告するものとする。
- (3) 警戒本部等事務局長は、部（局）長からの被害状況報告等を取りまとめ、本部長に報告するとともに、部（局）長に報告するものとする。
- (4) 警戒配備における被害状況等の報告は、前 3 号に準じて行うものとする。

9 警戒配備体制の解除

(1) 警戒配備

部（局）長は、災害の危険が解消したと認めるときは、警戒配備を解くものとする。

(2) 特別警戒配備

復興・危機管理部長又は副知事は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき又は災害対策本部等が設置されたときは、復興・危機管理部長は警戒本部を、副知事は特別警戒本部を廃止するものとする。

なお、各部（局）及び警戒本部地方支部等の状況により、各部（局）又は警戒本部地方支部等ごとに特別警戒配備体制を解くことができるものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、特別警戒配備に関し必要な事項は本部長が、それ以外の警戒配備に関し必要な事項は部（局）長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和 56 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

災害対策関連ガイドライン等一覧

(令和5年12月1日現在)

分野	名称	更新年月	担当課等
防災	新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikisom/koronahinannzyo.html	令和2年6月	復興・危機管理 総務課
	宮城県津波対策ガイドライン https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/ks-tsunamigaidorain-top.html	令和3年6月	防災推進課
保健福祉	大規模災害時医療救護活動マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/iryokyugomanyuaru.html	平成25年3月	医療政策課
	災害時公衆衛生活動ガイドライン, 災害時公衆衛生活動マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/public-health.html	平成25年4月	保健福祉総務課
	避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/guideline.html	平成25年12月	保健福祉総務課
	災害時薬事関連業務マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/saigai-manual.html	令和5年12月	薬務課
	災害時こころのケア活動マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihocnt/saigaiji-kokoro-care-information.html	平成26年2月	精神保健福祉セ ンター
住宅	住宅相談 Q&A https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jutaku/hisaijutaku-soudanmadoguti.html	平成26年7月	住宅課
下水道	地震災害における汚水処理対策マニュアル https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suido-kanri/70-saigai.html	平成24年9月	水道経営課
教育	みやぎ学校安全基本指針, 学校防災マニュアル作成ガイド https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/anzenkihonshishin.html	令和3年4月	教育庁 スポーツ健康課

(県ホームページで公開されているものを掲載)

第8-1表

調 査 状 況 蓄 備 倉 庫 防 水 県

(令和5年3月1日現在)

[illegible]

防災資機材センター防災資機材の保有状況

令和6年4月1日現在

資機材名	規格	保管形態	保管数量
泡消火薬剤	水成膜泡 耐寒用3%型 メガフォームF-6 2 3 T	タンク貯蔵 (3槽)	48,000 L
		ポリ容器 (20L缶×334缶)	6,680 L
油処理剤	ハイトロン# 3 A	18L缶×730缶	13,140 L
油吸着剤	タフネルオイルブロッター (B L - 6 5) ダンボール箱入り	20Kg (118枚) 箱×183箱	3,660 K g
	オイルハンター (M K K - 6 5) ダンボール箱入り	14Kg (100枚) 箱×40箱	560 K g
オイルフェンス	A 型 (静水型)	20m/本×10本	200 m
	B 型 (海洋型)	20m/本×105本	2,100 m

林野火災空中消火用資器材備蓄状況

令和2年4月1日現在

委託先	保管場所	資器材名		
		折り畳み式散水バケツ ト（470L）	折り畳み式散水バケツ ト（600L）	折り畳み式散水バケツ ト（1,000L）
宮城県防災航空隊	防災ヘリコプター 管理事務所		9	
陸上自衛隊 東北方面航空隊	霞目駐屯地	1	2	1
陸上自衛隊 第6飛行隊	神町駐屯地		2	
合計		1	13	1

林野火災防ぎょ資機材整備状況

(令和6年4月1日現在)

署 名	自 動 車						ダンプカー		トラクタ		ロ グ ロ ー ダ	ト ラ ク タ シ ョ ベ ル	モ ー タ ー グ レ ー ダ	チ ェ ン ソ ー	ブ ッ シ ュ ク リ ー ナ ー	雪 上 車	無 線 機	消 火 用			
	小 型 乗 用	乗 合	貨 客 兼 用	普 通 貨 物	小 型 貨 物	軽 四 輪	普 通	小 型 四 輪	ク ロ ー ラ タ イ プ	ホ イ ル タ イ プ								ジ ェ ット シ ュ ー タ ー	移 動 用 水 槽	布 バ ケ ツ	消 火 ポ ン プ
宮城北部 森林管理署			19			7								2	22			63	1	78	3
仙台 森林管理署			13			5								3	10			29	0	0	3
計	0	0	32	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	5	32	0	0	92	1	78	6

巡視船艇・航空機の配備状況

令和3年9月1日現在

船名 機名	総トン数 (トン)	巡航速度 (ノット) 以上	無線能力	消防ポンプ		搭載可能人員(人)		搭載可能物資 (トン)
				消火能力	台数	限定沿海で3時間 以内とした場合	1.5時間未満 の平水の場合	
ざおう MH920 (ざおう搭載回転翼機)	3,100	22 145	F3E 10W 1W (150MHz 帯防災波) F3E 1W	230 m ³ /h 150 m ³ /h 72 m ³ /h	1 1 1	420	480	230
くりこま	1,200	27	F3E 10W 1W	235 m ³ /h	1	141	165	240
まつしま	1,250	21	F3E 10W 1W	72 m ³ /h (+遠隔放水銃 1)	1	122	143	190
うみぎり	100	36	F3E 10W 1W	70 m ³ /h	1	36	41	20
しらはぎ	26	30	F3E 10W 1W	52 m ³ /h	2	26	28	14
しまかぜ	26	29	F3E 10W 1W	156 m ³ /h	1	26	28	14
ささかぜ	26	29	F3E 10W 1W	156 m ³ /h	1	26	28	14

機名	自重 (kg)	速度 (kt)	無線能力	消防ポンプ		座席数 (席)
				消火 能力	台数	
MA861 (固定翼機)	4,355	263	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	14
MA865 (固定翼機)	4,355	263	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	14
MA866 (固定翼機)	4,355	263	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	14
MA871 (固定翼機)	4,501	263	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	8
MH965 (回転翼機)	4,582	167	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	15
MH968 (回転翼機)	4,582	167	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	15
SH181 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
SH182 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
SH183 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
SH184 (回転翼機)	1,002	135	—	—	—	5
MH920 (ざおう搭載回転翼機)	3,872	145	F3E 1W (150MHz 帯防災波)	—	—	14

巡視船等防災波設置一覧表

令和3年9月1日現在

船(機) 名	周 波 数	出 力	備 考
ざおう	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
MH920	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
くりこま	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
まつしま	158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
うみぎり	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
しらはぎ	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
しまかぜ	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
ささかぜ	158.35 MHz 158.35 MHz	10W 1W	150MHz帯防災波 "
MA861	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MA865	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MA871	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MA866	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MH965	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波
MH968	158.35 MHz	1W	150MHz帯防災波

(作成：第二管区海上保安本部警備救難部環境防災課)

陸上自衛隊災害派遣可能装備品

(令和4年9月1現在)

		多賀城駐屯部隊 (第22即応機動連隊等)	大和駐屯部隊 (第6偵察隊等)	船岡駐屯部隊 (第2施設団等)
主 要 な 派 遣 可 能 装 備 品	小型トラック	○	○	○
	中型トラック	○	○	○
	大型トラック	○	○	○
	レッカー			○
	大型ユニック	○		○
	大型ダンプ	○		○
	中・大型ブルドーザ	○(中型)		○
	シャベルドーザ	○		
	油圧ショベル			○
	バケットローダ	○		○
	救急車	○		○
	給水トレーラー	○	○	○
	ボート	○	○	○
	炊事車	○	○	○
	人命救助システム	○	○	○
	パネル橋MGB			○
	92式浮橋			○
	オートバイ	○	○	○
	除染装置	○		○
	資材運搬車	○		○
	災害用ドローン	○	○	○

圏域防災拠点一覧

平成 30 年 4 月現在

圏 域	名 称	所 在 地（住所） （座標）(UTMグリッド)	備 考
仙 南	蔵王町総合運動公園	蔵王町大字曲竹字河原前1-61 (座標) 38度5分, 140度39分 (UTMグリッド) 54SVH70071519	第1順位 B & G 海洋センターを除く
	白石高等技術専門校	白石市白川津田字新寺前5-1 (座標) 38度1分, 140度41分 (UTMグリッド) 54SVH72430932	第2順位 蔵王山噴火時を想定
仙 台	宮城県総合運動公園	利府町菅谷字館40-1 (座標) 38度20分, 140度57分 (UTMグリッド) 54SVH96094295	広域防災拠点（暫定）
大 崎	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭4丁目5-2 (座標) 38度33分, 140度58分 (UTMグリッド) 54SVH97866835	
栗 原	栗原市築館総合運動公園	栗原市築館字荒田沢41-241 (座標) 38度43分, 141度0分 (UTMグリッド) 54SWH00698613	B & G 海洋センターを除く
石 巻	石巻市総合運動公園	石巻市南境字新小堤18 (座標) 38度27分, 141度18分 (UTMグリッド) 54SWH26665666	
登 米	長沼フットピア公園	登米市迫町北方字天形161-84 (座標) 38度41分, 141度8分 (UTMグリッド) 54SWH11688226	
気仙沼 ・本吉	旧気仙沼西高等学校	気仙沼市赤岩牧沢155-1 (座標) 38度52分, 141度32分 (UTMグリッド) 54SWJ47520331	

※ 今後、新たに防災拠点として活用可能な施設が整備・拡充され、その施設が圏域防災拠点としてより適合する場合は、関係機関協議の上入れ替える。

水 防 管 理 団 体 水 防 倉 庫 備 蓄 状 況 調

（令和5年3月1日現在）

	保 管 場 所			水 防 資 材										工 具															照 明 器 具 類					そ の 他					備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	水防区	水防倉庫名	所在地	空	麻	ビニール	か	む	土	ビニールシート	木材13	木材9	木材6	枕	コン	な	鉄	鉄	ス	掛	片	大	つ	唐	お	の	か	な	カ	ベ	と	長	竹	一	安	か	縄	ク		照	投	発	携	ラ	命	テ	救	油	オ	中																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				(個)	(袋)	(袋)	(袋)	(枚)	(枚)	(尺)	(尺)	(尺)	(本)	(本)	(玉)	(kg)	(本)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(巻)	(巻)		(巻)	(巻)	(台)	(台)	(台)	(台)	(巻)	(巻)	(巻)	(巻)	(m)	(kg)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	大河原	新町水防倉庫	白石市西益岡町										180		65	6	200		2	2	5		6	5		11	35	6	2	8	3					5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	〃	北町裏水防倉庫	白石市大川町					670		75						100			70	13			23	25	35																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	〃	白石消防署内水防倉庫	白石市城北町						2,000	100									10	2		4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
4	〃	角田水防倉庫	角田市角田字大坊						10,400	335			150			3	45		49	10		1			1	2								11			1	1		9	7			3	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	〃	小田水防倉庫	角田市小田字黒内						600	5			9				130		59	3			7		3	3	19		1						2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	〃	蔵王水防倉庫	蔵王町円田字西浦北						1,000	15					10				27	16			4	4			9	3		2				5	3						1	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
7	〃	宮水防倉庫	蔵王町宮字町						50	3						1	1		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				1					1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
8	〃	遠刈田水防倉庫	蔵王町遠刈田温泉仲町						50	3						1	1		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				1					1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
9	〃	永野水防倉庫	蔵王町円田字駅前						50	3						1	1		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				1					1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
10	〃	円田水防倉庫	蔵王町円田字堀ノ内						50	3						1	1		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				1					1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	〃	平沢水防倉庫	蔵王町平沢字寺前						50	3						1	1		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				1					1	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

	保 管 場 所			水 防										資 材										工 具										類 別										照 明 器 具 類			そ の 他					備 考				
	水防区	水防倉庫名	所在地	空 (個)	麻 (袋)	ビニール (袋)	か ま (袋)	む し (枚)	土 の う (枚)	ビニールシート (枚)	木 材 13 尺 (本)	木 材 9 尺 (本)	木 材 6 尺 (本)	枕 木 (本)	コン パ ネ (枚)	な わ (玉)	鉄 線 (kg)	鉄 筋 (本)	ス コ ッ プ (丁)	掛 矢 (丁)	片 手 ハン マー (丁)	大 ハン マー (丁)	つ る は し (丁)	唐 ぐ わ (丁)	お の (丁)	の こ ぎ (丁)	か ま (丁)	な た (丁)	カ ッ タ ー (丁)	ベ ン チ (丁)	と び (丁)	長 と び (丁)	竹 ま (丁)	一 輪 車 (台)	安 全 ロー プ (巻)	か すが い (個)	縄 より (個)	ク リ ッ パ ー (丁)	照 明 灯 (個)	投 光 器 (台)	発 電 機 (台)	携 帯 用 電 灯 (個)	ラ ジ オ (台)	命 綱 (巻)	テ ン ト (張)	救 命 胴 衣 (着)	油 吸 着 剤 (個)	オイル フェ ン ス (m)	中 和 剤 (kg)							
99	〃	須摩屋水防倉庫	大崎市松山須摩屋字阿弥陀江						1,400	5			60			27	5	0	58	5	12	2	2	4	4	14	5	6	0	5		0	5	3	3	2	0	0	0	2	1	1	5	0	0	0	8			0						
100	〃	三本木水防センター	大崎市三本木字廻山66						1,000	200			30						15	1	0															0												0								
101	〃	三本木水防倉庫	大崎市三本木字南町					0	1,400	10			30			5		27	10	0	0				10	0	10								7			0	0											0						
102	〃	船越水防倉庫	大崎市鹿島台船越字山野町						2,000	23			35			0		95	30	11	5	6	5	5	5	5	9	0		6						2													10			0				
103	〃	大迫水防倉庫	大崎市鹿島台大迫字石竹						5,600	10		80				3		60	62	38	5	26	1		1	6	20			6																				10			0			
104	〃	表沢水防倉庫	大崎市鹿島台大迫字台畑						0	0	0	40				0		0			0	0																				0								0						
105	〃	志田谷地水防倉庫	大崎市鹿島台大迫字上志田						3,000	30		0	0			2		0	20	5	6	5	4		1	5	9	1					0		5							4	1	3					35				0			
106	〃	内ノ浦水防倉庫	大崎市鹿島台広長字内ノ浦						3,200	20	27	70	120			2	10	0	50	3	8	5	15	15	15	8	22	0		6	10																			22				0		
107	〃	上川原水防倉庫	大崎市岩出山上川原						1,000	510			0			16	3	0	20	14	3	2	5	5	2	4	0	1	1	4	16	4		0	6			0				2	1	1	0	0	0	33				0				
108	〃	道場分水防倉庫	大崎市岩出山下野田字道場分						1,000	204			0			13	2	0	30		4	2	4	3	4	2	0	3	1	4	5	4		0	4			0				3	1	1	0	0	0	10					0			
109	〃	北小牛田水防倉庫	大崎市田尻北小牛田字宅地						1,000	5			100			12	60	0	22	10	3	0	5	5	4	3	4	2	1	3	0	0				2			0							0	10					0				
110	〃	田尻総合支所倉庫	大崎市田尻沼部字富岡						2,400	20						3		0	30	1	0	2	1	3	0	5	3	3	1	2	0	0			3	5		0	0					0	0	0	10					0				
111	〃	上谷地水防倉庫	涌谷町字上谷地大				15			2			53			13	2		25	12		3	5	5	3	4	5	4						2																						
112	〃	追波水防倉庫	涌谷町字土町						100	1			30				2		12	10		3	5	5				6							2																					
113	〃	田沼町水防倉庫	涌谷町字田沼町	50					100	1			200					100	6																2																					
114	〃	花勝山水防倉庫	涌谷町字花勝山市道添	300					216	8			56					120	9							2	5	3							2																					
115	〃	大谷地水防倉庫	涌谷町猪岡短台字大谷地	100			30		100									5																																						
116	〃	北小牛田水防倉庫	大崎市田尻北小牛田字宅地						1,000	5			100			12	60	0	22	10	3	0	5	5	4	3	4	2	1	3	0	0				2			0						0	10						0				
117	〃	田尻総合支所倉庫	大崎市田尻沼部字富岡						2,400	20						3		0	30	1	0	2	1	3	0	5	3	3	1	2	0	0			3	5		0	0					0	0	0	10					0				
118	大崎	上平針水防倉庫	美里町平針字大谷地		550	0			0	3						15		0	22	8	0	1	5	1	4	2	5	2		3																		0	2							
119	〃	下平針水防倉庫	美里町平針字中川原		550	750			0	1						15	0	0	19	9	0	1	5	5	3	2	5	1		3																				0	2					
120	〃	美里町備蓄倉庫(兼水防倉庫)	美里町北浦字大口			1,000			20,000	20						50	100	100	50	20	10		10	20	10		10	10		10				2	2							12	6	6			22	2								
121	〃	南郷第1防倉庫	美里町木間塚字中央			3,600			4,200	30			100			1		9	40	17	5	2	5	3	1	8	8	2		10													2	2						8	5					
122	〃	南郷第2防倉																																																						

緊急消防援助隊宮城県の登録隊

令和6年4月1日現在

消防本部名		統括指揮支援隊	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	指 合 機 動 部 隊	部NB隊指揮即応隊	部土砂・風水害機動支援隊	消 火 小 隊	救 助 小 隊	救 急 小 隊	後 方 支 援 小 隊	通 信 支 援 小 隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				航 空 小 隊	航空後方支援小隊	合 計	
														毒劇物等対応小隊	等大規模危険物火災対応小隊	等密閉空間火災対応小隊	送遠距離小隊	特震災車両対応小隊	水難救助小隊	その他特殊装備小隊			小 隊 数	重 複 除 く
仙台	仙 台 市 消 防 局	1	2	1	1	1(1)	1(1)	1(1)	13	3	7	6	1	4(2)	3	1	2	1	1	3	2	1(1)	56	50
塩釜ブロック	塩釜地区消防本部				1			1(1)	3	1	2	1								1			10	9
	石巻地区広域行政事務組合消防本部								7	2	3	1											13	13
	黒川地域行政事務組合消防本部								3		1	1											5	5
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	1(1)	13	3	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	28	27
大崎ブロック	大崎地域広域行政事務組合消防本部				1				5	1	3	1								2			13	13
	栗原市消防本部								3	1	1	1											6	6
	登米市消防本部								3		2	1											6	6
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部								4	1	2	1								1			9	9
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	15	3	8	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	34	34
仙南ブロック	仙南地域広域行政事務組合消防本部				1				6	1	2	2								1			13	13
	名取市消防本部								3		1	1											5	5
	あぶくま消防本部								2		2	2											6	6
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	11	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	24	24
宮城県				1																	1	1	3	3
宮城県合計		1	2	2	4	1(1)	1(1)	2(2)	52	10	26	18	1	4(2)	3	1	2	1	1	8	3	2(1)	145	138

※（）内数字は重複する小隊数

(県・復興・危機管理部消防)

災害支援目録登録状況一覧

(令和3年1月28日現在)

No.	企業(団体名)	所在地	支援区分	支援項目内容	登録年月日
1	株式会社エフエム仙台	仙台市青葉区	物的支援	FM文字多重放送による情報表示システムの提供	H17.6.9
2	日本防災ネットワーク協会	多賀城市	人的支援	建築・電気・設備技術者による支援	H17.6.13
			物的支援	建設機械等の支援	
3	財団法人宮城県国際交流協会	仙台市青葉区	人的支援	災害時通訳ボランティア	H17.6.15
4	日本赤十字社宮城県支部	仙台市青葉区	物的支援	毛布等災害救援物資の配布	H17.6.20
5	株式会社トスネット	仙台市宮城野区	人的支援	警備員の提供	H17.6.22
			物的支援	宿泊施設、バイオトイレ車の提供	
6	守屋運輸株式会社	岩沼市	物的支援	トラックによる物資輸送	H17.6.23
7	新栄観光バス株式会社	登米市	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H17.6.23
8	松島国際観光株式会社	宮城県松島町	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H17.6.25
9	日本通運株式会社仙台支店	仙台市若林区	物的支援	トラックによる物資輸送	H17.6.27
10	東北農政局土地改良技術事務所	仙台市宮城野区	物的支援	災害応急ポンプ・エンジンの貸出	H17.6.27
11	社団法人宮城県看護協会	仙台市青葉区	人的支援	災害時の看護支援活動	H17.6.29
12	株式会社ニード	東京都港区	物的支援	簡易トイレ、汚物処理剤、凝固衛生袋セット、パーテーション、テント	H17.6.30
13	宮城交通株式会社	仙台市泉区	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H17.6.30
14	船山株式会社東京本店	東京都中央区	物的支援	災害救助用簡易風呂システム	H17.7.4
15	株式会社FORM(フォーム)	東京都中央区	物的支援	リヤカー、テント、簡易トイレ、ダンボール製担架、間仕切り	H17.7.4
16	社団法人宮城県柔道整復師会	仙台市青葉区	人的支援	災害時医療救護活動	H17.7.11
17	株式会社大町	仙台市宮城野区	物的支援	仮設ハウス(ユニットハウス)	H17.7.13
18	敦井産業株式会社	新潟県新潟市	物的支援	プライバシーウォール(間仕切り)	H17.7.14
19	株式会社共成レンテム仙台営業所	仙台市宮城野区	物的支援	建設機械器具・物品レンタル	H17.7.22
20	高橋土建株式会社	東松島市	物的支援	重機の貸し出し、人材の派遣	H17.8.1
21	株式会社包徳環境技術開発センター	仙台市青葉区	物的支援	除菌消臭剤	H17.8.25
22	東北内航海運組合	仙台市青葉区	物的支援	災害時における船舶による輸送の確保	H17.8.29
23	プッシュ建設株式会社	山形県山形市	物的支援	土嚢製造機	H17.9.5
24	宮城県倉庫協会	仙台市若林区	物的支援	災害時食料等の保管施設及び緊急救援物資保管施設の提供	H17.9.26
25	株式会社非常食研究所	大阪府摂津市	物的支援	非常備蓄食	H17.11.1
26	桂島建設株式会社	仙台市宮城野区	人的支援	職員及び普通作業員の派遣	H12.12.6
			物的支援	トラックによる輸送	
27	株式会社オウイング	茨城県日立市	物的支援	災害時非常用燃料及び燃焼器	H17.12
28	グランディ・21ボランティア	宮城県利府町	人的支援	人材派遣	H17.12.19
29	丹野土木株式会社	柴田郡川崎町	人的支援	技術者、作業員の派遣	H18.1.5
			物的支援	建設機械及び車両の貸与	
30	サンエス技研株式会社	仙台市青葉区	物的支援	防災避難セット、懐中電灯ほか	H18.1.30
31	仙台バス株式会社	岩沼市	物的支援	バスによる被災者、支援者等の輸送	H18.2.6
32	特定非営利活動法人みやぎ防災態勢支援協会	仙台市青葉区	人的支援	防災要員の派遣	H18.2.13
33	ダイボードリンク株式会社仙台支店	仙台市宮城野区	物的支援	飲料水の支援	H18.2.27
34	宮城県解体工事業協同組合	仙台市宮城野区	人的支援	技術者、作業員の派遣	H18.3.22
			物的支援	建設機械及び車両の貸与	
35	NPO法人宮城防災アマチュア無線クラブ	仙台市泉区	人的支援	アマチュア無線による通信の確保	H18.2.28
36	有限会社藤村銘木	仙台市宮城野区	物的支援	テント付簡易トイレ	H18.4.25
37	東北旅客船協会	仙台市宮城野区	物的支援	旅客船による被災者・支援者の輸送	H18.4.26
38	株式会社総合サービス	東京都中央区	物的支援	簡易トイレ、仮設トイレ、除菌ウェットタオル	H18.5.18
39	まいにち株式会社	大阪府岸和田市	物的支援	簡易トイレ	H18.6.15
40	星野総合商事株式会社	埼玉県川口市	物的支援	ワンタッチテント、簡易トイレ、真空パック毛布、救急箱、土のう	H18.7.13
41	三井住友海上火災保険株式会社東北本部	仙台市青葉区	物的支援	非常食、食器セット、簡易トイレ、毛布	H18.7.26
42	赤帽宮城県軽自動車運送協同組合	仙台市宮城野区	物的支援	軽貨物車による災害救援物資の配送	H18.5.27
43	株式会社パン・アキモト	栃木県那須塩原市	物的支援	非常備蓄食品「パンの缶詰」	H18.9.19
44	有限会社クワン	岩手県盛岡市	物的支援	防災手拭い	H18.10.16

災害支援目録登録状況一覧

(令和3年1月28日現在)

No.	企業(団体名)	所在地	支援区分	支援項目内容	登録年月日
45	株式会社三陸オーシャン	仙台市泉区	物的支援	レトルトがゆ、レトルトスープ	H18.12.4
46	株式会社ジャパンビバレッジ仙台支店	仙台市若林区	物的支援	飲料水の支援	H18.12.27
47	ミドリ安全宮城株式会社	仙台市若林区	物的支援	防寒服、カロリーメイト	H19.5.16
48	株式会社ゼロ・インフィニティ	仙台市太白区	物的支援	マジックタオル・ウェットクリーンタオル	H19.7.25
49	南光運輸株式会社	石巻市	物的支援	トラックによる支援物資の輸送	H19.7.30
50	株式会社村上工業	気仙沼市	物的支援	重機及びトラックの提供	H19.12.11
			人的支援	作業員の提供	
51	イオン株式会社東北カンパニー	仙台市青葉区	物的支援	食料品、衣料品、生活用品の物資支援	H20.2.18
52	十全株式会社仙台支社	仙台市青葉区	物的支援	災害用簡易トイレ	H20.3.31
53	宮城県繊維製品卸商業組合	仙台市若林区	物的支援	繊維製品、介護用品、殺菌・防臭機器	H20.4.28
54	松月産業株式会社	仙台市青葉区	物的支援	宿泊施設の提供(ホテル全10店舗)	H20.4.25
55	株式会社オブナス	東京都千代田区	物的支援	折りたたみロッカー「マルタス」の提供	H20.6.25
56	株式会社遠藤店	大崎市	物的支援	被災建物からのアスベスト飛散防止工事(アスベスト含浸固化処理)	H20.6.28
			人的支援	同上工事の施工	
57	新興工材株式会社	仙台市宮城野区	物的支援	特定消火機器(投げ消すサット119)	H20.8.27
58	社団法人宮城県自動車整備振興会	仙台市宮城野区	物的支援	資機材等の貸出し	H21.1.30
			人的支援	緊急車両に不具合が発生した場合の応急整備	
59	有限会社丸本建設	気仙沼市	物的支援	被災建物・道路等からの一般廃棄物・産業廃棄物の処理	H21.4.7
			人的支援	同上工事の施工	
60	株式会社菅原工業	気仙沼市	物的支援	重機及びトラックの提供	H21.4.7
			人的支援	作業員の提供	
61	小山株式会社仙台営業所	仙台市若林区	物的支援	寝具類の提供	H21.9.17
62	社団法人日本即席食品工業協会	東京都台東区	物的支援	即席カップめんの提供	H21.9.17
63	レンゴー株式会社新仙台工場	黒川郡大和町	物的支援	段ボールシート及び一般段ボールケースの提供	H21.9.17
64	株式会社みやこ	大阪府大阪市	物的支援	発熱材、燐華薪(クガシ:野外用燃料)、簡易寝袋の提供	H21.9.17
65	TPS太陽株式会社	仙台市青葉区	物的支援	テント、大型テントの提供	H21.10.7
66	守屋運輸株式会社仙台支店	仙台市宮城野区	物的支援	車両の提供	H21.10.5
			人的支援	乗務員の派遣	
67	仙台環境開発株式会社	仙台市青葉区	物的支援	車両、重機の提供	H21.10.16
68	小野寺工業株式会社	気仙沼市	物的支援	重機及びトラック、ダンプ、簡易トイレの提供	H22.1.12
			人的支援	被災建物及び道路からの撤去物の処理作業員の派遣	
69	門馬建設株式会社	柴田郡村田町	物的支援	重機及びトラックの提供	H22.2.15
			人的支援	技術者、作業員の派遣	
70	有限会社佐々木建設工業	石巻市	物的支援	トラック等車両及び簡易トイレの提供	H22.4.23
			人的支援	技術者、作業員の派遣	
71	森永製菓株式会社	東京都港区	物的支援	菓子、食品の提供	H22.8.19
72	株式会社森谷組	気仙沼市	物的支援	重機及びトラック、ダンプの提供	H22.9.2
			人的支援	被災建物及び道路からの撤去物の処理作業員の派遣	
73	丸吉電機株式会社東北支店	仙台市若林区	物的支援	災害救護用マット(コンパクト、計量設計)	H22.9.17
74	株式会社フクイ	栃木県鹿沼市	物的支援	多目的シェルフ(オープン)の棚	H23.7.25
75	株式会社ワンビシアーカイブズ	東京都港区	物的支援	トラックの提供、支援物資提供、書類・データの緊急避難サービス、バックアップオフィスの提供	H24.2.23
			人的支援	ファイリングデザイナー、文書情報管理士等有資格者の派遣、片付け支援スタッフ等の派遣	
76	I・C・Cインターナショナル株式会社	神奈川県横浜市	物的支援	緊急時に於ける、電源車での電源供給	H25.5.28
			人的支援	電源車のドライバー兼オペレーター及び電源工事	
77	泉ヶ岳温泉やまぼうし	仙台市泉区	物的支援	宿泊施設の提供	H26.12.2
78	株式会社トヨタレンタリース宮城	仙台市宮城野区	物的支援	レンタカーハイブリット車における電源供給及びレンタカー車両	H29.11.7

宮城県災害時広域応援計画

平成28年9月

宮 城 県

は じ め に

我が国では、平成28年4月の熊本地震をはじめ全国各地で大規模災害が発生しており、また今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の発生も懸念されています。

このような中、東日本大震災を経験した本県は、他の都道府県において大規模災害が発生した際、復旧・復興の経験やノウハウを生かした支援を積極的に行うことが期待されています。

大規模災害発生時における広域応援については、災害対策基本法に基づき、平成24年5月に締結された「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、及び平成26年10月に締結された「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」において、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められています。

これらの協定等に基づき、このたび本県では、他都道府県での大規模災害発生時における支援の実施体制及び実施方法を定めた広域応援計画を策定しました。計画では、広域応援本部の役割及び体制、人的・物的応援及び業務等の提供の実施方法等について記載しています。

各部局等においては、この計画を踏まえ、効果的な広域応援の実現に向けた体制整備を進めるようお願いします。

平成28年9月

宮城県知事 村井 嘉浩

宮城県災害時広域応援計画

目 次

第1章 総 則

	(頁)
1 策定の目的	1
2 用語の定義	1
3 広域応援の内容	2
4 宮城県地域防災計画との関係	3
5 全国知事会協定及び8道県協定と本計画との関係	3
6 他の災害応援の枠組みとの関係	3

第2章 実施体制

	(頁)
1 実行性のある広域応援体制に向けて	4
2 広域応援本部の設置	4
3 広域応援本部の役割	4
4 広域応援本部の体制図	5
5 広域応援本部事務局の分掌事務	8
6 広域応援本部の廃止	8
7 広域応援本部事務局の配備体制	9
8 全国知事会協定による災害規模別の対応イメージ	10

第3章 広域応援の実施方法

	(頁)
第1節 広域応援ニーズの把握（連絡調整員等）	
1 職員の派遣	13
2 派遣する職員の担当業務	13
3 派遣する職員に必要となる資機材等	13
4 8道県協定に基づく広域応援要請	14
5 全国知事会協定に基づくブロック間の広域応援要請	15
6 広域応援の円滑な実施に向けて	16

第2節 人的応援（県外災害応援従事職員）

- | | |
|--------------------|----|
| 1 人的応援の実施方法 | 17 |
| 2 必要となることが想定される業務 | 17 |
| 3 派遣する職員に必要となる資機材等 | 18 |
| 4 市町村との連携 | 19 |

第3節 物的応援

- | | |
|-------------------|----|
| 1 物的応援の実施方法 | 21 |
| 2 必要となることが想定される品目 | 21 |
| 3 物資の集積拠点 | 22 |
| 4 物資の輸送手段 | 22 |
| 5 留意事項 | 22 |

第4節 業務等の提供

- | | |
|-------------------|----|
| 1 業務等の提供の実施方法 | 23 |
| 2 必要となることが想定される業務 | 23 |

第4章 資料編

- | | |
|--|----|
| | 24 |
| 1 宮城県災害時広域応援本部要綱 | |
| 2 H28年熊本地震に係る県職員の派遣状況について (H28.9.12現在) | |
| 3 平成28年熊本地震に対する市町村支援状況等一覧表 (H28.5.6現在) | |

第1章 総 則

1 策定の目的

平成28年(2016年)熊本地震をはじめ、毎年のように各地で災害が発生しているほか、近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震のような大規模災害の際には、東日本大震災の被災県として、その経験を生かした人的・物的応援を行うことが本県に期待されている。

このことから、本県では、大規模災害発生時において、職員を派遣する人的応援や義援物資等を送付する物的応援及び業務等の提供を実施するための計画として、広域応援計画を策定することとした。

この計画の策定により、本県が大規模災害発生時に最大限かつ効率的な広域応援を行う。

2 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

大規模災害	被害が複数の都道府県にまたがり、又は単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。
被災都道府県	大規模災害で被災した都道府県をいう。
宮城県広域応援本部	被災都道府県に対する広域応援に関する事項を検討及び実施するための組織をいい、知事が設置する。
宮城県広域応援本部会議	被災都道府県への広域応援を実施するため、知事が招集する会議をいう。
宮城県広域応援本部事務局	宮城県広域応援本部に設置する事務局で、被災都道府県への広域応援に必要なニーズを把握し、関係部局等との調整を行う。 ＜設置グループ＞ 人的応援グループ、 物的応援グループ
宮城県広域応援本部幹事会	広域応援本部で協議する事項及び決定した事項の調整を行うため、危機管理監が招集する会議をいう。
全国知事会協定	「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(平成24年5月改正)をいう。平成24年5月改正でカバー(支援)県制度を設定している。
8道県協定	「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成26年10月改正)をいう。 全国を七つに分けたブロックの一つで、次の道県で構成される。 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
8道県広域応援本部	8道県協定第1条に基づく広域応援を行うための組織をいう。北海道東北地方知事会の会長道県等に設置され、連絡調整業務を行う。

(県・復興・危機管理部防災推進課)

カウンターパート制	被災都道府県を広域応援する都道府県を割り当てる方法であり、「対口（たいこう）支援」や「ペアリング支援」などと呼ばれている。 全国知事会復興本部調査で、応援県を固定することにより、責任をもった支援を継続かつ迅速に行うことができる、と評価されている。
カバー（支援）県	カウンターパート制により、8道県協定第3条に基づく被災都道府県に対して広域応援（情報収集）する都道府県をいう。 ＜8道県協定により、宮城県が広域応援を担当する県＞ 山形県（第1順位）、福島県（第2順位）、新潟県（第3順位） ※全国知事会協定では、宮城県が広域応援を担当する都道府県は、事前に決まっていない。

3 広域応援の内容

広域応援の内容としては、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）」第8条及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目」第6条では、次のとおり定義されており、具体的には、「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」（以下「8道県協定ガイドライン」という。）に明記されている業務内容を参考に、第3章広域応援の実施方法で定める。

（1）人的応援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営応援に必要な要員
- ウ 応援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

（2）物的応援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

（3）施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する応援

（4）前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

4 宮城県地域防災計画との関係

この計画は、宮城県地域防災計画「地震災害対策編」第2章第19節第7、4(5)(他都道府県被災時の応援体制)、「津波災害対策編」第2章第19節第7、4(5)(他都道府県被災時の応援体制)、「風水害等対策編」第2章第13節第7、4(5)(他都道府県被災時の応援体制)及び「原子力災害対策編」第2章第7節8(1)(広域的な応援協力体制等)の趣旨に基づくものである。

5 全国知事会協定及び8道県協定と本計画との関係

全国知事会協定は、全国を七つのブロックに分け、全国的な広域応援を実施するブロック間応援の体制を整備した。宮城県が属している北海道東北ブロックは、隣接する関東ブロックと相互にカバーする関係にある。

北海道東北ブロックの道県で構成する8道県協定では、ブロック内での災害時の受援及び応援に係る体制の整備を行っており、この計画は、両協定の趣旨に基づくものである。

6 他の災害応援の枠組みとの関係

全国知事会の東日本大震災における広域応援の実施状況調査結果によると、複数ルートによる災害応援の調整が課題の一つであったことから、この計画の実施に当たっては、次の各機関との連携を図るものである。

また、他の協定等による災害応援の実施を妨げるものではない。

- ・指定都市市長会

「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」(平成26年4月施行)

- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・その他、広域応援を行う各団体

第2章 実施体制

1 実行性のある広域応援体制に向けて

東日本大震災は、実質上初の全国知事会協定の発動の機会となり、そのことを教訓に、平成24年5月に全国知事会協定が大幅に改正され、「カバー（支援）県」による広域応援やブロック間応援等を柱とする広域応援体制の枠組みが強化された。

平成27年7月「全国知事会危機管理・防災特別委員会広域応援推進検討ワーキンググループ」の報告書においては、都道府県相互の広域応援の今後の方向性が整理されている。

平成28年（2016年）熊本地震では、全国知事会災害対策都道府県連絡本部が熊本県庁内に現地本部を設置した。

この計画は、同報告書の趣旨及び熊本地震への広域応援の実績に基づき、次の事項を考慮している。

- (1) 各都道府県の広域応援体制が同じ方向性になるように取り組む。
- (2) 広域応援活動の枠組みを「人的応援」「物的応援」「業務等の提供」に分ける。
- (3) 引き続き、カバー（支援）県である山形県との「顔の見える関係」を築く。
- (4) 8道県広域応援本部に派遣される本部員、ブロック間応援の要請があったときに派遣される現地調査員は、一定の判断を行うことができる管理職を含むものとする。

2 広域応援本部の設置

知事は、次のいずれかに該当するときは、被災都道府県に対する広域応援を実施するため、宮城県広域応援本部（以下「広域応援本部」という。）を設置する。

- (1) 8道県協定に基づく広域応援の要請があったとき。
- (2) 全国知事会に基づくブロック間応援の要請があったとき。
- (3) 8道県以外の都府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき。

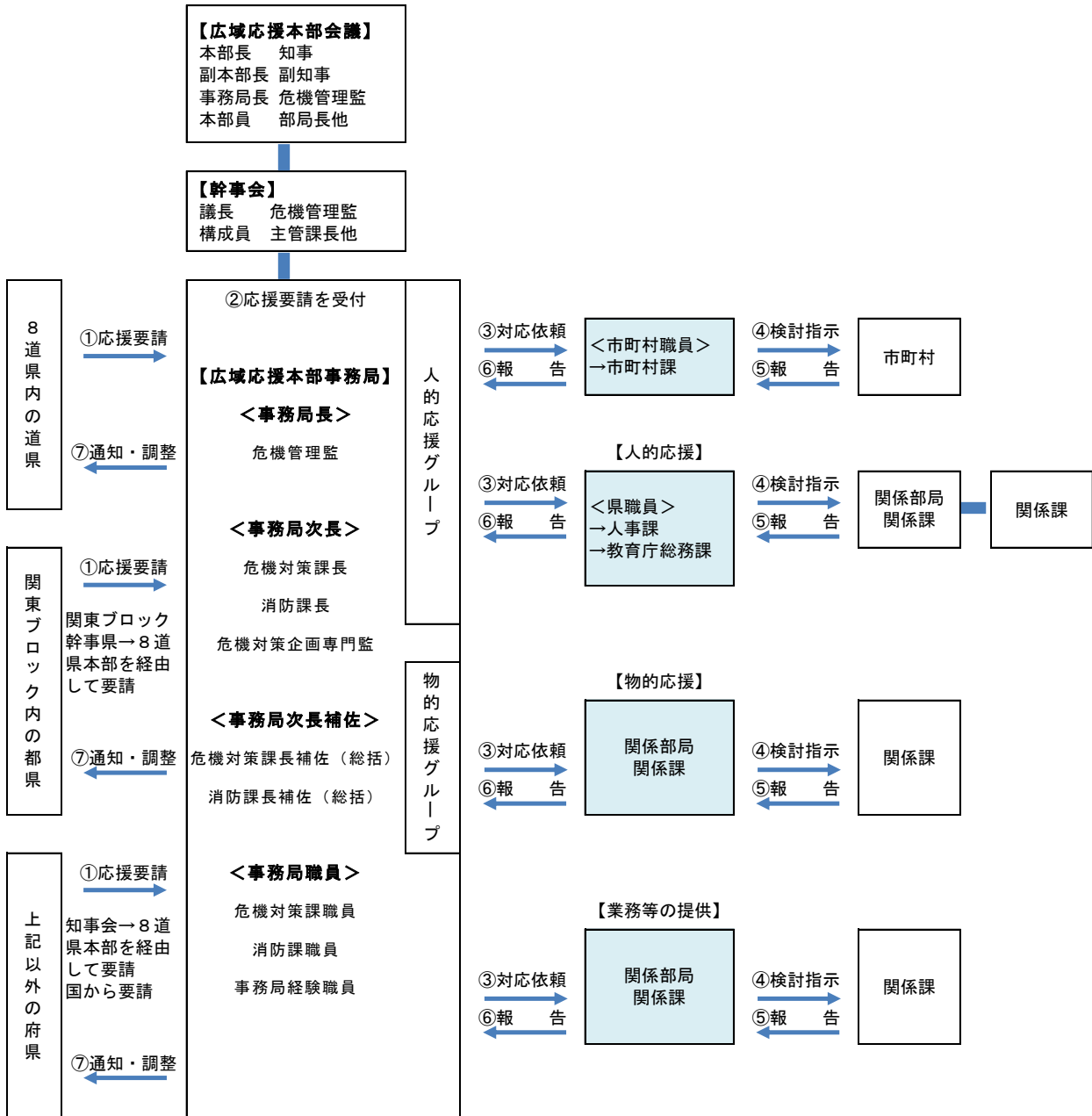
3 広域応援本部の役割

広域応援本部は次の役割を担う。

- (1) 8道県協定に基づくカバー（支援）県等の広域応援に関する事項の検討及び実施。
- (2) 全国知事会協定に基づくブロック間応援等の広域応援に関する事項の検討及び実施。
- (3) その他、知事が必要と認める事項の検討及び実施。

4 広域応援本部の体制図

(1) 広域応援本部の体制図は次のとおりとする。



(2) 広域応援本部の組織は、次のとおりとする。

		職名	充当職	職務
宮 城 県 広 域 応 援 本 部	広 域 応 援 本 部 会 議	本 部 長	知事	広域応援本部を統括する。
		副 本 部 長	副知事	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
		本 部 員	公営企業管理者 部制条例(昭和35年宮城県 条例第41号)に定める部の 部長 会計管理者 出納局長 企業局長 県教育委員会教育長 警察本部長 危機管理監 その他広域応援本部長(以 下「本部長」という。)が必 要と認めた者	本部長の命を受け、被災都道府県への広域 応援に必要な事項を協議する。
	幹 事 会	議長	危機管理監	幹事会を統括する。
		構成員	次の(3)に掲げる者 各部局の主管課長他	本部長の命を受け、広域応援本部会議で協 議する事項及び決定した事項を調整する。
	本 部 連 絡 員 会 議	構成員	宮城県災害対策本部要 綱第7条で部長が所属 職員のうちから指名し た者	上司の命を受け、所属部と広域応援本部事 務局との連絡調整及び所属部に係る広域応 援活動に関する情報の収集伝達に従事す る。
	広 域 応 援 本 部 事 務 局	事 務 局 長	危機管理監	本部長の命を受け、所管する広域応援対策 に必要な事務を処理する。
		事務局次長	危機対策課長 消防課長 危機対策企画専門監	事務局長を補佐する。
		事務局次長 補佐	危機対策課課長補佐 (総括担当) 消防課課長補佐 (総括担当)	事務局次長を補佐する。 報道機関に係る総合対応を行う。

	事務局職員	危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	上司の命を受け、広域応援対策に必要な事務を処理する。
	県外災害応援従事職員	幹事会構成員(人事課長, 教育庁総務課長)から通知のあった者	上司の命を受け、被災都道府県に赴き、必要な広域応援を行う。
全国知事会協定関係	現地調査員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	全国知事会協定に基づき、上司の命を受け、被災都県に赴き、情報収集を行う。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む2名以上 ただし、事務局長が指名する者を派遣するいとまがないときは、事務局長は、東京事務所長に対し現地調査員の派遣を依頼する。
	緊急広域災害対策本部員	各都道府県東京事務所の職員	全国知事会協定第6条に基づき、上司の命を受け、緊急広域災害対策本部に赴き、必要な広域応援を行う。
8道県協定関係	連絡調整員	危機対策企画専門監 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定に基づき、上司の命を受け、本県がカバー県となる被災県に赴く。 ※危機対策企画専門監の職にあるものを含む2名以上
	8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員	危機対策課課長補佐(総括担当) 危機対策課職員 消防課職員 災害対策本部事務局経験職員※必要に応じて事務局長が依頼する。	8道県協定ガイドラインに基づき、上司の命を受け、8道県広域応援本部に赴く。 ※道県の防災担当責任者をもって充て、危機対策課課長補佐(総括担当)の職にあるものを含む2名以上

(3) 幹事会の構成員は、次に掲げる者をもって充てる。

総 務 部	人事課長，財政課長，市町村課長
震災復興・企画部	震災復興・企画総務課長
環境生活部	環境生活総務課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
経済商工観光部	経済商工観光総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
土木部	防災砂防課長
出 納 局	会計課長
企 業 局	公営事業課長
教 育 庁	総務課長
警 察 本 部	警備課長
	その他危機管理監が必要と認めた者

5 広域応援本部事務局の分掌事務

広域応援本部事務局の分掌事務は次のとおりとし、運営については県災害対策本部に準じる。

- (1) 8道県広域応援本部及び被災都道府県等との調整
- (2) 全国知事会との調整（震災復興・企画部と連携）
- (3) 広域応援本部会議及び幹事会の開催，運営
- (4) 広域応援本部会議での決定事項に基づく業務の調整
- (5) 報道機関等への情報発信
- (6) その他，広域応援対策に必要なこと

6 広域応援本部の廃止

本部長は，現地に派遣した職員からの報告及び被災都道府県の状況等を見極め，広域応援本部の廃止を決定する。

7 広域応援本部事務局の配備体制

広域応援対策に必要な事務を処理するため，危機管理当直の平日配備時間及び休日夜間配備時間を除き，原則として広域応援本部事務局の配備体制は次のとおりとする。

広域応援活動の内容	配備基準	
	管理職	一般職員
広域応援の初動時 概ね3日間程度	事務局次長又は事務局次長補佐が2名以上	職員4名以上 ※1
現地調査員が活動中 広域応援本部会議が定期開催中	事務局次長又は事務局次長補佐が1名以上	職員2名以上 ※2

その他	必要に応じて配備	
-----	----------	--

※1 災害対策の手引き（危機対策課作成）の警戒配備基準及び体制の警戒配備体制1号に準じる。

※2 災害対策の手引き（危機対策課作成）の警戒配備基準及び体制の警戒配備体制0号に準じる。

8 全国知事会協定による災害規模別の対応イメージ

都道府県相互の広域応援体制は、各ブロック内で設定したカバー（支援）県を基盤とし、災害規模に応じて、ブロック間応援や全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる対応となる。

(1) 局地的災害（カバー（支援）県対応）の場合 ※8道県内の被災

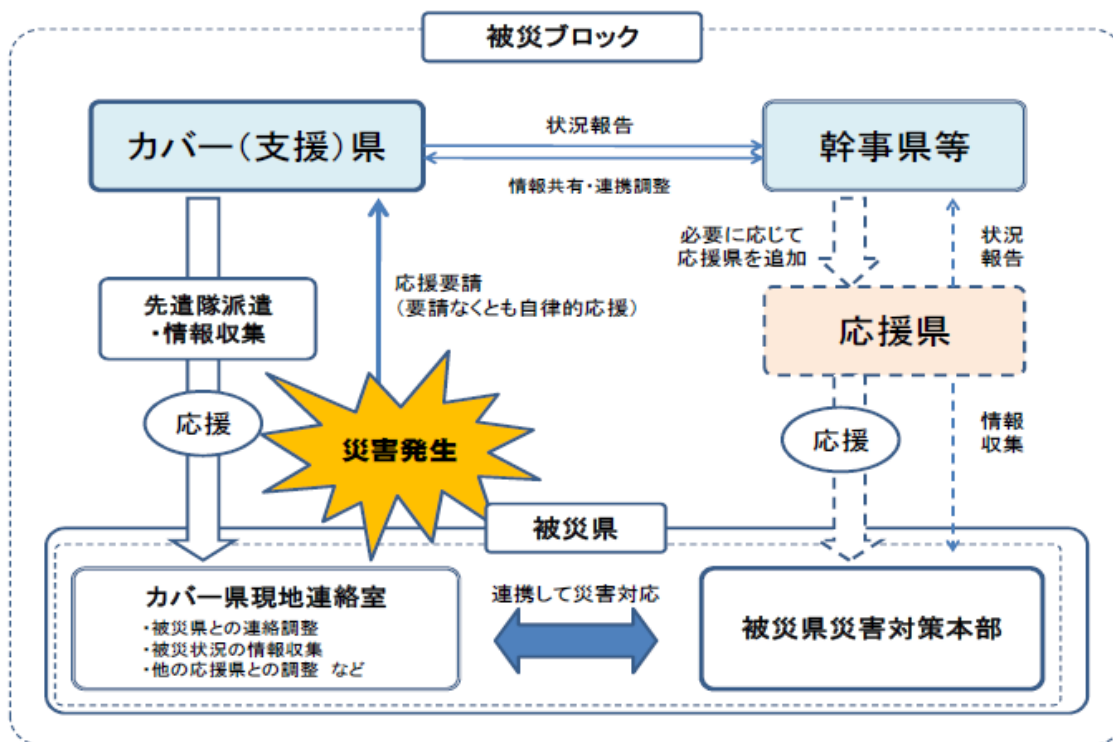
ア 山形県が被災した場合は、8道県協定に基づき、宮城県がカバー（支援）県の第1順位となり、広域応援要請の有無に関わらず、山形県災害対策本部へ連絡調整員を派遣する。

イ 宮城県は、山形県からの要請があった場合、又は被災状況に応じて、山形県への人的・物的応援を実施する。

ウ 広域応援が宮城県だけでは不足し、8道県広域応援本部が設置された場合は、広域応援本部事務局と密に連絡を取り、複数県で広域応援を実施する。

エ 福島県が被災した場合は、宮城県がカバー（支援）県の第2順位となる。

オ 新潟県が被災した場合は、宮城県がカバー（支援）県の第3順位となる。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

Ⅱ 災害規模別の対応から引用（H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部）

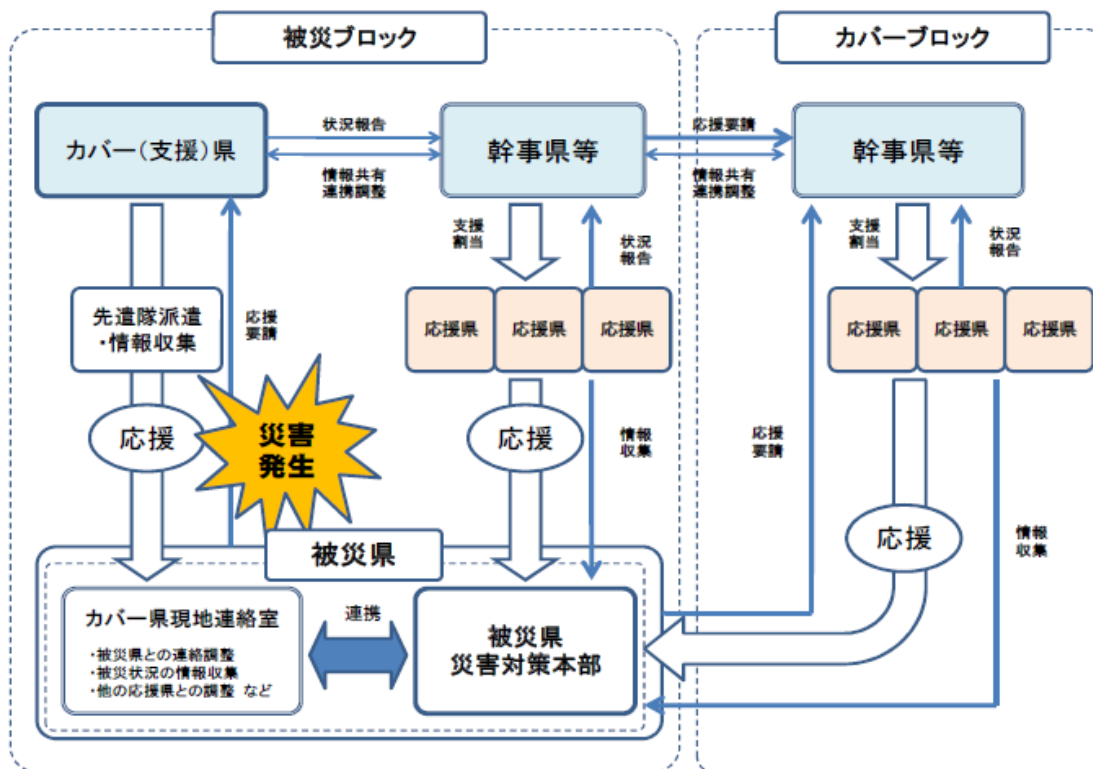
(2) 中規模災害（ブロック間応援対応）の場合 ※関東ブロックの被災

ア 8道県協定ガイドラインで定めているブロック間応援体制に基づき、宮城県が千葉県の被災状況の情報収集を行う第1順位となる。

イ 発災時は、関東ブロックから北海道東北地方知事会の会長道県（8道県広域応援本部）への広域応援要請に基づき、千葉県災害対策本部へ現地調査員を派遣する。

ウ 現地調査員は、リエゾンの業務を行い、広域応援本部事務局と密に連絡をとる。

エ 広域応援を実施する道県は、8道県広域応援本部が調整する。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

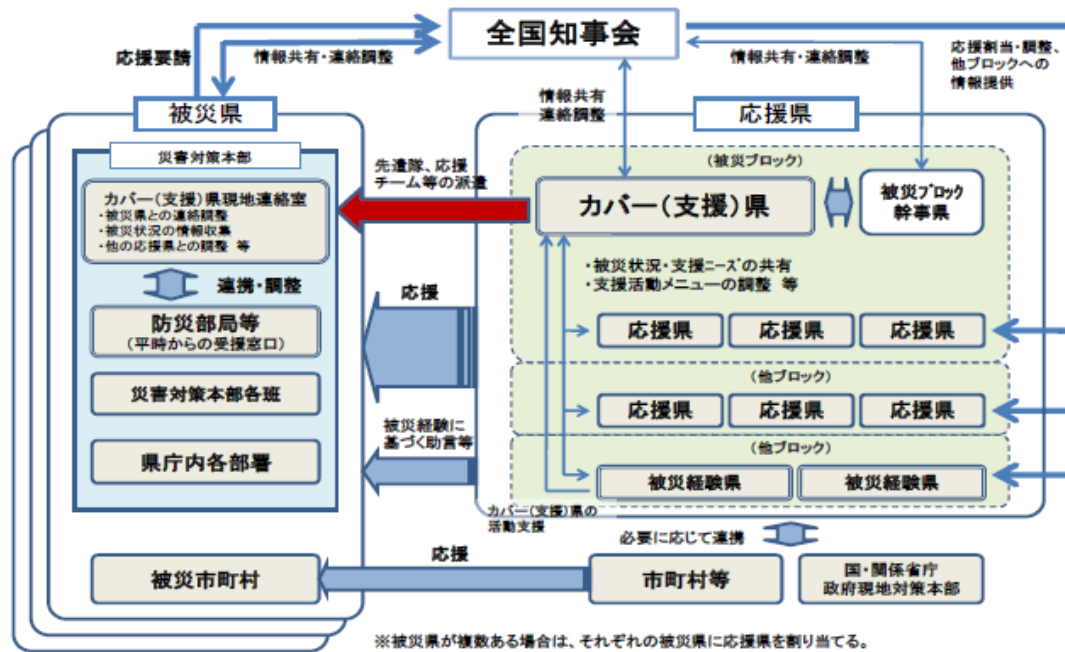
Ⅱ 災害規模別の対応から引用（H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部）

(3) 大規模かつ広域な災害（複数ブロックによる応援対応）の場合

ア 8道県又は関東ブロック以外のブロックが被災した場合は、全国知事会から北海道東北地方知事会の会長道県（8道県広域応援本部）への要請に基づき、被災都道府県へ現地調査員を派遣する。

イ 現地調査員は、リエゾンの業務を行い、広域応援本部事務局と密に連絡をとる。

ウ 広域応援を実施する都道府県は、全国知事会の調整の下、被災都道府県に対し、ブロックにおける広域応援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。



※都道府県相互の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル

Ⅱ 災害規模別の対応から引用（H25.3全国知事会東日本大震災復興協力本部）

第3章 広域応援の実施方法

第1節 広域応援ニーズの把握（連絡調整員等）

1 職員の派遣

- (1) 8道県協定に基づき、連絡調整員を被災道県に派遣する。
8道県広域応援本部員及び道県連絡調整員を8道県広域応援本部に派遣する。
- (2) 全国知事会協定に基づき、現地調査員を被災都道府県に派遣する。
緊急広域災害対策本部員を緊急広域災害対策本部に派遣する。
- (3) 8道県以外の都道府県において震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生した場合において、知事が必要と認めるとき、現地調査員を被災都道府県に派遣する。

2 派遣する職員の担当業務

- (1) 被災都道府県における広域応援のニーズを把握する。
- (2) 把握した情報は、他の広域応援機関と情報共有を行う。
- (3) 広域応援を円滑に、かつ、効果的に実施するため、他の応援機関との調整を行う。
- (4) 全国知事会現地連絡本部や他の広域応援自治体と情報交換を行う。
- (5) 必要に応じて、被災都道府県の災害対策本部員会議へ参加する。
- (6) その他広域応援に必要な情報収集、調整を行う。

3 派遣する職員に必要な資機材等

- (1) 被災都道府県の負担にならないよう、自己完結型で活動する。
- (2) 必要となる資機材等を準備する担当課は次のとおりとする。

資機材名等	関係部局	関係課
防災服 ※宮城県の表記があるもの	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出
車両等の移動手段 公用車 レンタカー 公共交通機関	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
宿泊先	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
寝袋、毛布等 ※ホテル等が確保出来なかった場合に持参	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出
派遣先での活動費（現金） ※レンタカー代、駐車場代、地図、文具類 食料、飲料水	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課
食料、飲料水 ※管財課の備蓄品を持参する場合に持参	総務部	管財課
防寒着、ヘルメット、雨具、デジタルカメラ、ラジオ、マスク、救急セット、懐中電灯	派遣職員の所属 部局	派遣職員の所属課 ※所有していない場合は、危機対策課等の予備分を貸出

衛星携帯電話 ※通信手段が確保出来ない場合に持参	総務部	危機対策課 ※危機対策課所有を貸出
携帯電話, Wi-Fi ルーター タブレット		危機対策課 ※携帯キャリア会社から借用等
ノートパソコン ※派遣先での記録や報告作業で使用	総務部 震災復興・企画部	危機対策課 情報システム課 ※不足する場合は、情報システム課の予備分を貸出
連絡調整員の派遣先での執務場所	総務部	危機対策課 ※全国知事会現地連絡本部内を想定

4 8道県協定に基づく広域応援要請

8道県協定に基づく道県からの広域応援要請は、広域応援本部事務局が受け付ける。

第2順位及び第3順位道県は、第1順位道県も被災道県であった場合や、複数道県による広域応援が必要な場合を想定している。

＜8道県協定に基づくカウンターパート制によるカバー（支援）県＞

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

5 全国知事会協定に基づくブロック間の広域応援要請

(1) 広域応援要請の受け付け

全国知事会協定に基づく他ブロックからの広域応援要請は、8道県広域応援本部が受け付け、現地調査員を被災都道府県に派遣し情報収集を行う。

8道県協定ガイドラインに基づく関東ブロックへの現地調査員の割当は次のとおりであり、第1順位道県が現地調査員を派遣できない場合は、第2順位道県が派遣を行う。

<現地調査員（情報収集）の派遣割当>

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

(2) 広域応援先の決定

8道県広域応援本部が、現地調査員からの情報に基づき、関東ブロックの都県への割当を決定する。関東ブロック以外からの広域応援要請に基づく割当は、8道県広域応援本部が調整する。

6 広域応援の円滑な実施に向けて

広域応援が円滑に行われるよう、次の事項を実施する。

- (1) 総務部人事課は、「宮城県職員災害対応人材バンク」の整備を推進する。
- (2) 総務部危機対策課は、8道県協定に基づき、本県がカバー（支援）県となる各県が実施する防災訓練に連絡調整員を派遣する。
- (3) 総務部危機対策課は、全国知事会協定に基づき、本県が情報収集割当となる県が実施する防災訓練に現地調査員を派遣する。
- (4) 各部局は、広域応援体制に必要な対策の整理を関係各課へ依頼する。
各課では、「大規模災害応急対策マニュアル」に準じた方法や各部局で策定している災害時のガイドライン等で整理する。
- (5) 各部局は、派遣期間が長期にわたることが想定される場合は、交代の体制を整える。
- (6) 各部局は、円滑な引継ぎを行うため、交代時には活動日を1日重ねて派遣する。

第2節 人的応援（県外災害応援従事職員）

1 人的応援の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく人的応援の要請を受け付けたときは、幹事会構成員（人事課、教育庁総務課）に対し職員の派遣を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた幹事会構成員（人事課、教育庁総務課）は、直ちに当該広域応援を行う必要がある業務を所管する関係部局と検討を行い、人的応援の可否、期間等について広域応援本部事務局（人的応援グループ）に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、(2)の通知を受けたときは人的応援の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。

2 必要となることが想定される業務

人的応援が想定される業務は、8道県協定ガイドライン、東日本大震災における復旧業務及び平成28年熊本地震における対応実績を踏まえ、次のとおりとする。

時期	広域応援の業務内容	関係部局	主な関係課
初動期	○避難者対策業務		
	避難所の運営支援	総務部	人事課
	被災者の健康対策	保健福祉部	保健福祉総務課
	被災者のこころのケア	保健福祉部 教育庁	障害福祉課 関係各課
	○建築物危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会からの要請を優先	土木部	建築宅地課
	○宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会からの要請を優先	土木部	建築宅地課
	○土砂災害危険箇所緊急点検業務	土木部	防災砂防課
	○原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
	○災害対策本部の支援業務	総務部	危機対策課
応急対策 ～復旧期	○避難者対策業務		
	物資集積拠点等の運営支援	総務部	危機対策課
	被災者の健康対策 生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部 環境生活部	保健福祉総務課 環境生活総務課
	○応急仮設住宅の整備等に係る業務	土木部	住宅課
	○応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	○下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道	土木部	下水道課

	災害時支援に関するルール」からの要請を優先		
	○災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
	○市町村事務全般の支援業務 ※宮城県市長会、宮城県町村会等との連携	総務部	市町村課
	○学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
	○災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
復旧 ～復興期	○農地・農業用施設災害復旧に係る業務	農林水産部	農村振興課 農村整備課

※ 上記にない業務の応援が必要となった場合には、大規模災害応急対策マニュアルを参考に対応する。

※ 全国知事会協定及び8道県協定以外に既にルール化された応援体制等がある場合には、それらを優先する。

3 派遣する職員に必要となる資機材等

第1節広域応援ニーズの把握の3に準じる。

4 市町村との連携

- (1) 幹事会構成員（市町村課）は、県内の市町村に対し、災害派遣協定や姉妹都市関係等による独自の被災自治体への職員派遣の実施の有無について、照会、把握する。
- (2) 広域応援本部事務局（人的応援グループ）は、全国知事会等を通じて県内市町村職員の人的応援の要請を受け付けたときは、幹事会構成員（市町村課）に対し、市町村へ職員派遣の可否を照会するよう連絡する。
- (3) (2)の依頼を受けた幹事会構成員（市町村課）は、県内市町村に対し、応援要請のあった業務について、職員派遣の可否について照会する。照会に当たっては、既に独自に職員を派遣している市町村に対しても同様に照会する。

なお、幹事会構成員（市町村課）は、宮城県市長会及び宮城県町村会に、市町村職員について応援要請があったこと及び県から県内市町村に照会することを通知し、必要に応じて協力を要請する。

- (4) 幹事会構成員（市町村課）は、職員派遣要請に対する市町村からの回答をとりまとめ、広域応援本部事務局を通じて全国知事会等に報告する。
- (5) 基本的に、県内市町村からの職員派遣の諾否は、市町村の判断に任せることとするが、被災地の状況（範囲、規模、支援が必要な業務等）及び県内市町村の対応可能状況によっては、県内市町村でローテーションを組んで職員を派遣する方法等について、市町村と協議する。

【参考】平成28年熊本地震時の対応

① 発災直後

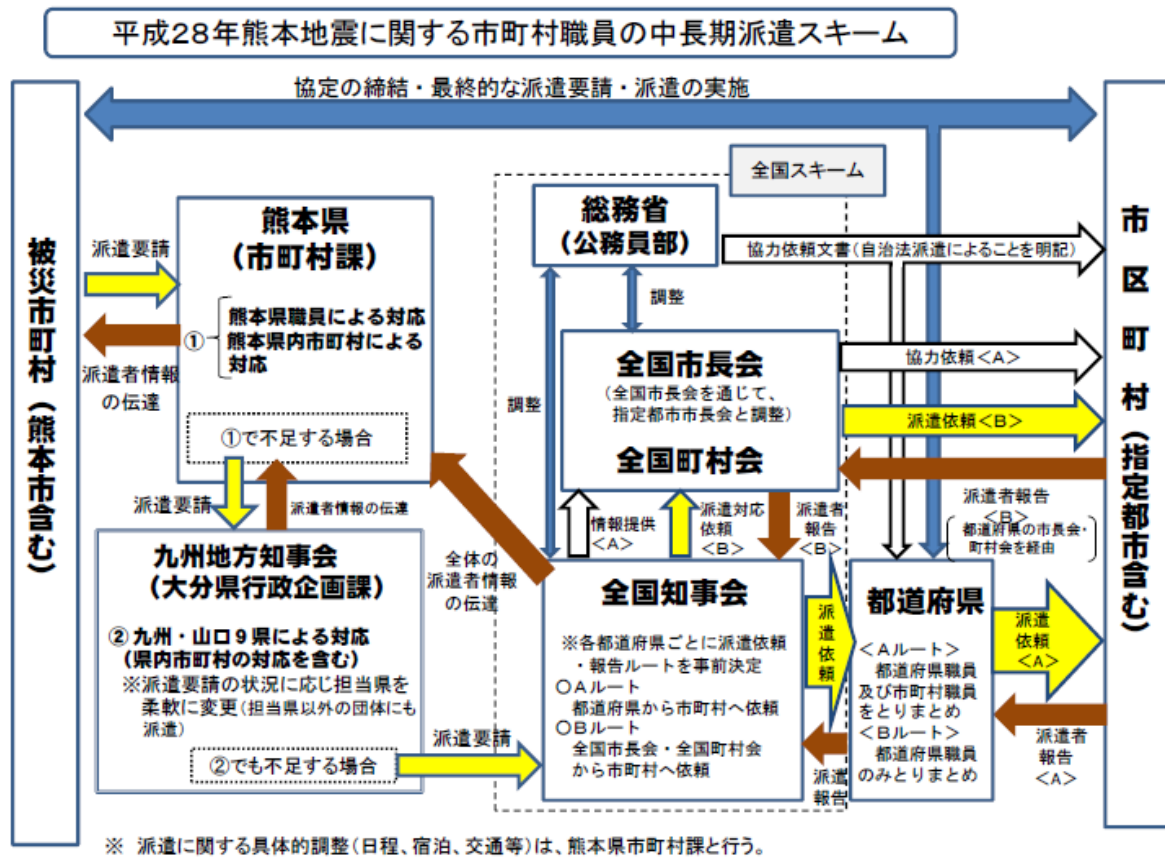
- ・平成28年熊本地震の際は、市町村職員の派遣については、全国市長会及び全国町村会から県内の市町村に派遣要請（派遣可能な業務内容、職種、人数、期間等を登録し、全国市長会等が被災地のニーズとマッチングし、市町村に派遣を要請）があった。
- ・県内市町村においては、災害派遣協定等に基づく独自派遣を行う団体及び市長会・町村会を通じた派遣を行う団体のほか、市長会・町村会に登録したがマッチングされずに待機状態となる団体が生じた。
- ・このため、待機状態となっている市町村については、宮城県が現地調査員を通じて把握したニーズに対してマッチングを行い、職員派遣につなげた。
- ・なお、県では、県内市町村からの派遣状況を把握し、県のホームページで公開するとともに、県の現地連絡員に情報提供した（情報把握とホームページでの公開は、県内市町村からの派遣終了まで継続）。

② 宮城県独自の現地調査員派遣終了後

- ・宮城県は発災直後から、独自に現地調査員を派遣し、現地のニーズを把握して支援を行っていたが、平成28年5月末をもって現地調査員を引き揚げた。
- ・この後の人的応援については、県職員の派遣要請は、全国知事会から8道県広域応援本部を経由して行われ、市町村職員の派遣要請は、上記①に引き続き全国市長会及び全国町村会への登録・マッチングにより行われた。

③ 中長期派遣について

- ・平成28年7月に総務省から、下図の中長期派遣スキームが示され、それに基づき全国知事会から中長期派遣について照会があった。このスキームにおいては、市町村職員の派遣について、都道府県が照会・とりまとめを行うAルートと、都道府県を経由せずに全国市長会及び全国町村会が市町村への照会・とりまとめを行うBルートが選択制となり、宮城県においてはAルートを選択することとした。



- ・なお、前述の「4 市町村との連携」の内容は、発災直後の人的応援要請についても、上図の中長期派遣スキームのAルートで、全国知事会から県の広域応援本部を経由して行われることを前提としたものである。

第3節 物的応援

1 物的応援の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局（物的応援グループ）は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく物的応援の要請を受け付けたときは、当該広域応援を行う必要がある業務を所管する本部員に対し物的応援を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた本部員は、直ちに関係課と検討を行い、物的応援の可否、期間等について広域応援本部事務局（物的応援グループ）に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局（物的応援グループ）は、(2)の通知を受けたときは物的応援の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。
- (4) なお、被災都道府県から有償による物的応援の要請がある場合においては、企業等との調整を行い、被災都道府県のニーズに応える。

2 必要となることが想定される品目

物的応援が想定される品目は次のとおりとする。

品 目	関係部局	部内関係課
生活必需物資	総務部 環境生活部	危機対策課 消費生活・文化課
医薬品	保健福祉部	薬務課
食料品	農林水産部	食産業振興課 農産園芸環境課 畜産課 水産業振興課
原子力防災資機材 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	環境生活部	原子力安全対策課
その他	大規模災害応急対策マニュアルを参考とする。	

3 物資の集積拠点

一時的に集積が必要になるときは、宮城県倉庫協会会員所有の倉庫等を活用する。

4 物資の輸送手段

原則として、物資を提供する企業等が被災都道府県へ配送する。

しかしながら、輸送手段が確保できない場合は、3の物資の集積拠点までの配送を依頼し、集積拠点から被災都道府県までの配送は、「緊急物資の輸送に関する協定書」第11条に基づき、(公社)宮城県トラック協会等へ協力を依頼する。

5 留意事項

物資の送付に当たっては、開封しなくとも内容が判別できるようにするため、次に掲げる事項を1箱ごとに明示する。

- (1) 品目
- (2) 賞味期限若しくは消費期限又は使用期限
- (3) 数量
- (4) 提供元機関名
- (5) 担当者名及び連絡先

第4節 業務等の提供

1 業務等の提供の実施方法

- (1) 広域応援本部事務局は、8道県協定又は全国知事会協定等に基づく業務等の提供の要請を受け付けたときは、当該広域応援を行う必要がある業務を所管する本部員に対し業務等の提供を検討するよう依頼する。
- (2) (1)の依頼を受けた本部員は、直ちに関係課と検討を行い、業務等の提供の可否、期間等について広域応援本部事務局に通知する。
- (3) 広域応援本部事務局は、(2)の通知を受けたときは業務等の提供の可否、期間等について8道県広域応援本部等に通知する。

2 必要となることが想定される業務

業務等の提供が想定される業務は次のとおりとする。

業 務	関係部局	部内関係課
防災ヘリの出動	総務部	消防課
避難者の受入れ（広域避難） ※市町村施設の避難所	総務部	危機対策課
避難者の受入れ（広域避難） ※市町村施設の避難所以外	総務部 震災復興・企画部 経済商工観光部	危機対策課 地域復興支援課 観光課
避難者の受入れ（広域避難） ※原子力災害時	総務部 環境生活部	危機対策課 原子力安全対策課
し尿処理の受入れ	環境生活部	循環型社会推進課
災害廃棄物の受入れ		
火葬の受入れ	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
ドクターヘリの出動	保健福祉部	医療政策課
災害ボランティアへの情報提供	保健福祉部	社会福祉課
義援金の受入支援	保健福祉部	社会福祉課
その他	大規模災害応急対策マニュアルを参考とする。	

第4章 資料編

- 1 宮城県災害時広域応援本部要綱
別添のとおり。

宮城県災害時広域受援計画 (本編)

令和元年 5 月

宮 城 県

宮城県災害時広域受援計画

目 次

第1章 はじめに

1 策定の背景と目的	1
2 本計画の位置付け	2
3 本計画の対象期間	3
4 本計画の対象範囲	4

第2章 受援体制

1 基本方針	5
2 災害対策本部の組織	6
3 災害対策本部事務局の受援体制	7
4 情報連絡員（リエゾン）の受入れ	8
5 市町村との連携	8
6 広域・圏域・地域防災拠点	8

第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

1 基本方針	10
2 救出救助活動に係る県の体制	10
3 自衛隊（災害派遣部隊）への要請	11
4 警察（警察災害派遣隊）への要請	12
5 消防（緊急消防援助隊）への要請	13

第4章 医療機関からの応援の受入れ

1 基本方針	16
2 DMAT	16
3 医療救護班	18

第5章 自治体等による人的支援の受入れ

1 基本方針	2 0
2 県内応援体制	2 0
3 広域応援協定団体への応援要請等	2 1
4 被災市区町村応援職員確保システム	2 3
5 応援要請の流れ	2 5
6 都道府県等による自主的応援の受入れ	2 5
7 各応援団体の活動場所の確保	2 5
8 受援対象業務等	2 6

第6章 物的支援の受入れ

1 基本方針	2 9
2 物資拠点の検討及び調整	2 9
3 必要物資の把握及び調達	2 9
4 輸送手段の確保	3 0
5 内閣府プッシュ型支援・プル型支援への対応	3 0
6 物資の配送計画及び調整	3 0
7 物資の在庫管理	3 1

第7章 その他

1 ボランティアとの連携	3 2
2 海外からの支援の受入れ	3 3
3 費用負担	3 5
4 訓練及び計画の見直し	3 6
5 市町村への受援体制構築の支援	3 6

第 1 章 はじめに

1 策定の背景と目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、発災直後は被災情報収集さえも困難を極める状況であったが、全国の自治体や防災ボランティア等多方面からの人的・物的支援により、未曾有の大災害を乗り越えることができた。

しかしながら、本県では他の地方公共団体から支援を受けることは想定していたものの、数多くの応援の受入れを調整するための体制作りが十分ではなかったため、状況にあわせて対応せざるを得なかった。加えて、応援要請・応援ルートが複数にわたったことが、情報把握の困難さや情報の錯そうを招くこととなり、応援の受入調整が複雑化した。さらに、応援職員の受入窓口や様々な業務の配置方法及び業務の管理方法が明確になっておらず、当初は秩序立った応援職員の受入れや調整ができない事例もあった。

大規模災害発生時における広域応援については、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成 24 年 5 月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）が、平成 26 年 10 月に「大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」（以下「8 道県協定」という。）が締結され、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められた。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震においても一部で応援の受入れに関する混乱があったことを受け、内閣府は、平成 29 年 3 月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「内閣府ガイドライン」という。）を策定した。内閣府ガイドラインでは、受援体制を効果的に機能させるために、災害時に必要な資源（人的資源及び物的資源）の管理、ボランティアや NPO 等各種団体との連携及び受援を担当する組織を設置する必要性を示すとともに、あらかじめ定めておく事項とされた。

県では、このような背景を踏まえ、発災後に自治体等の人的支援や支援物資を受入れる体制や手続をまとめ、今回、宮城県災害時広域受援計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

本計画は、内閣府ガイドラインに基づく内容であるとともに東日本大震災の教訓を反映させたものとなっており、大規模災害発生時において、応援の申出に対する適切かつ迅速な受入調整に寄与し、貴重な人的・物的支援を最大限かつ効果的に活かすことで、被災から早期復旧につながることを目的としている。

なお、本計画に記載する内容については、大規模災害時の応援受入れについて必要事項を示したものであるが、発災時には災害の規模等に応じて柔軟に運用するものとする。

2 本計画の位置付け

(1) 宮城県地域防災計画との関係

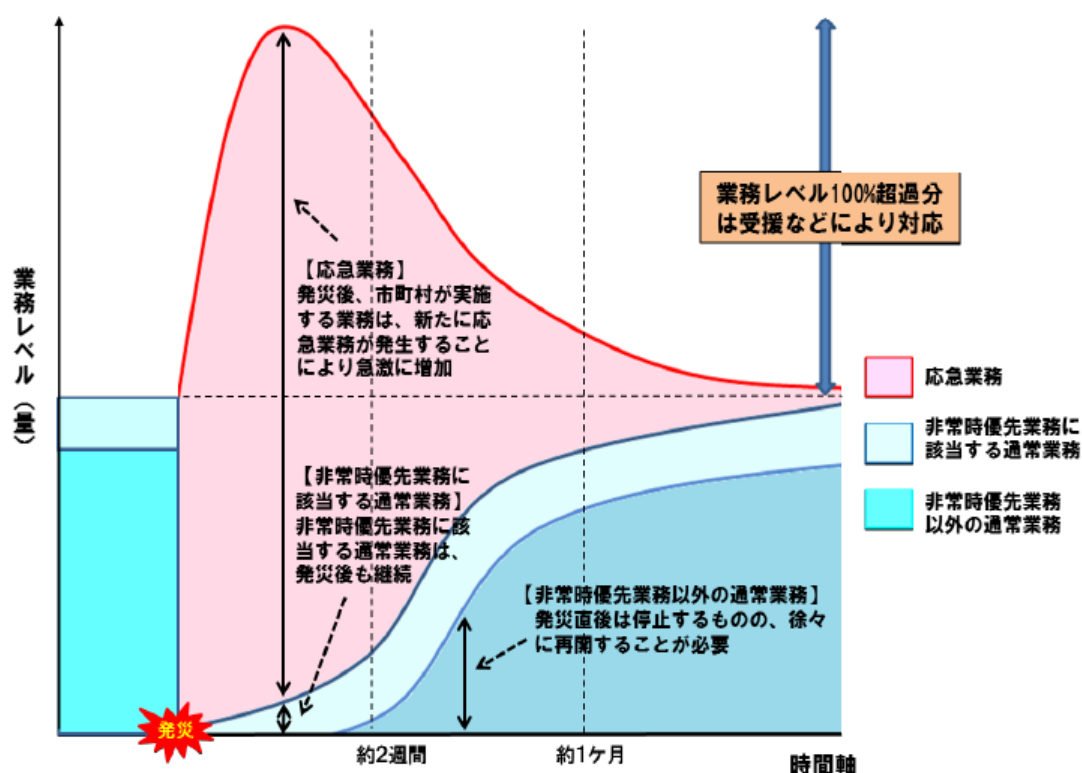
本計画は、宮城県地域防災計画「地震災害対策編」第2章第19節（相互応援体制の整備）、「津波災害対策編」第2章第19節（相互応援体制の整備）、「風水害等対策編」第2章第13節（相互応援体制の整備）及び「原子力災害対策編」第2章第7節（緊急事態応急体制の整備）に基づくものである。

(2) 宮城県業務継続計画（BCP）との関係

県は、平成28年に宮城県業務継続計画（以下「県BCP」という。）を策定し、行政自らが被災した際に県庁内の人的・物的資源を集約するため、非常時に優先する業務（非常時優先業務）の選定を行った。

しかし、大規模災害時には、災害対応業務が大幅に増加することが想定され、既存の資源では対応が困難となる事態が起こりうる。

本計画は、県外の自治体等から人的・物的支援を受ける際の県の具体的な行動等を定めるものであり県BCPを相互に補完する役割をもつ。



出典:大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府(防災担当)

(3) 大規模災害応急対策マニュアル等との関係

大規模災害応急対策マニュアルとは、各部局等で実施する初動期の基本的な項目をフローチャート化したものである。本計画は災害対応業務について、人的・物的資源が不足した際の応援の受入れについて記載したものであり、各災害対応業務の詳細については大規模災害応急対策マニュアルや各部局等が定めた個別マニュアル及び計画に従う。

3 本計画の対象期間

被災自治体に対する人的応援は、初動期から復旧期（初期）を対象とした「応援」（短期派遣。災害対策基本法や相互応援協定に基づく。）と、主に復旧期（中期以降）・復興期を対象とした「派遣」（中長期派遣。地方自治法に基づく。）が想定される。

東日本大震災の教訓等を踏まえると、特に初動期から復旧期（初期）における円滑な受援の手順等を明確化することが必要であると考えられる。また、物的支援においても、復旧期（初期）に全国から被災地に多くの支援物資が届けられた一方、物資拠点で滞留し、避難所に届くまで時間を要するなどの課題が残った。

以上のことから、本計画の対象期間は、応援の受入れについての対応が困難と予想される初動期（発災後3日間）と、応急期から復旧期（初期）（おおむね1か月ないし2か月）までとし、その後は各応援団体の業務を県が引継ぎ対応にあたるものとする。ただし、災害の規模が甚大で1か月ないし2か月経過後も県外からの人的・物的支援が必要となる場合は、必要に応じて期間の延長を行う。

本計画で対象とする期間を図示すると次のとおり。

本計画の対象期間	初動期・応急期・復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員の身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 ・災害対策基本法に基づく市町村間等の間（６７条） ・市町村長等と都道府県知事等の間（６８条） ・都道府県知事等の間（７４条）	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など
		相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等	【想定業務】 協定に規定されている業務
	復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として東日本大震災及び熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。 【根拠】 地方自治法第 252 条の 17 第 1 項	【想定業務】 災害査定等の社会 基盤施設復旧業務 （道路等の災害復旧） など

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)を基に作成

4 本計画の対象範囲

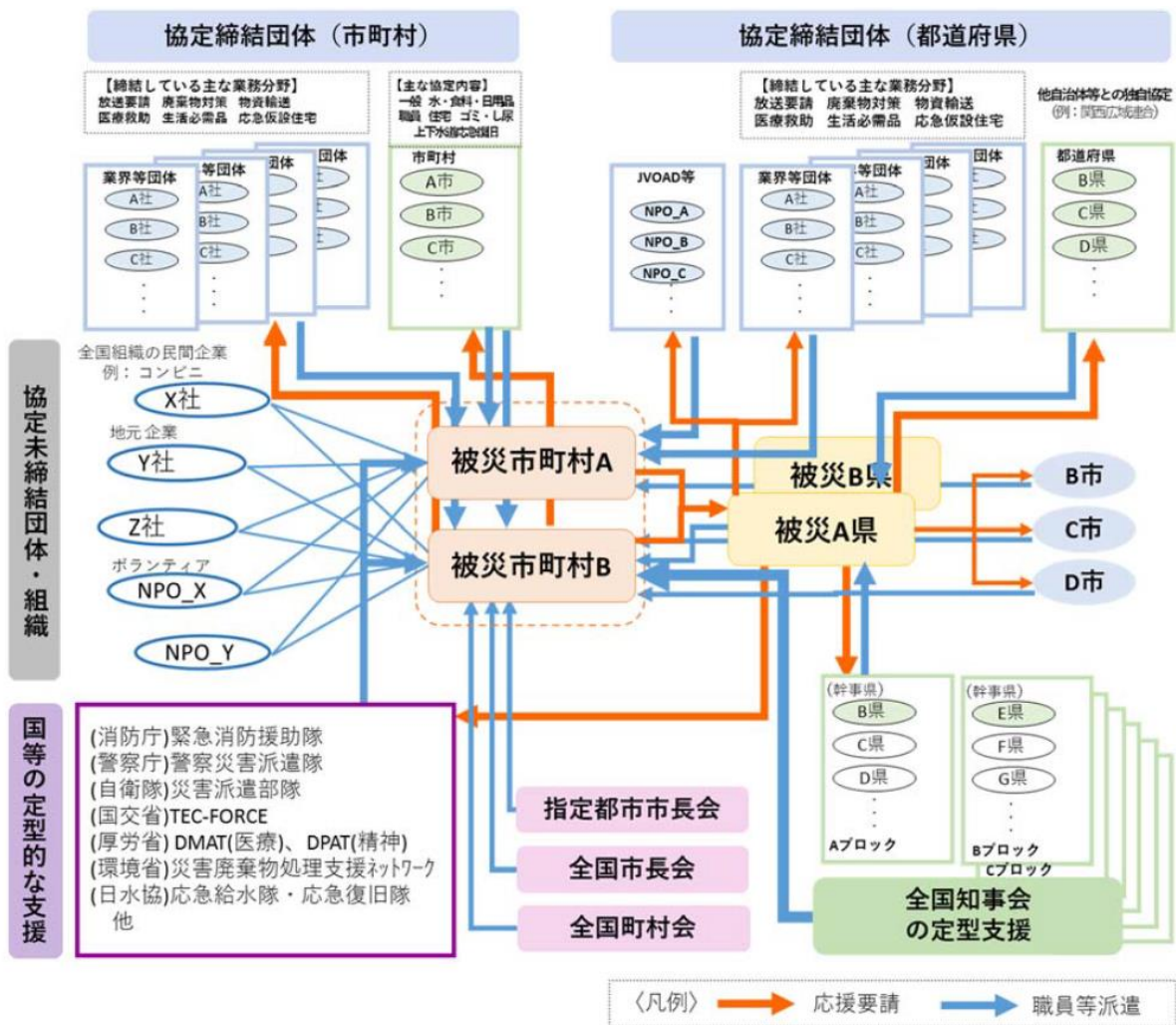
本計画では、初動期から復旧期（初期）にかかる県外からの応援の受入れを前提とし、主に次のことについて必要事項を定める。

- (1) 救出救助機関からの応援の受入れ
- (2) 医療機関からの応援の受入れ
- (3) 自治体等による人的支援の受入れ
- (4) 物的支援の受入れ

第2章 受援体制

1 基本方針

大規模災害が発生すると、国、被災地外の地方公共団体、ボランティア等各種団体が被災地にて応援活動を実施する。その形態は、災害対策基本法による応援の要求や災害時相互応援協定に基づく応援要請のほか、国等の定型化された支援や協定未締結団体による自発的な応援など、様々な枠組みで行われる。災害の規模が大きくなれば、被災市町村の数は増え、被害が甚大になれば様々な応援主体から多くの人的・物的資源が投入されるため、その応援資源の受入れは複雑化する。



出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

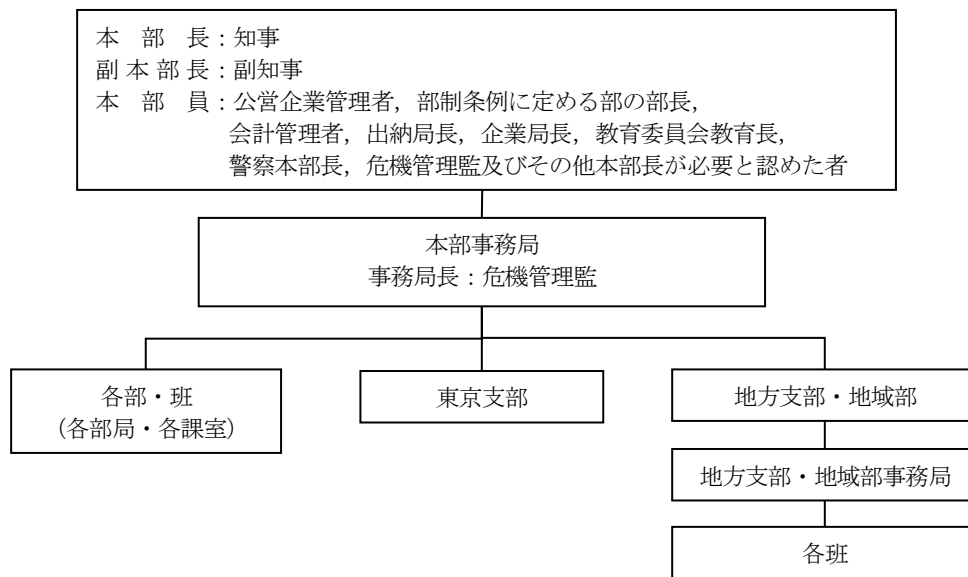
そのため、内閣府ガイドラインでは、県による受援の調整が必要であり、体制や役割を明確化しておくことが必要であると提起されている。

県は、あらかじめ応援を受け入れる主な業務を想定するとともに、応援の受入調整を行う組織を設置し、応援側からの応援申出の受付や受入調整、市町村等からの応援要請に対する調整などを行う。

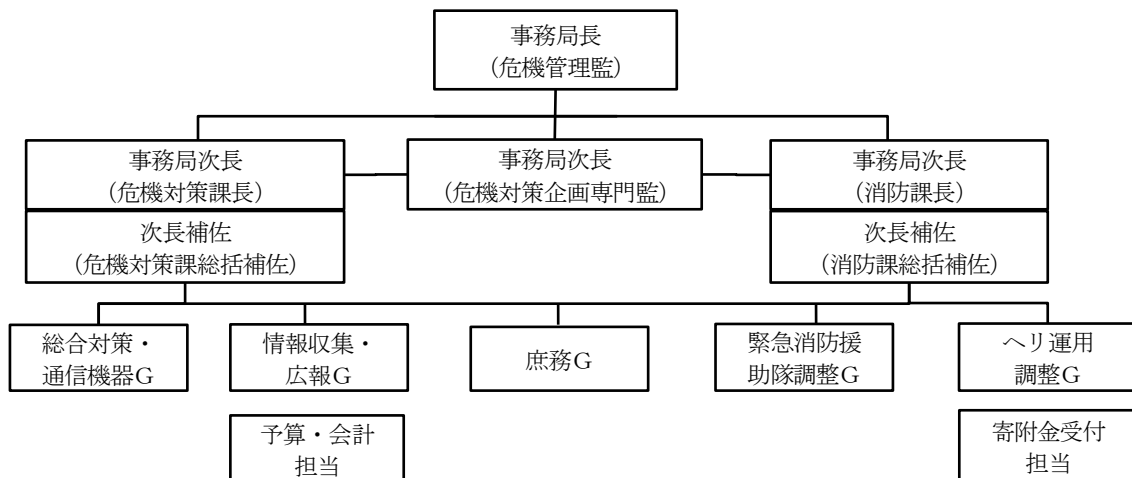
2 災害対策本部の組織

県は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めたときに宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。ただし、県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する。また、災害対策本部内に事務局（以下「災害対策本部事務局」という。）を設置し、災害対策本部の運営に関すること等を所掌する。

災害対策本部及び災害対策本部事務局の組織図は次のとおり。



図：災害対策本部組織図



図：災害対策本部事務局組織図

3 災害対策本部事務局の受援体制

県は、災害対策本部を設置し、人的・物的支援の受入調整が必要な場合、災害対策本部事務局総合対策・通信機器グループ内の自治体応援職員等の受入調整業務及び物的支援受入業務をそれぞれ独立させ、「人員調整チーム」及び「物資チーム」を設置する※¹。また、各応援の受入に必要な業務を災害対策本部事務局内で分担し、受援体制を構築する。

なお、受援に関する各組織の役割分担は下表のとおり※²。

災害対策本部事務局における受援に関する役割分担等

名称	広域受援に関する主な業務
総合対策・通信機器グループ	○ 自衛隊等関係機関との調整
人員調整チーム	○ 市町村及び各部局からの人的応援ニーズの取りまとめ ○ 災害時相互応援協定先等への人的応援要請 ○ 被災市町村への人的応援の実施 ○ 人的応援に関する受援・応援実施状況の把握
物資チーム	○ 被災市町村の必要物資の数量の把握及び推計 ○ 県及び市町村の物資拠点の調整 ○ 被災市町村以外からの物資要請対応及び物資提供の受付対応・調整 ○ 物資調達 ○ 物資の配送計画及び調整 ○ 在庫管理
緊急消防援助隊調整グループ	○ 消防応援活動調整本部の設置・運営 ○ 指揮支援部隊長、代表消防機関（代行）及び県内消防本部（局）職員等の受入れ ○ 消防庁及び被災市町村との連絡調整 ○ ヘリコプター運用調整グループとの各種調整 ○ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
ヘリコプター運用調整グループ	○ 被災地関係者からのヘリ運航要請の受付

※¹ 警戒本部及び特別警戒本部においては、必要に応じて本部事務局が関係部局等と調整する。

※² 上記のほか、各省庁等による定型化された支援については、各部局の担当課等において応援要請及び応援の受入れを実施する（第5章8受援対象業務 参照）。

4 情報連絡員（リエゾン）の受入れ

災害対策本部は、関係機関との連絡調整を迅速かつ円滑に実施するため、連絡調整の窓口となる情報連絡員（リエゾン）を受け入れる。

8道県協定ではカバー（支援）県を設置しており、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）が派遣される。東日本大震災では、県において支援状況の把握が困難であった状況を受け、第1順位のカバー（支援）県だった山形県が、各県の情報連絡員（リエゾン）をメンバーとする連絡会議を開催した。今後の大災害発災時においても、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）間の連絡調整をカバー県に依頼する。

5 市町村との連携

大規模災害発生時、県は、市町村との円滑な情報連絡や市町村の具体的業務の応援のため、被災市町村に対し、管轄する災害対策本部地方支部及び地域部より初動派遣職員を派遣する。また、市町村との情報共有を図るため、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を活用する。

6 広域・圏域・地域防災拠点

(1) 整備の背景・目的

東日本大震災時には、消防や警察、自衛隊などの部隊を受け入れる拠点が十分確保できなかったこと、また、県内に大規模な物資集積拠点がなかったことから、被災地への適時適切な支援に支障が生じた。これらの教訓を踏まえ、県では、支援部隊の集結や物資の集配等の活動拠点として、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点※を、さらに、県内7つの圏域に圏域防災拠点を整備することにした。

(2) 各防災拠点の役割等

イ 広域防災拠点

ヘリコプターの大型離着陸場や、大規模な支援部隊の活動・集結拠点、全国からの支援物資の集積・配送拠点となるほか、災害医療活動の拠点となるなど、全県をカバーする高次の防災拠点となる。

ロ 圏域防災拠点

市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合等に、支援部隊の活動や物資の集積・配送拠点としての役割を担うもので、圏域防災拠点となる施設を県及び市町村が所有する施設の中から7圏域8か所選定した。

ハ 地域防災拠点

市町村が設置・運営し、広域防災拠点等が開設された場合は連携して対応にあたる。

圏域防災拠点

圏域	圏域防災拠点施設	所在地
仙南圏域	蔵王町総合運動公園 第1順位 (B & G海洋センターを除く。)	蔵王町大字曲竹
	白石高等技術専門学校 第2順位 (蔵王山噴火時を想定)	白石市白川津田
仙台圏域	宮城県総合運動公園※	利府町菅谷
大崎圏域	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭
栗原圏域	栗原市築館総合運動公園 (B & G海洋センターを除く。)	栗原市築館
石巻圏域	石巻市総合運動公園	石巻市南境
登米圏域	長沼フートピア公園	登米市迫町北方
気仙沼・本吉圏域	旧気仙沼西高等学校	気仙沼市赤岩

※ 宮城野原地区の広域防災拠点は、令和5年度以降に運用開始予定であるため、それまでの間は宮城県総合運動公園を暫定の広域防災拠点と位置付け、仙台圏域防災拠点を兼ねる。

広域防災拠点及び圏域防災拠点の運営主体と機能

拠点	運営主体	機能
広域防災拠点	災害対策本部	支援部隊の一時集結及び宿営
		支援物資の集積及び配送
		ヘリコプターの臨時離着陸
		災害医療活動拠点（宮城野原地区）
圏域防災拠点	災害対策本部地方支部・地域部	支援部隊の一時集結及び宿営
		支援物資の集積及び配送
		ヘリコプターの臨時離着陸

(3) 防災拠点への職員派遣

県は、広域防災拠点又は圏域防災拠点の円滑な運営を図るため、各防災拠点に職員を派遣する。各防災拠点への派遣職員（以下「拠点派遣職員」という。）は、災害対策本部と調整し、自衛隊、警察、消防等の救出救助機関の部隊受入れや、物資の搬入・搬出業務等を行う。

第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

1 基本方針

県は、自衛隊、警察、消防等（以下「各救出救助機関」という。）から提供される情報を集約・共有するとともに、各救出救助機関相互の連携及び活動等を支援することで円滑な災害対応を行う。

大規模災害発生時、災害対策本部は、自衛隊の災害派遣部隊及び緊急消防援助隊を、県警察本部は、警察災害派遣隊を速やかに要請し、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各救出救助機関と緊密に連携を図る。

なお、本計画で定める内容及び各種手続は、各救出救助機関の計画や方針等と整合を図り、それらにのっとり行う。

2 救出救助活動に係る県の体制

発災後、数時間で自衛隊、県警察本部、消防等の関係機関から災害対策本部へ情報連絡員が派遣されるので、災害対策本部は、各情報連絡員と被害や災害の状況等について情報共有を図る。

災害対策本部は、大規模災害発生時、全国からの各救出救助機関応援部隊を円滑に受け入れるため、広域防災拠点・圏域防災拠点及び周辺の被害状況を把握するとともに、施設や設備等の使用可否や使用可能範囲等を確認し、使用可能な防災拠点を確定の上、各救出救助機関からの情報連絡員を通じて各救出救助機関へ速やかに情報提供する。

活動拠点として使用される各防災拠点では、拠点派遣職員が各応援部隊の受入準備を行うとともに、受入れに伴う各救出救助機関との連絡や各種調整、各救出救助機関の活動に必要な支援等を行う。

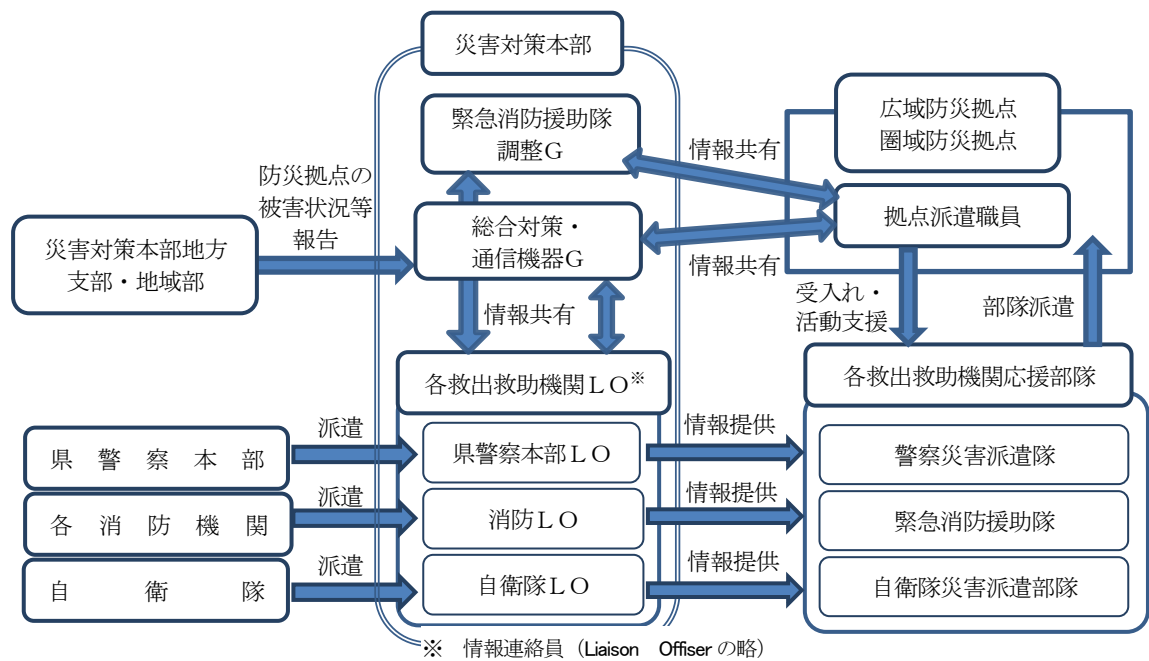


図: 各救出救助機関との連携

3 自衛隊（災害派遣部隊）への要請

※ 参考：資料編「災害派遣に関する協定書」

- (1) 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、捜索・救助、水防活動、医療、防疫、給水、人員の輸送、生活支援等を行う。
- (2) 震度 6 弱以上の地震を観測した場合、陸上自衛隊の情報連絡員が災害対策本部事務局に派遣されるため、連絡員室（県庁 2 階第 2 入札室）を設置し受け入れる。
- (3) 市町村からの自衛隊災害派遣要請を受けた場合に円滑に対応するため、陸上自衛隊の情報連絡員などを通じて陸上自衛隊の活動状況を把握する。
- (4) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 6 8 条の 2 の規定により、知事に対し、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定による要請をするよう求めることができる。
- (5) 知事は、地震等により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市町村から自衛隊の災害派遣要請があった場合は、自衛隊法第 8 3 条第 1 項の規定により、自衛隊に対して災害派遣を要請することができる。
- (6) 自衛隊法施行令第 1 0 6 条の規定により、知事は次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、発災当初は口頭での対応が可能であり、事後に書面で対応することも可能である。
 - イ 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ロ 派遣を希望する期間
 - ハ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ニ その他参考となるべき事項
- (7) 自衛隊が災害派遣活動を行う上で必要な情報や調整が必要な事項については、随時自衛隊との連絡調整を行う。
- (8) 特に緊急性が高い場合、知事の要請がなくとも自衛隊法第 8 3 条第 2 項ただし書きの規定により、自衛隊が自主的に活動を開始する場合がある。
- (9) 陸上自衛隊の派遣に係る連絡調整窓口及び派遣要請先等については次のとおり。

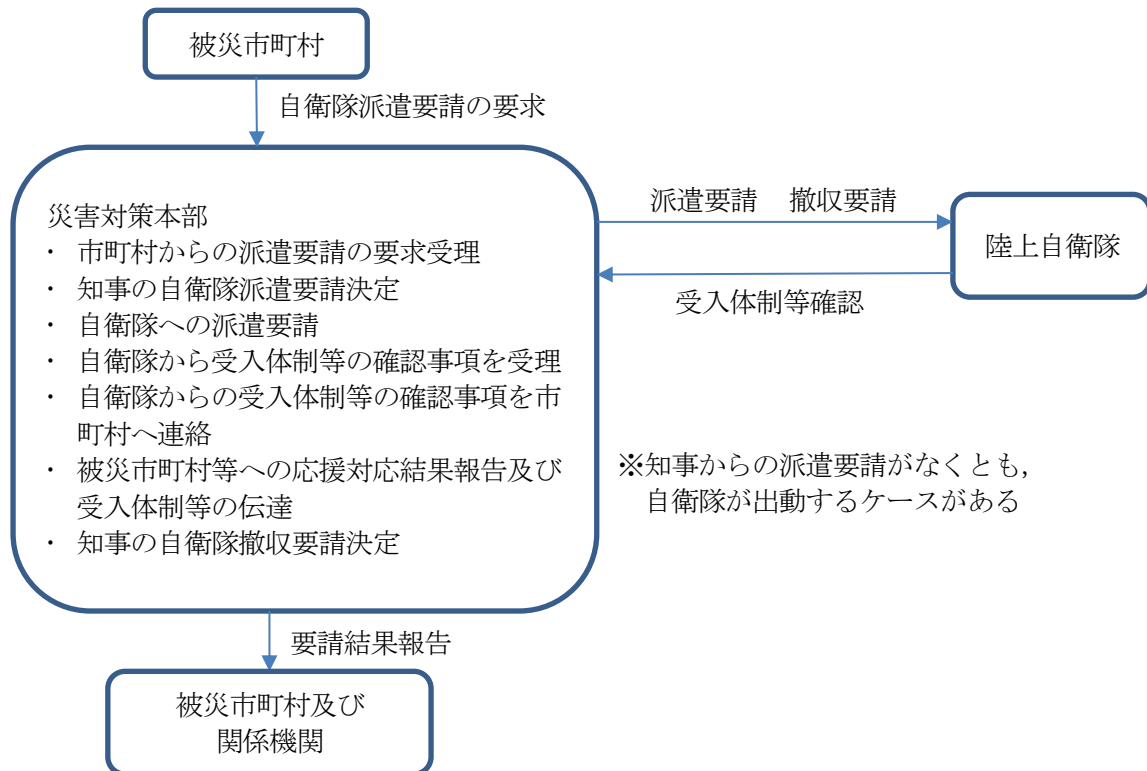
[連絡調整窓口]

地域	連絡調整窓口	連絡先
・宮城県全域に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 ・仙台市、名取市及び岩沼市以北の地域（以下「宮城北隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合	第 2 2 即応機動連隊 (第 3 科)	022-365-2121（内：237） 夜間：022-365-2121（内：259）

・川崎町，村田町及び柴田町以南の地域（以下「宮城南隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合	第 2 施設団 (第 3 科)	0224-55-2301（内：231, 236, 237） 夜間：0224-55-2301（内：302）
--	--------------------	---

[要請先]

災害の種類	地域	要請先
一般災害	宮城北隊区	第 2 2 即応機動連隊長
	宮城南隊区	第 2 施設団長
	宮城北隊区及び宮城南隊区の両地域にまたがる場合	第 2 2 即応機動連隊長
震度 6 弱以上の地震災害	宮城県全域	第 6 師団長
原子力災害	宮城県全域	東北方面総監



図：自衛隊派遣要請の流れ

4 警察（警察災害派遣隊）への要請

(1) 警察本部の災害配備体制等

イ 警察本部は、地震等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出救助活動等所要の災害警備活動を行う。

ロ 災害対策本部が設置された場合、警察本部は、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣し、

災害対策本部事務局と連携しながら被害情報等について情報共有する。

(2) 警察災害派遣隊への要請

イ 警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、遺体の調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者への情報伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

ロ 宮城県公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣に関し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定により、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助（警察災害派遣隊の派遣）の要求を行う。

ハ 宮城県公安委員会が他の都道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合は事後に）必要な事項を警察庁に連絡する（警察法第60条第2項）。

ニ 宮城県公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした宮城県公安委員会の管理する宮城県警察の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に職権を行う（警察法第60条第3項）。

ホ 警察災害派遣隊が被害状況等により派遣地域を決定するため、災害対策本部は、警察本部の情報連絡員と連携し、応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、広域・圏域防災拠点派遣職員とも連携し、広域・圏域防災拠点の受入体制を整えるなど、支援を行う。

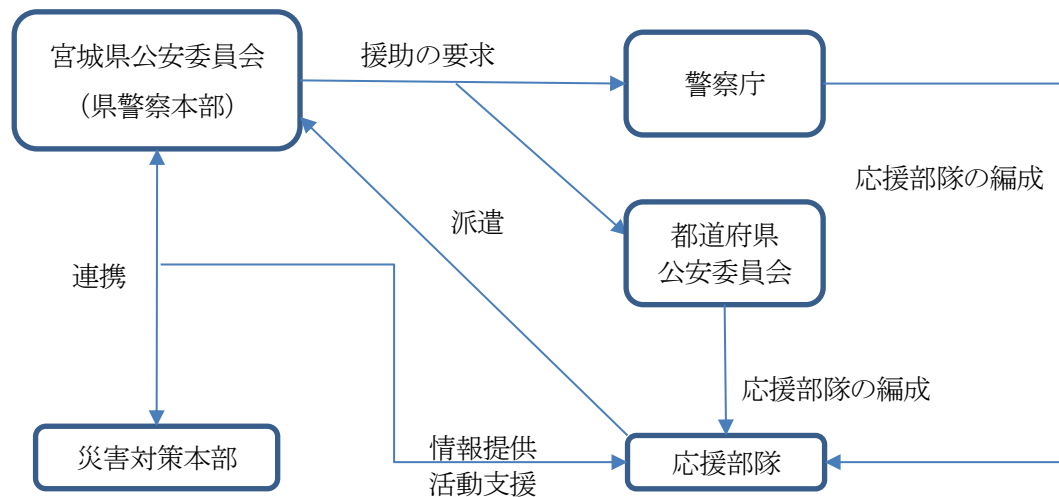


図:警察災害派遣隊の応援要請の流れ

5 消防（緊急消防援助隊）への要請

(1) 応援要請手順等

イ 緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。

ロ 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受け、県内の被災状況や消防力を考慮して消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定による緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態と判断した場合は、消防庁長官に対して応援等要請を行う。

ハ 上記要請は、電話にて直ちに行うものとし、また、下記事項が明らかになり次第電話により連絡する。

(イ) 災害の概況

(ロ) 出動が必要な区域や活動内容

(ハ) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

ニ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリ等にて速やかに行う。

ホ 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、消防庁長官に対して応援等要請を行う。

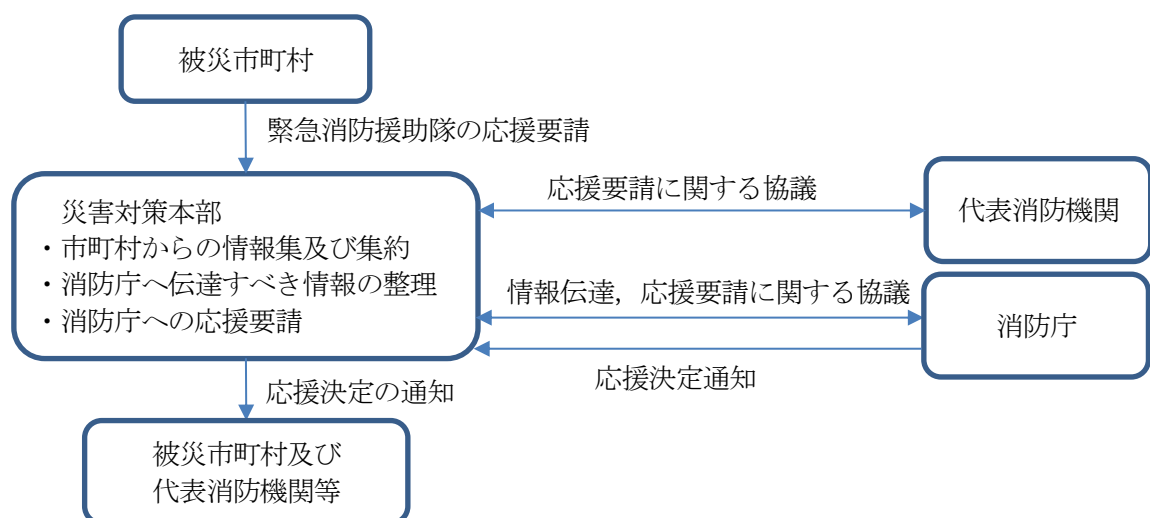
ヘ 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合でも、代表消防機関（仙台市消防局）の長と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援等要請を行う。

なお、仙台市消防局が被災している場合の代行は、（第一順位）塩釜地区消防事務組合消防本部、（第二順位）大崎地域広域行政事務組合消防本部、（第三順位）仙南地域広域行政事務組合消防本部とする。

ト 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による自衛隊の災害派遣要請を行った場合は、消防庁長官に対して被害状況や消防活動の状況等を連絡し、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、対応について協議する。

チ 知事は、被災地の市町村長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について適宜情報収集を行い、消防庁長官に対して報告する。

リ 知事は、応援等要請を行った場合及び消防庁長官から応援決定通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長及び代表消防機関の長等に伝達する。



図：緊急消防援助隊派遣要請から応援決定までの流れ

(2) 緊急消防援助隊に係る受援体制

- イ 知事は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合、又は知事自らが必要と認めた場合は、消防組織法第44条の2の規定により、消防応援活動調整本部を設置する。消防応援活動調整本部は、災害対策本部又は災害警戒本部と同一の場所に設置する。
- ロ 知事は、消防応援活動調整本部を設置した場合は、被災地の市町村長、被災地消防本部の消防長、消防庁長官並びに代表消防機関の長等に連絡する。
- ハ 消防応援活動調整本部は、被災地の市町村、被災地消防本部、消防庁、災害対策本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部と連携し、次の事務を行うものとする。
 - (イ) 被災状況、県が行う災害対策の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (ロ) 被災地消防本部、消防団、宮城県広域消防応援基本計画に基づく宮城県内広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (ハ) 緊急消防援助隊の部隊移動及び増隊に関すること。
 - (ニ) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (ホ) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (ヘ) 災害対策本部に設置されたヘリコプター運用調整グループとの連絡調整に関すること。
 - (ト) 災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (チ) その他調整本部長が必要と認める事項に関すること。
- ニ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図るため、応援部隊へ被害情報を提供するとともに、拠点派遣職員とも連携し、広域・圏域防災拠点の受入体制を整えるなど、支援を行う。

第4章 医療機関からの応援の受入れ

1 基本方針

医療救護活動に関する総合調整と市町村の医療救護活動の支援を行うため、県内でDMAT（災害派遣医療チーム）※¹又は医療救護班※²による医療救護活動が行われる間、災害対策本部内（保健福祉部）に災害医療本部を設置する。

災害医療本部内には、県災害医療コーディネーター※³を配置するとともに、DMATの受入れと配置調整を行うDMAT調整本部と、医療救護班の受入れと配置調整を行う医療救護班派遣調整本部を設置する。

※¹ 災害時に被災地に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

※² 医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チーム。日本医師会が組織するもの、各都道府県が派遣するものなどがある。

※³ 全体の災害医療全般の調整のほか、人工透析患者、精神科入院患者、妊産婦及び新生児など特定専門分野の搬送先調整等を行う。

2 DMAT

(1) 想定される活動内容

- イ 本部（DMAT調整本部等）活動
- ロ 病院支援
- ハ 地域医療搬送
- ニ 現場活動
- ホ 広域医療搬送
- ヘ 情報収集

(2) 要請から派遣の手順

イ 待機要請

医療政策課は、災害が発生し、ロに示す派遣要請基準に該当することが想定された場合には、宮城DMAT指定病院に待機要請を行う。ただし、次の基準に該当する場合には、宮城DMATは、県からの待機要請を待たずに待機の態勢をとる。（県内に関係するもののみを記載）

(イ) 宮城県内で震度5強以上の地震が発生した場合

(ロ) 東北地方に津波警報又は大津波警報が発令された場合

ロ 他都道府県又は厚生労働省に応援要請

医療政策課は、震度情報、死傷者数の見込み及び県災害医療コーディネーター並びに厚生労働省DMAT事務局等との調整及び次の基準に基づき、他都道府県又は厚生労働省に他都道府県DMATの応援を要請する。

県内大規模災害時における県外DMATの出動・派遣要請基準

地震又は死傷者の規模	出動・派遣要請する範囲	
	(日本DMAT活動要領)	具体的な要請先
① 震度6強の地震 又は 死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合	管内のDMAT指定医療機関	宮城DMAT指定病院
	東北ブロック各県	青森県，岩手県，秋田県，山形県，福島県及び新潟県
② 震度7の地震 又は 死者数が100人以上見込まれる災害の場合	①の要請範囲に加え，東北ブロックの隣接ブロックの各都県	北海道，関東及び中部ブロックの都道県

(3) DMAT受入体制の整備

イ DMAT調整本部の設置

県は，DMAT調整本部を災害対策本部（保健福祉部）内に設置し，県内における災害医療救護活動に関する調整を行うとともに，県内で活動するDMATを統括する。

ロ DMAT活動拠点本部の設置

DMAT調整本部は，必要に応じてDMAT活動拠点本部を設置し，参集したDMATの指揮及び調整等を行う。DMAT活動拠点本部は，被災地の災害拠点病院等へ必要に応じて設置する。

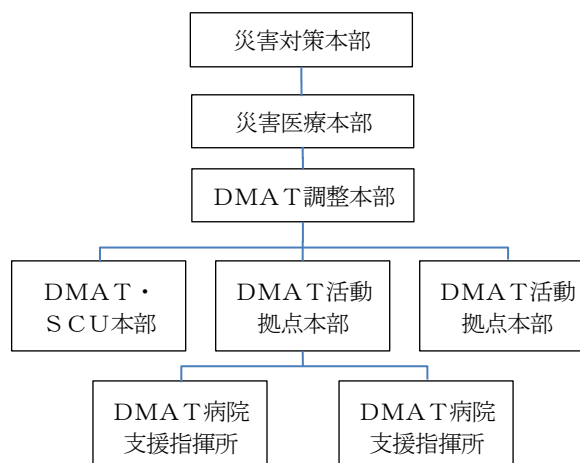


図 DMAT本部の指揮系統例

3 医療救護班

(1) 想定される活動内容

イ 初期救急段階（発災後おおむね 2 日間）

- (イ) トリアージ
- (ロ) 傷病者に対する応急処置
- (ハ) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ニ) その他必要なこと

ロ 初期救急段階以降（発災後おおむね 3 日目以降）

- (イ) 避難所・福祉避難所等の巡回診療
- (ロ) 心のケアチーム・歯科医療救護班との連携
- (ハ) 避難者の健康・保健衛生に関する情報の市町村・保健所との共有
- (ニ) 状況に応じ、遺体の検案への協力

(2) 要請から派遣の手順

イ 医療救護班の派遣要請

市町村は、地域災害医療支部（被災地の保健福祉事務所（保健所））に対し、できる限り次の事項を示した上で、派遣を要請する。

- (イ) 派遣先
- (ロ) 派遣期間
- (ハ) 派遣班数（班編制基準 班長：医師 1 人，班員：看護師 2 人・連絡員 1 人 計 4 人）
- (ニ) 集合場所及び日時
- (ホ) 管内での医療救護活動の実施状況

地域災害医療支部は、市町村からの派遣要請と地域内の医療救護活動の実施状況について、市町村からの報告や保健所の調査結果を踏まえて、医療救護班派遣調整本部に報告する。

医療救護班派遣調整本部は、市町村からの派遣要請を受け、ロに示す順位により各機関に医療救護班の派遣を要請する。

なお、発生した地震・津波等の規模から、長期間かつ大量の避難者等の発生や多数の医療機関の被災・機能停止が予想される場合は、まだ発災直後の市町村から要請がない段階であっても、ためらわずに派遣を要請することとする。

ロ 派遣要請の順位

被災地内の医療機関はできる限り自機関での診療を継続することとし、医療救護班の派遣要請は原則として、被災地外の医療機関等に対して行う。

医療救護班の派遣要請の順位については、被災地の場所、被災状況及び派遣医療機関の準備体制等により決定する。

特に大規模な災害で、県内の医療資源だけで不足することが明らかな場合は、第 1 から第 3 の順に、また、県内の医療資源で対応可能な局地的災害の場合は、第 2 及び第 3 に派遣を

要請する。

- 第1 各都道府県，日本医師会（JMAT），日本歯科医師会，日本薬剤師会，日本看護協会，日本赤十字社宮城県支部，陸上自衛隊東北方面総監部（医務官室），国立病院機構北海道東北ブロック事務所，国立大学等大学病院，全日本病院協会及び日本病院会
- 第2 県内災害拠点病院及び県立病院機構
- 第3 宮城県医師会，宮城県歯科医師会，宮城県薬剤師会及び宮城県看護協会

ハ 派遣先の決定

医療救護班派遣調整本部は，地域災害医療支部から派遣要請に係る情報を集約するとともに，下記の団体・機関の参画を受けて派遣申出の情報を集約し，支部単位で派遣先の割り振りを行う。

【参画を求める機関・団体】

県災害医療コーディネーター，宮城県医師会，宮城県歯科医師会，宮城県薬剤師会，宮城県看護協会，日本赤十字社宮城県支部，仙台医療センター（基幹災害拠点病院），東北大学病院，陸上自衛隊等

ニ 派遣の指示

派遣調整本部は，派遣元に対し，活動を行う地域を指定し，派遣される医療救護班が当該地域を所管する地域支部（保健所）が指定した場所に入るよう指示する。

派遣期間は，原則として被災直後は3日程度，その後は一週間を想定した派遣体制とする。

避難生活の長期化により，長期間の活動が必要な場合には，複数チームの引継ぎにより途切れなく医療が提供できる体制を作るよう努める。

第 5 章 自治体等による人的支援の受入れ

1 基本方針

自治体等による人的支援の受入調整等については、災害対策本部事務局内に設置する人員調整チームが事務を担当し、主な業務と構成は次のとおりである。

(1) 人員調整チームの主な業務

- イ 県庁業務及び被災市町村業務に係る人的応援ニーズの取りまとめ
- ロ 災害時相互応援協定先等からの人的応援申出状況の集約
- ハ 県庁各部局及び被災市町村への人的応援の実施
- ニ 自治体等による人的支援の受入状況の把握
- ホ その他、自治体等による人的応援の受入れに関すること

(2) 人員調整チームの構成

人事課、市町村課、危機対策課及び各部局主管課等で構成する。

2 県内応援体制

(1) 県庁内応援体制

- イ 大規模災害発生時、各部局は、県BCPにより非常時優先業務を実施する。
- ロ 各部局は、人員の不足が見込まれる課室及び地方機関がある場合、県BCPに基づいて見積もりした非常時優先業務に係る必要人数を参考に、部局内の人員の再配置の実施を検討する。
- ハ 部局内での再配置を検討しても不足人員への対応が困難な場合、各部局は人員調整チームに人的支援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合や協定等において応援要請等の手続があらかじめ定めてある場合はこの限りではない。
- ニ 人員調整チームは、各部局から人的支援の要請を受けた場合、県BCPに基づいて見積もりした必要人数・参集可能人数等を参考に、各部局に応援を要請する。
- ホ 要請を受けた部局は、参集状況・所管業務の災害対応状況から、応援の可否を人員調整チームに回答する。

(2) 県内市町村相互の応援要請

※ 参考：資料編「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」

- イ 県は、災害時における宮城県市町村相互応援協定に基づき、市町村が行う応援を支援する。
- ロ 市町村は、上記協定に基づいて人的支援の要請を行う場合、管轄する災害対策本部地方支部・地域部（連絡途絶等で地方支部に要請ができないときは人員調整チーム）に要請する。
- ハ 要請を受けた災害対策本部地方支部・地域部及び人員調整チームは、県内市町村に応援意向調査を行う。
- ニ 災害対策本部地方支部・地域部は、応援を要請した市町村と応援可能な意向を示した市町村と調整し、応援元と応援先のマッチングを行うなど、応援を要請した市町村の支援を行う。
- ホ 応援を要請した市町村は、県と調整の下、応援を受ける市町村を決定する。

(3) 県内市町村から県への応援要請

- イ 市町村は、災害対策基本法第68条の規定により、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県（窓口：人員調整チーム）に応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- ロ 人員調整チームは、市町村から要請を受けた場合は、各部局に応援又は応急措置を実施するための人員調整を依頼する。
- ハ 各部局での人員調整が困難な場合又は困難であることが想定される場合は、本章4被災市区町村応援職員確保システムにより、県外自治体からの応援職員の受入れを調整する。

3 広域応援協定団体への応援要請等

人員調整チームは、県の業務について各部局から応援要請を受けた場合で、災害規模等により庁内では人員調整が困難な場合、広域応援協定先に応援を要請する。要請先等は次のとおり。

(1) 北海道・東北8道県への応援要請

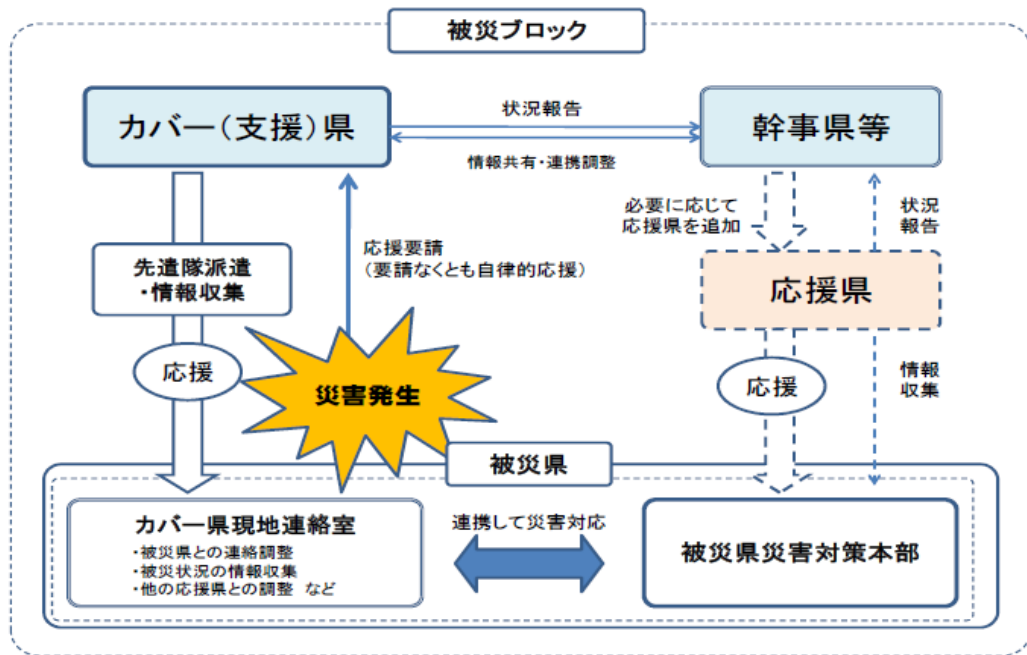
※ 参考：資料編「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」

- イ 地震等による大規模災害であって、県単独では対応ができず、他の都道府県による応援を必要とする場合は、8道県協定に基づき、次のカバー（支援）県又は幹事道県へ応援の要請を行う。

順位	カバー県	部局名	課名	NTT電話	FAX
1	山形県	防災くらし安全部	防災危機管理課	023-630-2654	023-633-4711
2	福島県	危機管理部	災害対策課	024-521-7641	024-521-7920
3	北海道	総務部危機対策局	危機対策課	011-204-5014	011-231-4314

- ロ 応援要請は、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援内容に関する次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は電子メール等により応援要請と連絡を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

- (イ) 職種及び人数
- (ロ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (ハ) 応援期間（見込みを含む。）
- (ニ) その他特に必要と認める事項



出典:都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル
(全国知事会東日本大震災復興協力本部)

(2) 全国知事会への応援要請

※ 参考：資料編「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」

イ 地震等による大規模災害が発生した場合において、北海道・東北知事会ブロック（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合は、全国知事会協定に基づき、全国知事会調整の下で全国的な広域応援が実施される。

ロ ブロック幹事道県は、ブロック内での総合調整を行い、ブロック内の支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には全国知事会に対し、広域応援の要請を行うこととされている。

各知事会ブロックと構成都道府県

知事会ブロック	構成都道府県
北海道東北	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

4 被災市区町村応援職員確保システム

※ 参考：資料編「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」

被災市区町村応援職員確保システム（以下「システム」という。）は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

(1) システムに係る対応等

イ 人員調整チームは、被災市町村における次に掲げる応援ニーズ等を速やかに把握する。

(イ) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(ロ) 応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業種又は職種，期間等を含む。）

(ハ) 災害マネジメント総括支援員※等からなる総括支援チームの派遣の必要性

(ニ) その他，応援職員の派遣に関して必要な情報

※ 被災市区町村の長への助言，被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて，被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。災害対応に関する知見及び管理職の経験を要件としており，都道府県・指定都市等の推薦を受け，あらかじめ総務省の名簿に登録されている。

ロ 人員調整チームは，総務省及びブロック幹事道県に対して上記の情報を提供するとともに，把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは，被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には，その旨を併せて連絡する。

ハ 上記ロの情報を基に，総務省が関係団体（全国知事会，全国市長会，全国町村会及び指定都市市長会）と協議の上必要と判断した場合には，総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置される。

ニ 確保調整本部が県及びブロック幹事道県と協議の上で必要と判断した場合には，被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置される。

ホ 人員調整チームは，県庁内に現地調整会議の設置場所を確保するとともに，確保調整本部の求めに応じて現地調整会議に参加する要員を派遣する。

(2) ブロック内を中心とした応援職員の派遣（第1段階）

イ 人員調整チームは，県内の地方公共団体の応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には，ブロック幹事道県を通じてブロック内の地方公共団体に対し，被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

ロ 上記イの協力依頼に際しては，現地調整会議にて，ブロックによる対口支援（被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる）の案が作成され，確保調整本部に報告される。

ハ ブロック内の都道府県及び指定都市では対口支援の案を作成することが困難な場合は，現地

調整会議から確保調整本部に対し報告がなされる。報告を受けた確保調整本部では、応援優先順位（①関東ブロック ②中部ブロック ③関西ブロック ④中国・四国ブロック ⑤九州ブロック）等を考慮することを基本として、対口支援の調整が行われる。

ニ 確保調整本部では、現地調整会議の報告及び確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体が決定し、現地調整会議に対し決定事項が連絡される。

ホ 人員調整チームは、被災市町村に対し確保調整会議で決定した事項を速やかに連絡する。

ヘ 被災市町村には、ブロック幹事道県から連絡を受けた対口支援団体より、連絡要員の派遣等による応援職員のニーズ把握及び把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣等の支援が継続的に行われる。

(3) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階）

イ 対口支援団体による応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、当該対口支援団体より、県（窓口：人員調整チーム）に対し第2段階支援の必要性について連絡がなされる。

ロ 人員調整チームは、対口支援団体による上記イの連絡に対し、第1段階支援だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれると判断した場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡する。

ハ 上記ロの連絡を受けた確保調整本部により、応援優先順位等を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整の上、対口支援団体が決定される。

ニ 上記ハの決定がなされた場合、確保調整本部から人員調整チームに決定事項が連絡されるため、人員調整チームは対口支援団体に対して決定事項を速やかに連絡する。

5 応援要請の流れ

本章 2 から 4 に定めた自治体等による人的支援について、応援要請の流れを次に示す。

< 県業務の場合 >

< 市町村業務の場合 >

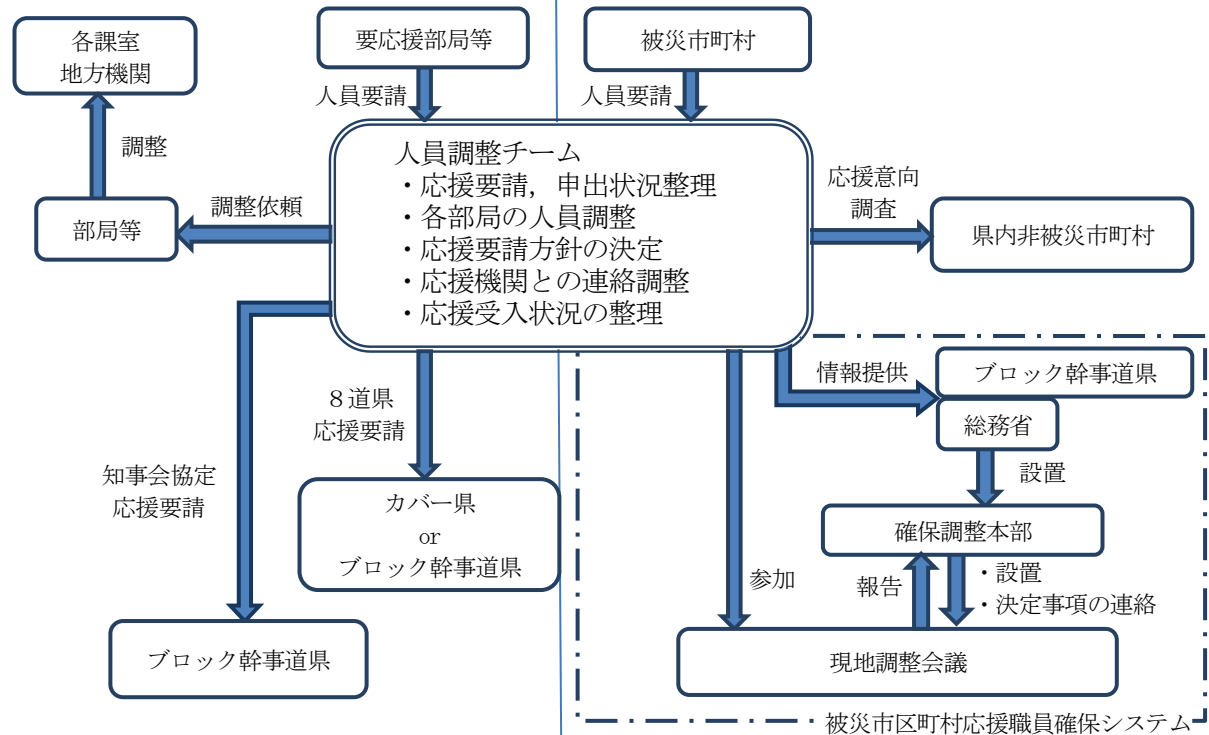


図: 自治体等による人的支援に係る応援要請の流れ

6 都道府県等による自主的応援の受入れ

- (1) 都道府県等による自主的応援の申出は、人員調整チームが対応する。
- (2) 人員調整チームは、都道府県等による自主的応援の受入れについて全国知事会に連絡し、全国知事会との情報共有を図る。
- (3) 人員調整チームは、把握した支援申出に関する情報をもとに受入先等の調整を行う。

7 各応援団体の活動場所の確保

- (1) 人員調整チームは、応援団体から派遣された情報連絡員について、県庁内の会議室等に活動場所を確保する。
- (2) 応援職員の受入先となった課室及び地方機関は、応援職員の活動場所を確保する。

8 受援対象業務等

(1) 受援対象業務

- イ 大規模災害発生時に、自治体等による応援職員の受入れが想定される受援対象業務について、主なものを一覧に整理する。
- ロ 受援対象業務は、平成28年9月に策定した「宮城県災害時広域応援計画」に掲げる対象業務を基本とし、東日本大震災における本県の検証において受援体制の必要性が記載されているものを選定した。
- ハ 各業務について、業務の概要・応援要請の手順等を「受援対象業務個別シート」にまとめ、資料編に掲載する。

自治体等による応援が想定される受援対象業務の一覧

着手時期	No	受援対象業務	関係部局	主な関係課
初動期 ・発災から三日間 ・いのちの危険性が高い時期	1	○ 被災者の健康対策、生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部	保健福祉総務課
	2	○ 被災者のこころのケア	保健福祉部	精神保健推進室
			教育庁	関係各課
	3	○ 要配慮者対策業務	保健福祉部	関係各課
	4	○ 被災建築物応急危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	5	○ 被災宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	7	○ 原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部	危機対策課
			環境生活部	原子力安全対策課
	8	○ 災害対策本部の支援業務	本部事務局	各グループ
応急期 から 復旧期（初期） ・避難生活から仮設住宅への移行期 ・二次災害防止対応のための時期	9	○ 物資集積拠点等の運営支援	本部事務局	総合対策・通信機器グループ
	10	○ 応急仮設住宅の整備等に係る業務	土木部	住宅課
			保健福祉部	震災援護室
	11	○ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	12	○ 水道の応急復旧業務	企業局	水道経営課
	13	○ 下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」への要請を優先	土木部	都市計画課
			企業局	水道経営課

	14	○ 災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
	15	○ 学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
	16	○ 災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	17	○ 広域火葬に係る業務	環境生活部	食と暮らしの安全 推進課
	18	○ 農地・農業用施設の応急対策業務	農政部	農村振興課 農村整備課
	19	○ 水産業施設の応急対策業務	水産林政部	水産業振興課 水産業基盤整備課 漁港復興推進室
	20	○ 社会基盤施設の被災状況調査に係る業務	土木部	関係各課
	21	○ 社会基盤施設の応急対策業務	土木部	関係各課
	22	○ その他市町村事務全般の人的支援調整 ※被災市区町村応援職員確保システムとの連携 例：避難所の運営要員の人的支援、家屋被害調査の人的支援、窓口業務の人的支援等	本部事務局	人員調整チーム 〔・人事課 ・市町村課 ・危機対策課 ・各部局主管課等〕

(2) 各省庁等による定型化された支援

各省庁等による定型化された支援については、調整主体となる受入側（県組織）に掲げる担当各課において、応援要請及び応援の受入れを実施し、応援受入状況については人員調整チームで共有する。主な業務は次の表のとおり。

各省庁等による定型化された支援

省庁名	派遣職員	調整主体	
		派遣側（国等）	受入側（県組織）
防衛省	自衛隊職員	防衛省	災害対策本部事務局
警察庁	警察災害派遣隊	警察庁・都道府県警察	宮城県警察本部
消防庁	緊急消防援助隊	消防庁	災害対策本部事務局
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定士	文部科学省 国立学校	教育庁施設整備課
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	DMAT本部	保健福祉部医療政策課
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	DPAT活動拠点 本部	保健福祉部精神保健推進室
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	都道府県・保健所 設置市・特別区	保健福祉部保健福祉総務課
厚生労働省	保健師，管理栄養士等	都道府県・保健所 設置市・特別区	保健福祉部公衆衛生スタッフ派遣調整チーム (保健福祉総務課等)
厚生労働省	水道事業者及び工事事業者	日本水道協会	企業局水道経営課
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	国土交通省	土木部防災砂防課
国土交通省	被災建築物応急危険度判定士	被災建築物応急危険度判定協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	被災宅地危険度判定士	被災宅地危険度判定連絡協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	下水道事業者，施工業者等	下水道災害時支援連絡会議	土木部都市計画課
環境省	市町村職員，専門家，技術者及び関係団体	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	環境生活部循環型社会推進課

第6章 物的支援の受入れ

1 基本方針

災害対策本部は、災害が広域的で大規模である場合、物資チームを災害対策本部事務局に設置する。

物資チームは、被災者及び被災地に必要な物資を必要な時に届けるため、被災市町村における必要物資の把握と調達、各市町村への配送調整等を担当する。

2 物資拠点の検討及び調整

(1) 県の物資拠点の検討

- イ 物資の受入れ、配送拠点としての物資集積所を設置するか検討する。検討に当たっては、被災状況等を考慮し、民間倉庫等及び広域防災拠点・圏域防災拠点を候補に検討する。
- ロ 民間倉庫を物資集積所とする場合、防災協定先（宮城県倉庫協会）と調整する。
- ハ 県内の施設で不足する場合には、県外の民間倉庫の調整を東北運輸局に要請する。
- ニ 物資拠点を開設した場合、物資支援を行う国、都道府県等に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにし、経路情報等を連絡する。

(2) 被災市町村の物資拠点の把握・調整

- イ 被災市町村の物資集積所（地域物資拠点）の設置状況及び受入体制（搬入可能時間帯、大型トラックの搬入可否、フォークリフトの有無等）を確認する。
- ロ 必要に応じて、内閣府プッシュ型支援の直接受入れについて調整する。

3 必要物資の把握及び調達

- (1) 物資チームは、市町村等からの要請及び需要調査を実施し、調達必要物資の種類及び数量を把握・確認する。
- (2) 情報網の途絶等により、情報収集が困難である場合は、被災地の人口や過去のデータ等を参考に、必要物資・数量を把握する。
- (3) 物資の調達は、下記イからホまでのいずれか、又は複数の方法で行う。
 - イ 政府要望による調達
 - 政府現地災害対策本部職員等の担当職員を窓口として調整する。
 - ロ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定による調達
 - (イ) 物資優先調達の防災協定等に基づき、関係機関等から物資の調達を行う。
 - (ロ) 物資の種類に応じて担当課室及び協定締結先に物資調達を依頼する。
 - ハ 広域応援協定団体への応援要請
 - (イ) 8道県協定及び全国知事会協定に基づき必要物資の要請を行う。
 - (ロ) 具体の要請先については、第5章3広域応援協定団体への応援要請等による。
 - ニ 県備蓄防災資機材

各備蓄資機材を所管している課，地方機関の了承を得た上で配送調整を行う。

ホ 義援物資の受入れ

- (イ) 発災直後は、当面は義援物資の受入れを行わない。
- (ロ) 受入体制が整った後も、企業等からの大口の物資を優先的に受け入れた上で、各市町村等の要望に応じ配分する。
- (ハ) 複数の物資が混在されているもの、提供数が少ないもの、個人からのもの及び海外からのものについては、物資配分等に支障を来すため、受入れしない。
- (ニ) 上記について、ホームページ等を通じて随時広報し、義援物資の受入れに関する混乱が生じないようにする。

4 輸送手段の確保

- (1) 輸送手段の確保が必要な場合、緊急物資の輸送に関する協定に基づき、民間業者（宮城県トラック協会及び赤帽宮城県軽自動車運送協同組合）に協力を依頼する。
- (2) 発災初動期においては、道路状況不明地帯や、孤立地域への配送が必要になる場合がある。その場合、自衛隊（自衛隊車輛やヘリコプターの調整）や災害対策本部事務局ヘリコプター運用調整グループによる物資配送が必要になるため調整を行う。
- (3) 必要に応じて、交通輸送関係機関（宮城県トラック協会、道路課、自衛隊、東北地方整備局等）を招集し、情報共有と輸送ルートの検討を行う。

5 内閣府プッシュ型支援・プル型支援への対応

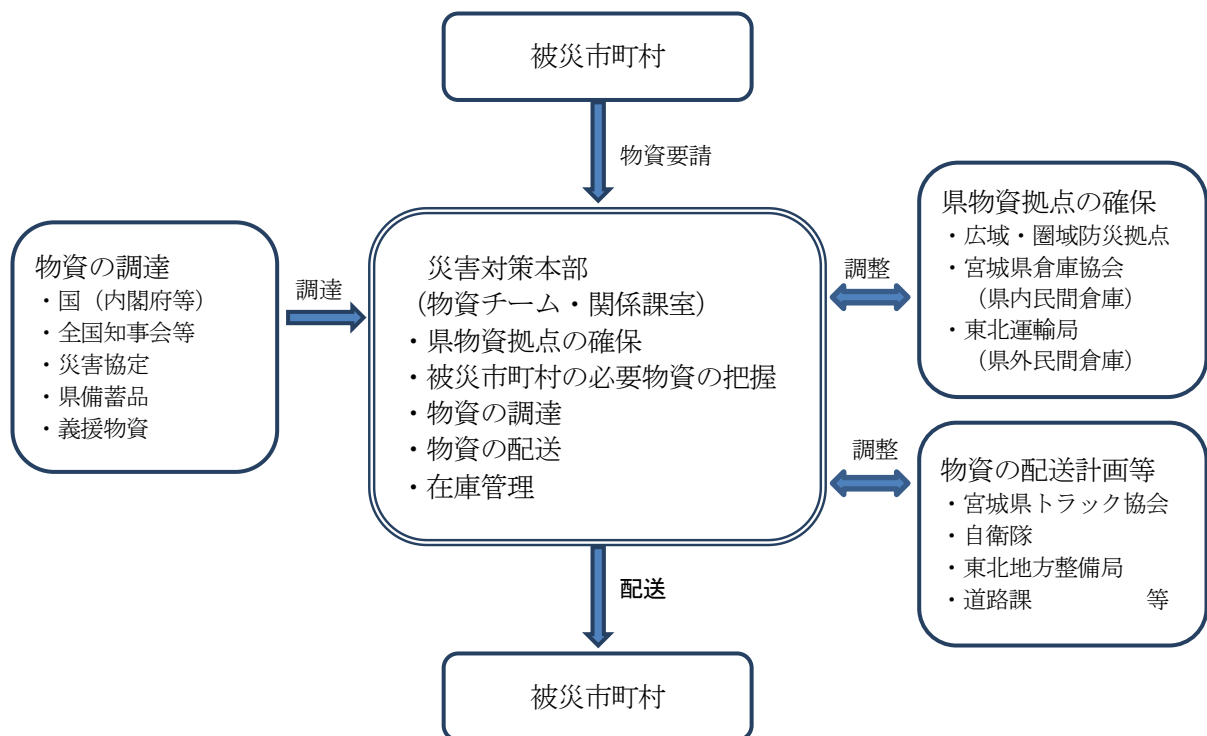
- (1) 大規模災害発災当初は、被災自治体の正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することから、被災自治体のみでは必要な物資の迅速な調達が困難になることが想定されるため、国は、都道府県からの要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、発災4日目には被災地に届くよう物資の緊急輸送を行うこととしている。
- (2) 物資チームは、国からプッシュ型支援の実施が伝達された場合は、速やかに必要物資の数量の推計及び受入場所の選定を行うとともに、被災市町村への配送計画を策定する。
- (3) 物資チームは、物資の滞留等を引き起こす懸念があることから、できる限り早期にニーズに応じて物資を供給する支援形態（プル型支援）に切り替える。

6 物資の配送計画及び調整

- (1) 要請に基づいて調達した物資については、原則として物資集積所を通さず、直接要請場所へ配送する。
- (2) 義援物資は、物資要請情報に合う物について配送調整を行う。配送は、物資提供者へ配送先等を伝達する。
- (3) 義援物資のうち、ボランティア団体が配送を希望する物資については、ボランティア団体と連携し配送調整する。

7 物資の在庫管理

- (1) 物資提供の申出を基に，在庫予定物資の保管倉庫を決定する。
- (2) 物資拠点から在庫状況を確認し，市町村からの要望を基に，物資の配送計画を作成する。
- (3) 配送計画を物資拠点に連絡し，配送手続を依頼する。
- (4) 配送決定後，要望のあった市町村へ，配送内容（物資・配送時間）を連絡する。
- (5) 物資の在庫状況は，入出庫があった際に更新を随時行う。



図：物的支援の受入調整の流れ

第 7 章 その他

1 ボランティアとの連携

(1) 一般ボランティア

- イ 社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、県レベル・市町村レベルの2段階で災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図る。
- ロ 市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会が中心となって設置する。基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集・受付及び現場へのボランティア派遣を行う。
- ハ 県災害ボランティアセンターは、宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置する。全国社会福祉協議会などの応援を得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営支援及び市町村間のボランティア調整を行う。
- ニ 県と市町村は、社会福祉協議会、NPO及びNGOと連携のとれた支援活動を展開する。
- ホ 県と市町村は、災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、ボランティアセンター一場所や資機材の提供、経費の助成、職員の派遣、被災状況についての情報提供等を行う。

(2) 専門ボランティア

関係する組織からの申込みについては各部局で対応する。主な種類は次のとおり。

受入項目	担当部局
救護所等での医療、看護及び保健予防	保健福祉部
被災建築物応急危険度判定	土木部
被災宅地危険度判定	土木部
防災関係施設診断	土木部
外国人のための通訳	経済商工観光部
被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
高齢者、障害者等への介護	保健福祉部

2 海外からの支援の受入れ

海外からの人的・物的支援の受入れは、外務省を通じて政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となっていくとされており、海外から支援の申出があったときには、緊急災害対策本部から被災都道府県に対して支援ニーズの有無が確認される。

災害対策本部における緊急災害対策本部との連絡窓口は、人的支援は人員調整チーム、物的支援は物資チームとする。

(1) 人的支援

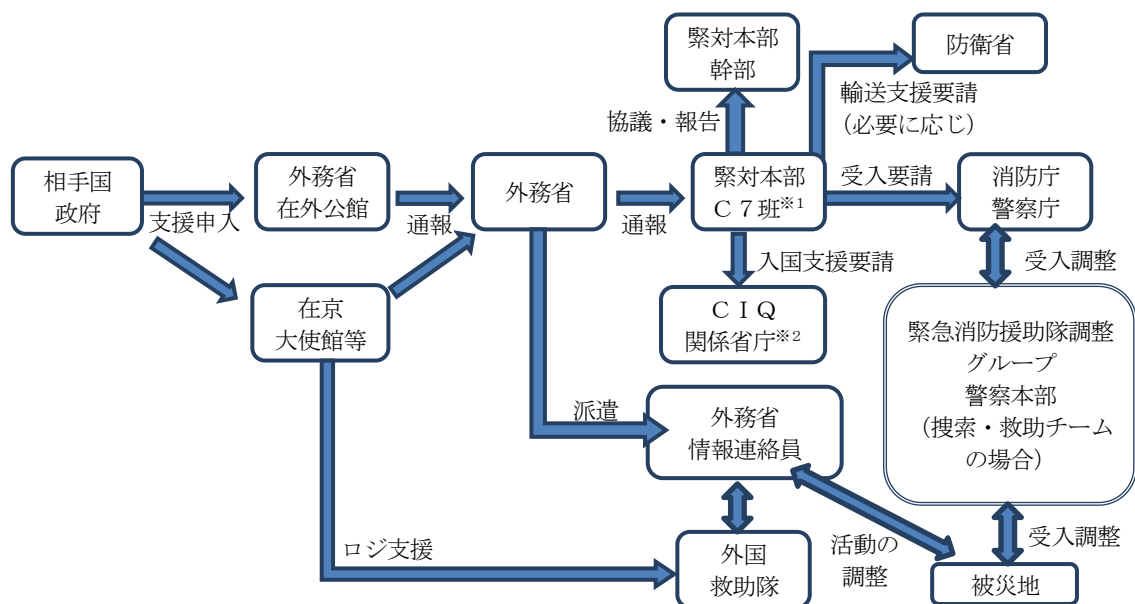
イ 海外からの人的支援として、捜索・救助などの救助隊や医療スタッフの受入れ等が想定される。

ロ 海外からの捜索・救助チームや、医療チームの活動場所は各部局等が調整する。

ハ 支援の受入れに当たっては、外務省から水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国に駐日大使館において確保するよう要請し、その旨を確認することとされている。

ニ 海外からの捜索・救助チームや医療チームには、外務省の職員（情報連絡員）が帯同することとされている。

ホ 東日本大震災の実績から想定される海外からの人的支援受入れの流れは、次のとおり。



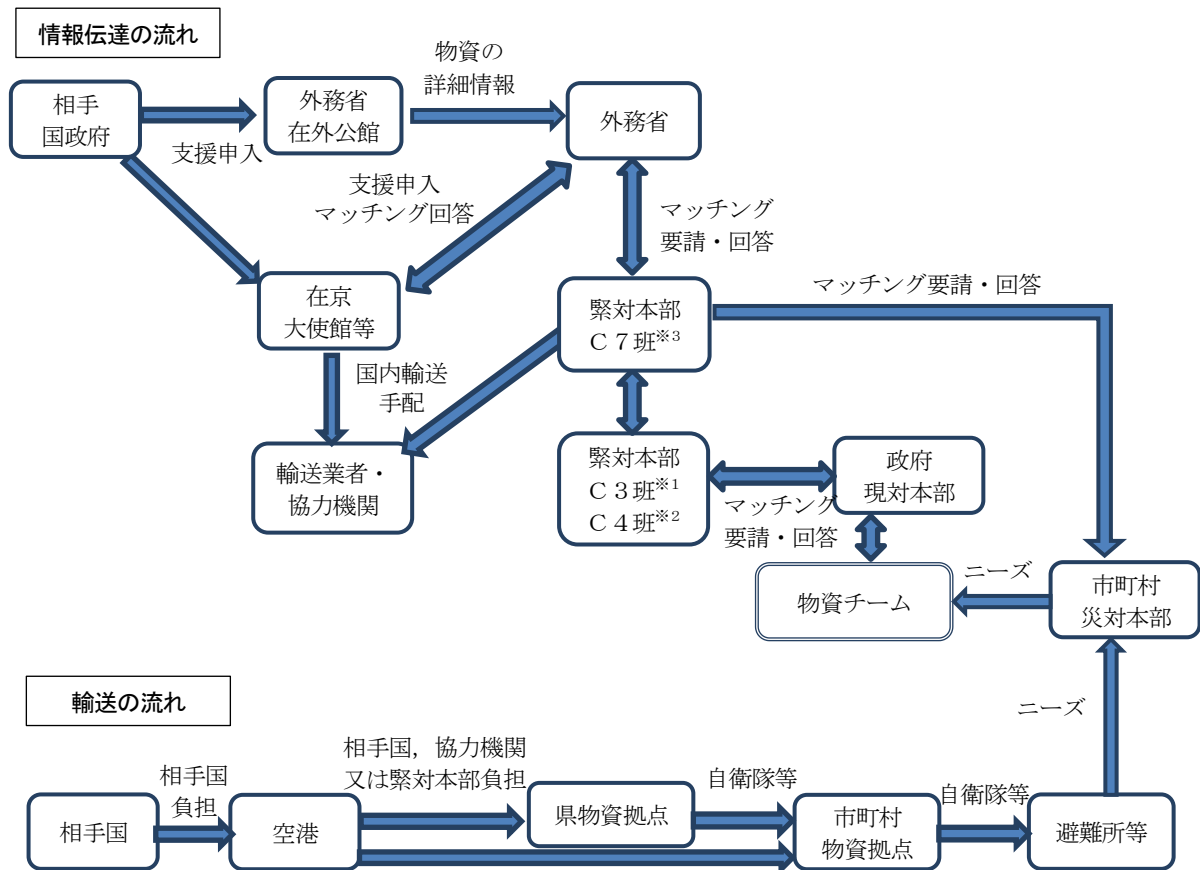
※1 緊急対策本部C7班：緊急災害対策本部事態処理班海外支援受入調整担当

※2 C I Q関係省庁：税関、入国審査、検疫関係省庁（財務、法務、厚労及び農水）

出典：緊急災害対策本部(被災者生活支援特別対策本部)におけるC7班
(海外支援受け入れ調整班)の活動(内閣府(防災担当))を基に作成

(2) 物的支援

- イ 海外からの物的支援として、食料、飲料水、生活必需品及び義援金などが想定される。
- ロ 日本国内に物資が到着し県物資拠点に輸送するまでの調整は、国が行うこととされている。
- ハ 県物資拠点から被災市町村までの輸送調整などは、災害対策本部（物資チーム）が被災市町村と調整しながら行う。
- ニ 東日本大震災の実績から想定される海外からの物的支援受入れの流れは、次のとおり。



※1 緊対本部C 3班：緊急災害対策本部事態処理班輸送活動調整担当

※2 緊対本部C 4班：緊急災害対策本部事態処理班物資調整担当

※3 緊対本部C 7班：緊急災害対策本部事態処理班海外支援受入調整担当

出典：緊急災害対策本部（被災者生活支援特別対策本部）におけるC7班
（海外支援受け入れ調整班）の活動（内閣府（防災担当））を基に作成

3 費用負担

(1) 県が締結する相互応援協定等に基づき、県又は県内市町村が全国の自治体から応援を受け入れる際の費用負担については、次のことを踏まえて対応する。ただし、法令に別の定めがある場合、又は県内市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき当該市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従う。

イ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。

ロ 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。

ハ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては、応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。

ニ 災害救助法の対象経費については次のとおりであり、対象分を県が支弁する。詳細は災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）による。

ホ システムに基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令又は災害時相互応援協定の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市町村又は県が協議して定める（被災市町村応援職員確保システムに関する要綱）。

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

4 訓練及び計画の見直し

- (1) 県が実施する定期的な防災訓練に、適宜この計画に記載する内容を取り入れ実効性を検証する。
- (2) 訓練を通じた検証、地域防災計画の修正、県及び関係機関の体制の変更等に応じて本計画を適宜見直し、修正を行うものとする。

5 市町村への受援体制構築の支援

内閣府ガイドラインに基づき、本計画との整合性を図りながら、県内市町村の受援体制構築に向けた支援を進める。